

独立行政法人 国際協力機構の
令和6年度における業務実績評価

令和7年8月

外務省

財務省

農林水産省

1．評価対象に関する事項			
法人名	独立行政法人国際協力機構		
評価対象事業年度	年度評価	令和 6 年度（第 5 期中期目標期間）	
	中期目標期間	令和 4～8 年度	

2．評価の実施者に関する事項				
主務大臣	外務大臣			
	法人所管部局	外務省国際協力局	担当課、責任者	政策課 原田 貴 課長
	評価点検部局	外務省大臣官房	担当課、責任者	考査・政策評価室 菱山 聡 室長
主務大臣	財務大臣（外務大臣及び財務大臣の共管項目：No. 14「内部統制」、No. 16「短期借入金の限度額」のうち、有償資金協力業務に係る財務及び会計に関する事項。）			
	法人所管部局	財務省国際局	担当課、責任者	開発政策課 松本 千城 課長
	評価点検部局	財務省大臣官房	担当課、責任者	文書課政策評価室 熊澤 明男 室長
主務大臣	農林水産大臣（外務大臣及び農林水産大臣の共管項目：農林業の開発に係る開発投融资の債権の回収等に関する事項。）			
	法人所管部局	農林水産省輸出・国際局	担当課、責任者	新興地域グループ 諸永 裕一 参事官（グループ長）
	評価点検部局	農林水産省大臣官房	担当課、責任者	広報評価課 藏谷 恵大 課長

3．評価の実施に関する事項
評価のために以下の手続等を実施した。 （１）監事ヒアリング：令和 7 年 7 月 8 日 （２）理事長ヒアリング：令和 7 年 7 月 25 日 （３）有識者からの意見聴取：令和 7 年 7 月 25 日

4．その他評価に関する重要事項
特になし。

1. 全体の評価					
評価 (S、A、B、C、D)	B：全体としておおむね中期計画における所期の目標を達成していると認められる。	(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評価の状況			
		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
		A	B	B	
評価に至った理由	法人に対する各項目別評価を踏まえて、総合的に法人の活動結果を判断し、B 評価とした。特に考慮した内容は以下のとおり。 ・大項目「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」に関する項目の評価について、評価対象 9 項目のうち、S 評価 5 項目、A 評価 4 項目と、全ての項目で所期の目標を上回る成果を上げた。 ・大項目「業務運営の効率化に関する事項」、「財務内容の改善に関する事項」、「安全対策に関する事項」、「その他業務運営に関する重要事項」に属する項目の評価について、評価対象 6 項目のうち、S 評価 1 項目、A 評価 2 項目、B 評価 1 項目、C 評価 1 項目、D 評価 1 項目と、所期の目標を下回る D 評価の項目があることに鑑み、項目別評価を基礎とした場合の A 評価から、一段階引き下げた。				

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	機構は、独立行政法人国際協力機構法に基づき、開発途上地域の経済及び社会の開発若しくは復興又は経済の安定に寄与することを通じて、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的として開発協力事業を行っている。2024 年度は第 5 期中期目標期間（2022～2026 年度）の 3 年目であった。重要度の高い項目について、法人全体に対する主な評価は以下のとおり。 【開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保】（No. 1） ウクライナ緊急復旧・復興支援では、冬季の電力危機に対応しヒートポンプの供与を通じて省エネ化に貢献した。日本の技術を活用した本取組は、相手国政府から高い評価を受けており、国際社会における我が国の技術力と対応力の発信にもつながった。日本政府の外交方針と合致した支援として、技術面・政策面双方において日本の存在感の向上に寄与している点が注目される。 【開発途上地域の人々の基礎的生活を支える人間中心の開発の推進】（No. 2） 次のパンデミックに備えた感染症対策の強化に向け、国内外の関係機関との連携を推進し、平時からの体制整備に貢献した。2024 年 9 月には国内関係機関との合同セミナーを開催し、2025 年 3 月にはアフリカ CDC とのワークショップを実施するなど、人材交流と検査拠点の機能強化を通じて国際的なネットワークの拡充に寄与している。これらの取組は、感染症対策における我が国の知見と協力姿勢を体現するものであり、日本政府の政策実現への貢献として意義深く、支援体制構築において外部機関との連携を生んだ成果として評価される。 【普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現】（No. 3） カンボジアにおける長年の協力を基盤に、同国地雷対策機関との連携を通じた南南協力を展開し、アフリカ 4 か国の地雷対策機関向け国際ワークショップを開催するなど、国際的な枠組みにおいて日本の貢献とプレゼンスを強化した。本取組は、日本政府が掲げる地雷・不発弾対策方針の具体化であり、機構の長期的関与と戦略的連携により関係国への技術・制度面での波及効果を生み出した好事例として評価される。 【地域の重点取組】（No. 5） フィリピンでは、バンサモロ包括和平合意署名 10 周年に際し、比政府およびバンサモロ暫定自治政府の要人を招いたシンポジウムを東京で開催。和平プロセスの成果と展望を発信し、比政府高官から「ノーベル平和賞以上の貢献」との発言がなされるなど、我が国の長年の平和構築支援が国際的にも極めて高い評価を得たことは、地域における日本の信頼と影響力の確立を示す成果である。 また、太平洋・島サミット（PALM）における政府の公約達成に向け、研修員受入や専門家派遣等を通じた人的交流により、島嶼国との信頼醸成を現場レベルで支えた。PALM10 では、首脳級との面談や関連イベントを通じた関係強化が図られ、オールジャパンの取組の一翼を担う好事例として評価される。 さらに、2025 年開催予定の TICAD9 に向けて、機構は外務省と連携し、アフリカ開発イニシアティブの立案や政策文書案の提出、勉強会の開催等を通じて、日本政府の対アフリカ政策形成を実務面から支えた。閣僚会合では、若者関連イベントの開催や成果文書の採択にも貢献し、国際的な発信力と多層的な外交の深化に寄与した。 ガザ地区においては、深刻な人道危機に対応するため、WHO と連携した遠隔支援を展開。医療データの標準化・集約を通じて現地の医療ニーズの可視化を支援し、国際的な人道支援の実効性向上に貢献した取組として評価される。

	【事業実施基盤の強化】（No. 9） 国際協力 70 周年の節目を契機に、ODA の意義や成果を多面的かつ創意工夫を凝らした広報活動を通じて国内外に発信した。経営層による積極的なメディア露出、国会議員や若年層との対話型イベントの開催などにより、国民理解の促進と国際的な信頼醸成の両面で大きな効果を上げたことは、機構の主体的かつ戦略的な取組として評価される。 また、ミャンマー中部地震やバヌアツ地震への迅速な初動対応、ガザにおける困難な現場環境下での WHO との連携支援により、災害医療情報の可視化を通じた実効的な人道支援を展開するなど、国際緊急援助分野において機構の専門性と機動性が着実に発揮された。これらの活動により蓄積された知見が国内災害対応にも活用されている点は、制度としての双方向的還元性を示す好事例として評価される。 【業務運営の効率化、適正化】（No. 11） 【内部統制】（No. 14） フィリピン「首都圏鉄道 3 号線改修事業」に関連する情報漏洩事案については、第 217 回国会において参議院決算委員会及び本会議における警告決議を受けたことを機構として真摯に受け止め、不正・不適切事案を含む重大事案に係る報告・初動体制の強化、組織横断的な法務・コンプライアンス機能強化、組織内コミュニケーションの強化・改善を含む、再発防止策の着実な履行及びガバナンスの改善等の措置を強く求める。
全体の評価を行う上で特に考慮すべき事項	2023 年度にフィリピン向け円借款「首都圏鉄道 3 号線改修事業」に係る JICA 職員による情報漏洩事案が発生したことを受け、2024 年 7 月に JICA 職員の懲戒処分を公表。同年 11 月に、事実関係の再検証及び更なる再発防止策の検討のため、JICA の下で検証委員会を設置。2025 年 6 月に同委員会から JICA に提出された報告書を受けて、現在は再発防止に向けた取組が進められている。本事案について、第 217 回国会において参議院決算委員会及び本会議における警告決議を受けた。（項目 No. 11、No. 14 参照。）

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評価で指摘した課題、改善事項	各項目別評価に記載のとおり。
その他改善事項	特になし。
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	特になし。

4. その他事項	
監事等からの意見	1 法人の業務は、法令等に従い適正に実施され、また、第 5 期中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているものと認める。なお、法人は今後、令和 7 年 4 月 17 日付「独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律」の施行を受け、改正の目的である民間資金動員の促進、国内外の課題解決力を有する主体との連携強化、その基盤となる柔軟で効率的な JICA 財務の実現に具体的に取り組むこととなる。本法改正にかかる国会審議における指摘を真摯に受け止め、対応していく必要があり、特に法人のガバナンスに関し、フィリピン共和国向け円借款事業の調達手続に関する秘密情報の漏洩事案の対応にかかる指摘については、検証委員会の報告も踏まえ改めて法人として必要な措置を講じることが強く求められる。本法改正に至る、法人に対する国内外の期待に応え、理事長のリーダーシップの下、役職員等が協力し合い、サステナブルな組織・事業運営に不断に努めていくことが重要である。 2 法人の内部統制システムに関する業務方法書の記載内容は相当であると認める。また、内部統制システムに関する法人の長の職務の執行について、指摘すべき重大な事項は認められない。 3 役員の職務の執行に関する不正の行為又は法令等に違反する重大な事実とは認められない。 4 財務諸表等に係る会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認める。 5 事業報告書は、法令等に従い、法人の状況を正しく示しているものと認める。
その他特記事項	第 5 期中期目標における「評価の考え方」に基づき、以下の考え方で自己評価を実施した。 ・「外務省所管独立行政法人の業務実績評価の基準について」に従い、定量指標の達成状況に加え、質的な成果や成果の最大化に向けた機構の取組状況も勘案して評価を行う。 有識者からの意見聴取は以下のとおり。 ・令和 6 年度の国際協力機構（JICA）の事業実績は、市民社会組織（CSO）の立場から見ると、著しい成果と深刻な課題が同居する、極めて対照的な一年であったと評価せざるを得ない。

	JICA の自己評価では、評価対象 15 項目のうち S 評価 8 項目、A 評価 4 項目と大宗で目標を上回る成果を達成し、総合評価を「A」としている。特に、定量指標の多くが目標値を大幅に上回っており、現場レベルでの事業推進における多大な尽力と成果は率直に評価したい。例えば、「人間中心の開発の推進」(No. 2) や「多様な担い手との連携」(No. 8) といった市民社会が重視する分野で S 評価を獲得し、保健、教育、市民参加の各分野で目覚ましい量的拡大を達成したことは特筆に値する。また、「普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現」(No. 3) において、カンボジア地雷対策センター (CMAC) との長年の協力関係を活かし、ウクライナへの地雷・不発弾対策支援を展開した事例は、JICA が培ってきた信頼関係と専門性が新たな国際課題への貢献に繋がった好例であり、高く評価する。 しかしながら、これらの成果の影で、JICA の組織としての根幹を揺るがす極めて深刻な事態が発生したことを、注視する。フィリピンの円借款事業における情報漏洩事案に起因する、「業務運営の効率化、適正化」(No. 11) および「内部統制」(No. 14) における C 評価は、単なる業務上の瑕疵ではない。これは、国民の税金を原資とする ODA 事業の公正性と透明性を著しく損ない、JICA に寄せられる国内外の信頼を根底から覆す可能性がある。 また、市民社会との連携においても、課題は残る。「多様な担い手との連携」(No. 8) における【指標 8-4】「NGO 等活動支援事業への参加人数」が目標値 500 人に対し実績値 1838 人と 3 倍以上の成果を上げたことは歓迎するが、こうした量の拡大が、パートナーシップの「質」の深化を必ずしも意味しない。JICA と NGO が対等なパートナーとして、事業の構想段階から共創し、現地の市民社会の主体性や組織能力の強化に繋がっているかという質的な側面についても、より一層の重視が求められる。これは、長年にわたる NGO-JICA 協議会等での議論の核心でもある。我々は「批判的だが、建設的な友人」として、JICA が「人間の安全保障」の主要な担い手として、組織課題の改善に努められることを期待する。 ・激動する国際環境の中、JICA は極めて多岐にわたる業務を展開し、国際社会が直面する複雑かつ多様な課題に的確に対応しており、その取り組みは高く評価されるべきものとする。 本報告書における自己評価は、S 評価 8 項目、A 評価 4 項目、B 評価 1 項目、C 評価 2 項目とされ総合として A 評価とされているが、定量・定性の両面に加え、対象国のニーズや政策、JICA の方針にも合致、また各事業の重要度や実施の困難度を踏まえても妥当な評価であり、昨年度に引き続き中期 5 か年計画に沿った着実な成果が確認される。自己評価に全面的に同意する。 JICA は、教育・保健・インフラなど多岐にわたる分野で、現場に根差した支援を通じて具体的な成果を挙げており、報告書に示された実績はその証左である。これらの活動は、単なる援助にとどまらず、相手国との信頼関係を築く外交の一環として、日本の国際的プレゼンスを高める重要な役割を果たしている。 一方で、ODA に対する国民の理解が進みにくい現状において、JICA の透明性ある報告と成果の「見える化」は、国民の理解と支持を得る上で極めて重要である。その意味でも、本報告書の意義は大きいと考える。ただし、報告書は過去 1 年間の多くの実績が網羅的に記載されている一方で、個々の取り組みの軽重や戦略的な位置づけが読み取りにくく、全体としてのストーリー性にやや乏しい印象も受ける。例えば、将来への布石となる先見性や革新性の高い取り組みをより強調するなど、読み手にとっての理解を促すように工夫されることも検討していただきたい。 また、報告書の分量についても、以前の約 300 ページから半減されたとはいえ、依然として読み手にとっては膨大な情報量である。JICA の優れた国際協力の取り組みをより広く社会に理解してもらうためにも、構成や表現方法のさらなる工夫を期待したい。 2025 年 4 月の JICA 法改正でも触れられているが、今後は、民間企業との連携を一層深め、民間資金の動員を図りながら、ODA を通じた共創の場を広げていくことが、日本の国際協力の新たな価値創造につながる。本報告書では触れられていないが、円借款事業においては、相手国政府の行政能力の不足や政情不安等により、工期の遅延やコスト増、未払い金の発生といった、受注した民間企業にとって想定外の事態が発生するケースも見受けられる。2025 年 4 月の JICA 法改正でも無償資金協力の迅速性強化の一環として JICA から民間企業への直接支払を可能にするなど既に様々な改善取組をなされていますが、ODA を円滑に推進するためにも官民が連携して課題解決に取り組むことが一層重要となっており、JICA としてもこうした課題に積極的に対応している姿勢を報告書に反映させることで、実施企業との連携強化にもつながるのではないかと。ご検討頂きたい。 ・JICA は、単なる国際開発協力の実施機関を超え、「人間の安全保障」の理念に基づき、包摂的かつ持続可能な社会の構築に貢献してきた。貧困層、障がい者、女性、子ども、高齢者、移民・避難民といった脆弱層に対する支援は、JICA の国際的信頼の基盤を形成している。たとえば、障がい者支援においては、就労・教育支援のみならず、ユニバーサルデザインやバリアフリー制度の整備を通じて、尊厳ある自立の実現を制度的に後押ししている。また、保健・教育・水衛生などの基礎的サービスでも、単なるインフラ整備に留まらず、「人間の尊厳」に基づく制度設計が重視されている。さらに、紛争・災害・気候変動といった複合的リスクに晒される人々には、人道支援とレジリエンス支援を組み合わせ、生活再建と将来への展望を提供している。これらの取り組みは、まさに「人に優しい国際協力 (Compassionate Development Cooperation)」を体現するものであり、「誰一人取り残さない」という SDGs の核心理念の具体化と評価できる。特にフィリピン・ミンダナオ島における和平実現への支援はフィリピン政府より高く評価されている。 JICA の 2024 年度自己評価「A」は、活動実績に照らして妥当と考える。近年、国際援助は地政学的再編と制度構築競争の中で再政治化されており、JICA には「政策形成機関」としての機能強化と公共性の再定義が求められる。 自己評価で多くの項目が「S」評価となった背景には、迅速な対応力、現地制度への深い理解、人材の専門性が挙げられる。複雑化する国際情勢の中でも一貫して SDGs、人道支援、外交戦略と整合性の取れ
--	---

	た協力を展開している。今後は、「戦略性」「説明責任」「共創性」の観点をさらに明確にし、現場から政策へ、受益者から制度へと連なる双方向の制度共創型国際協力モデルの確立が期待される。2024 年度は、COVID-19 からの回復が続く一方で、ウクライナ戦争やガザ紛争の長期化、グローバル・サウスの影響力拡大、そして気候危機の深刻化など、相互に関連する複合的課題が同時進行する年となった。こうした複雑な国際環境の中で、JICA は機動力と戦略性を発揮し、多面的な制度的対応を展開した。とりわけ、「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」構想においては、インフラ整備、制度支援、人材協力といった多層的手段を通じて、日本の外交的プレゼンスを具体化した点が注目される。また、能登半島地震への復興支援や、中東・アフリカにおける人道支援にも即応し、緊急支援と開発支援の橋渡しを果たしたことで、JICA の国際的存在感はさらに高まった。制度的貢献機関としての進化に向けて、JICA は引き続き「戦略性」「説明責任」「多様性」「共創性」の 4 本柱を明確に据えるとともに、短期的なアウトプットと中長期的な制度成果を統合的に評価する視点を確立することが求められる。これは、「実施主義」から「制度共創型ガバナンス」への転換を意味し、今後のグローバル協力における日本の知的貢献の中核を担うものと位置づけられるべきである。 政府は 2023 年 6 月、「開発協力大綱」を閣議決定し、技術協力・有償資金・無償資金を駆使して、特にアジア・アフリカ諸国において顕著な成果を挙げてきた。2024 年度の主な成果としては、ウクライナにおける寒冷地対応のヒートポンプ導入支援、ASEAN におけるフードバリューチェーン強化、障がい者支援の制度整備、ユニバーサルデザインの普及などが挙げられる。さらに、相手国の要請を待たずに主体的に提案する「オファー型協力」や、デジタル人材育成、低炭素型施設の整備、制度共創型官民連携といった革新的取り組みによって、JICA は開発協力のフロンティアを切り拓いている。これらを踏まえ、JICA は現在、急速に変化する国際環境と制度改革ニーズに対応するため、組織の内部キャパシティの強化と構造的な変革が求められる重要な局面にある。
--	---

様式 1－1－3 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定総括表様式

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別 調書No.	備考
	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度		
Ⅰ．国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項							
日本の開発協力の重点課題	S	A	A			(No. 1－ No. 5)	
開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保	<u>S</u> ○	<u>S</u> ○	<u>S</u> ○			No. 1	
開発途上地域の人々の基礎的生活を支える人間中心の開発の推進	<u>A</u> ○	<u>S</u> ○	<u>S</u> ○			No. 2	
普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現	<u>S</u> ○	<u>A</u> ○	<u>A</u> ○			No. 3	
地球規模課題への取組を通じた持続可能で強じんな国際社会の構築	<u>S</u> ○	<u>A</u> ○	<u>S</u> ○			No. 4	
地域の重点取組	A○	A○	A○			No. 5	
JICA 開発大学院連携・JICA チェアを通じた親日派・知日派リーダーの育成	A○	A○	A○			No. 6	
民間企業等との連携を通じた開発課題の解決への貢献	S○	S○	A○			No. 7	
多様な担い手と開発途上地域との結びつきの強化及び外国人材受入・多文化共生への貢献	A○	A○	S○			No. 8	
事業実施基盤の強化	S	S	S			No. 9	

※1 重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。 ※3 重点化の対象とした項目については、各標語の横に「重」を付す。

※2 困難度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。 ※4 「項目別調書 No.」欄には、●年度の項目別評定調書の項目別調書 No. を記載。

中期計画（中期目標）		年度評価					項目別 調書No.	備考
		R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度		
Ⅱ．業務運営の効率化に関する事項								
組織体制・基盤の強化、DX の推進を通じた業務改善・効率化		A○	S○	S○			No. 10	
業務運営の効率化、適正化		B	D	C			No. 11	
Ⅲ．財務内容の改善に関する事項								
財務内容の改善に関する事項		B	B	B			No. 12	
Ⅳ．その他の事項								
安全対策・工事安全に関する事項		<u>A</u> ○	<u>A</u> ○	<u>A</u> ○			No. 13	
内部統制		B	D	D			No. 14	
組織力強化に向けた人事		<u>A</u>	<u>A</u>	<u>A</u>			No. 15	
短期借入金の限度額		－	－				No. 16	
不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画		－	－				No. 17	
前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画		－	－				No. 18	
剰余金の使途（有償資金協力勘定を除く。）		－	－				No. 19	
施設及び設備に関する計画		－	－				No. 20	
積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取扱いに関する事項		－	－				No. 21	

1．当事務及び事業に関する基本情報			
No.－ (一定の事業等のまとまり)	日本の開発協力の重点課題		
業務に関連する政策・施策	開発協力大綱、持続可能な開発目標（SDGs）実施指針、自由で開かれたインド太平洋（FOIP）、インフラシステム海外展開戦略 2025 及び追補、インフラシステム海外展開戦略 2030、国家安全保障戦略、G7 広島サミット、第 2 回グローバル難民フォーラム、質の高いインフラパートナーシップ、質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ、質の高いインフラ投資に関する G20 原則、成長戦略実行計画、日ウクライナ経済復興推進会議、TICAD8 チュニス宣言、日 ASEAN 包括的連結性イニシアティブ、日本 ASEAN 友好協力に関する共同ビジョン・ステートメント、PALM9 及び PALM10 の行動計画、日本・ブラジル・グリーンパートナーシップイニシアティブ（日伯 GPI）アジア・エネルギー・トランジション・イニシアティブ（AETI：Asia Energy Transition Initiative）、アジア・ゼロエミッション共同体（AZEC：Asia Zero Emission Community）構想、アフリカ・グリーン成長イニシアティブ、グローバル・フードバリューチェーン戦略、国際保健外交戦略、平和と健康のための基本方針、国際的な脅威となる感染症対策強化に関する基本方針、グローバルヘルス戦略、アジア健康構想、アフリカ健康構想、健康・医療戦略、日本の教育協力政策、持続可能な開発のための教育、平和と成長のための学びの戦略、女性・平和・安全保障に関する行動計画、国際女性会議 WAW！2022 東京宣言、法制度整備支援に関する基本方針、「ビジネスと人権」に関する行動計画、地雷対策支援に関する包括的パッケージ、日カンボジア地雷イニシアティブ、サイバーセキュリティ分野における開発途上国に対する能力構築支援に係る基本方針、スポーツ・フォー・トゥモロー（SFT）、パリ協定、仙台防災枠組、環境インフラ海外展開基本戦略、マリーン（MARINE）・イニシアティブ、地球温暖化対策計画	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人国際協力機構法第 13 条
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和 5 年度及び令和 6 年度度政策評価、 行政事業レビューシート番号： 予算事業 ID 001098

* 重要度の設定理由は項目 No. 1 から No. 5 で同様のため、他項目では理由の記載を省略する。

2. 主要な経年データ														
① 主要なアウトプット（アウトカム）情報：項目 No. 1～項目 No. 5 の項目別の記載を参照								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）＊						
										2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度
								予算額（百万円）		153,850	121,576	109,339		
								決算額（百万円）		211,517	268,075	237,544		
								経常費用（百万円）		105,509	113,710	120,832		
								経常利益（百万円）		△43,696	△3,651	△1,412		
								行政コスト（百万円）		105,509	113,710	120,832		
								従業員数		1,201	1,203	1,219		

＊中期目標脚注 2 の記載に基づき、目標単位を項目 No. 1 から No. 5 に細分していることから、
「一定の事業等のまとまり」全体としてのインプット情報を本表で記載する。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
（別添）中期目標、中期計画、年度計画				
	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
		業務実績	自己評価	
	＜主な定量的指標＞ （定量的指標及び実績は 2. ②参照） ＜その他の指標＞ 3.（1）「開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保（「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅）」から 3.（5）「地域の重点項目」に対応する指標。	＜主要な業務実績＞ No. 1 から No. 5 の各項目を参照。	＜評定と根拠＞ 評定：S 一定の事業等のまとまりを細分化した評価単位 5 項目（No. 1～No. 5）では、S 評定 3 項目、A 項目 2 項目と、全ての項目において所期の目標を上回り、かつ 3 項目においては中期目標における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果を得られていると認められるため。 ＜課題と対応＞ No. 1 から No. 5 の各項目を参照。	評定 A
				＜評定に至った理由＞ 一定の事業等のまとまりを細分化した評価単位 5 項目（No. 1～No. 5）では、S 評価 3 項目、A 評定 2 項目と、所期の目標を上回る成果が得られていると認められるため。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 各項目参照。 ＜その他事項＞ 各項目参照。

(別添) 中期目標、中期計画、年度計画			
	中期目標	中期計画	年度計画
	3. (1)「開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保（「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅）」から 3. (5)「地域の重点取組」。 中 期 目 標 ・ 中 期 計 画 ・ 年 度 計 画 は、JICA ウェブサイト (https://www.jica.go.jp/about/disc/chuki_nendo/index.html) を参照。	2. (1) ①「開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保（「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅）」から 2. (1) ⑤「地域の重点取組」。	年度計画 1. (1)「開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保（「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅）」から1. (5)「地域の重点取組」。

1. 当事務及び事業に関する基本情報				
No.1	開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保（「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅）			
業務に関連する政策・施策	開発協力大綱、自由で開かれたインド太平洋（FOIP）、インフラシステム海外展開戦略 2025 及び追補、インフラシステム海外展開戦略 2030、成長戦略実行計画、グローバル・フードバリューチェーン戦略、G7 広島サミット、日ウクライナ経済復興推進会議、TICAD8 チュニス宣言、持続可能な開発目標（SDGs）実施指針、アジア・エネルギー・トランジション・イニシアティブ（AETI）、アジア・ゼロエミッション共同体（AZEC）構想、アフリカ・グリーン成長 イニシアティブ、質の高いインフラ投資に関する G20 原則	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人国際協力機構法第13条	
当該項目の重要度、困難度	【重要度：高】開発課題の解決に直接寄与する成果を生み出すための目標項目であり、開発協力大綱等の政策目標への貢献の観点からも機構の業務の最も重要な部分であるため。（No.1からNo.5共通） 【困難度：高】新型コロナウイルス感染症の拡大や気候変動等の地球規模課題の深刻化は、格差の拡大、経済活動環境の悪化、飢餓人口の増加、農業被害の拡大等、開発途上地域の経済成長の基礎となる本項目のセクター全般に大きな影響及び変化をもたらしている。かかる状況及びパンデミック後の世界の復興を見据え、本項目の目標達成に向けて、機構の既往の取組に加え、開発プロセスにおける民間部門の巻き込み等多様なアプローチや新しい課題に対応したイノベーションの促進、気候変動対策への貢献を含む途上国のぜい弱性への対応をこれまで以上に模索し、包摂性を重視した「質の高い成長」を追求する必要があるところ、本項目は困難度を高とするのが妥当と考える。	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和5年度及び令和6年度度政策評価、 行政事業レビューシート番号：予算事業ID 001098	

* 重要度の設定理由は項目 No.1 から No.5 で同様のため、他項目では理由の記載を省略する。

3. 主要な経年データ															
	① 主要なアウトプット（アウトカム）情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）*					
	指標等	達成目標	基準値	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度			2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度
	【指標 1-2】運輸総合及び各運輸サブセクターに関連する長期計画の策定数及び公共交通改善の施策数（SDGs Goal 3、8、9、11、13 関連）	20 件	4 件	7 件	6 件	8 件	件	件		予算額（百万円）**	21,253	26,511	33,583		
	【指標 1-3】能力強化された海上保安機関等の職員数（SDGs Goal14、16 関連）	300 人	60 人	85 人	135 人	152 人	人	人							
	【指標 1-5】資源分野人材の育成数（SDGs Goa	100 人	20 人	28 人	25 人	23 人	人	人							

	1 7 関連)														
	【指標 1-6】産業人材（民間セクター人材）の育成数（SDGs Goal 8 関連）	92,500 人	18,500 人	30,555 人	54,329 人	43,208 人	人	人							
	【指標 1-7】競争力強化のための支援サービスを受けた企業数（SDGs Goal 8 関連）	3,500 社	700 社	994 社	1,492 社	967 社	人	人							
	【指標 1-8】SHEP アプローチの恩恵を享受した小規模農家数（SDGs Goal 1、2、6、8、12、14 関連）	15 万戸	30,000 戸	25,473 戸	41,526 戸	45,180 戸	戸	戸							
	【指標 1-9】アフリカにおける稲作協力の裨益を受けた人材数（研究者、技術者・普及員、農家等）（SDGs Goal 1、2、6、8、12、14 関連）	25 万人	50,000 人	69,148 人	75,306 人	85,421 人	人	人							

*項目 No.1～No.4 への支出額と項目 No.5 への支出額は重複するため、インプット情報は「日本の開発協力の重点課題」での記載に集約し、本表では参考値として各項目の支出額を記載する。以下、項目 No.5 まで同様。

**項目 No.1～No.4 に区分されない一部の支出額が項目 No.5 に含まれることから、No.1～4 の支出額合計と No.5 の支出額合計は合致しない。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
(別添) 中期目標、中期計画、年度計画					
	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
		業務実績	自己評価		
	＜主な定量的指標＞ （定量的指標及び実績は 2.①参照）	＜主要な業務実績＞ No.1 ア 都市・地域開発 （1）業務実績 ◎ インフラ復旧・復興計画の策定支援を通じロシアによる侵略により被害を受けたウクライナの復興・復旧に貢献【①③④】：2023 年 3 月に開始したウクライナ「緊急復旧・復興プロジェクト」（技術協力プロジェクト）の活動が本格化。本プロジェクトは、インフラの復旧・復興計画の策定支援を行うとともに、特定された優先緊急復旧事業の実施も支援するものであり、重機、暖房装置（ヒートポンプ）、ギャビオン、上下水システム等の機材を、ウクライナ側の緊急的なニーズに寄り添い、迅速に供与した。ヒートポンプのパイロット事業は電力関連設備への攻撃が激化し、深刻な電力不足に陥っている同国に対して日本の技術を活用し、冬季の暖房の省エネ化に貢献するなど、ウクライナ政府からも高い評価を得ている。	＜評定と根拠＞ 評定：S 困難度が高いと設定されている中、評価指標の目標水準を大幅に上回る成果を上げていることに加え、「独立行政法人の評価に関する指針」（平成 26 年 9 月 2 日総務大臣決定）及び「外務省所管独立行政法人の業務実績の基準について」（平成 27 年 3 月外務省）に掲げられた S 評価の根拠となる質的に顕著な実績が多数あることから、当該事業年度における中期計画の所期の目標を上回る顕著な成果が得られていると認められるため。	評定	S
	＜その他の指標＞ 【指標 1-1】都市化の進行が著しい国における、都市マネジメント能力向上に係る取組の促進状況（SDGs Goal 11 関連） 【指標 1-4】低廉かつ低炭素な電力を安定供給するための環境整備状況（SDGs Goal 7 関連）	◎ 電子基準点に係る支援がJAPAN コンストラクション国際賞を受賞【①②③④】：タイ「電子基準点に係る国家データセンター能力強化及び利活用促進プロジェクト」（技術協力プロジェクト）が、2024 年第 7 回 JAPAN コンストラクション国際賞（先駆的事業活動部門）を受賞し、国交大臣より表彰された。本プロジェクトは、2023 年度 Geo アクティビティコンテスト（国土地理院主催）で国際貢献賞も受賞している。本プロジェクトにより、国家 CORS（Cross-Origin Resource Sharing：オリジン間リソース共有）データセンターの構築（タイの政府機関 5 機関が運用していた CORS240 点のデータを統合）と安定運用による高精度な位置情報データの配信とその利活用を促進するものであり、	＜課題と対応＞ （1）前年度評価時指摘事項 都市・地域開発分野では、新たな都市開発課題に対し、デジタル技術の活用、電子化した制度やプロダクトの提供等も念頭に、多様なパートナーとの連携を通じて、既存の援助手法にこだわらない柔軟かつ迅速な事業実施を期待する。 運輸交通分野では、SDGs の実現、質の高いインフラ、2050 カーボン・ニュートラル等を見据え、各セクターの課題に対して、他セクター／パートナーと連携した課題の特定、案件形成を期待する。その際、宇宙衛星、デジタル、AI などを活用した DX 推進にも積極的に取り組むことを期待する。 資源・エネルギー分野では、①エネルギー・トランジション政策・計画の策定・更新・実施と、②次世代脱炭素技術の開発・社会実装、③地域共同体内でのエネルギー安定供給、④カーボン・ニュートラル実現に必要な戦略物質の安定供給を国内外の様々なパートナーと共に促進するクラスター協力戦略への取り組みを期待する。 民間セクター開発分野では、開発途上国の社会課題解決に貢献するソーシャル・スタートアップが、開発途上国において継続的に創出されるために必要なエコシステム構築支援策について、技術協力及び資金協力を組み合わせた案件形成を期待する。 農林水産業・農村開発分野では、治安・政情不安等によるサプライチェーンの寸断や、自然災害・異常気象	＜評定に至った理由＞ 定量指標 7 項目のうち、6 項目が 120%以上、1 項目は達成度が目標値の 100%以上となっているが、年度計画において予定されていた取組を着実に実施するとともに、以下のとおり定性的に高い成果が得られており、かつ、重要度及び困難度が「高」とされている中、中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認め、「S」評価とする。	
				（定量的指標） 【指標 1-2】、【指標 1-3】、【指標 1-6】、【指標 1-7】、【指標 1-8】、【指標 1-9】の 6 項目において、達成度が目標値の 120%以上、【指標 1-5】において、達成度が目標値の 100%以上となっており、着実に目標を達成している。	
				（定性的実績） ア 都市・地域開発 ・「ウクライナ緊急復旧・復興プロジェクト」は、2023 年 3 月の開始以降、インフラ復旧計画の策定支援および優先復旧事業の機材供与を迅速に実施し、現地の緊急ニーズに的確に対応した点が評価される。特に、深刻な電力不足下で実施されたヒートポンプの供与は、日本の技術を活かした冬季暖房の省エネ化に貢献し、ウクライナ政府から高い評価を得ている。【①③④】 ・タイにおける国家 CORS データセンターの構築と高精度な位置情報データの利活用促進を支援し、同国の Thailand 4.0 に資する先駆的な取組として、JAPAN コンストラクション国際賞等の受賞につながった点は高く評価される。本プロジェクトは、首脳レベルの合意を踏まえた戦略的協力の具体化であり、日・タイ企業との連携によるパイロット事業の展開を通じて、スマート農業や自動運転等の先端分野における共創と DX の推進にも寄与した点が意義深い。【①②③④】	
				イ 運輸・交通 ・「ブジュンブラ港改修計画」は、老朽化したブルンジ最大の港湾施設を整備し、2024 年 10 月に完工。東南部アフリカ地域の貿易促進、輸送コスト削減、湖上輸送の安全性向上に資する事業として評価される。 新型コロナウイルス感染症による工事中断等の困難を乗り越え、ブルンジ大統領からの謝意表明も得るなど、両国関係の深化にも寄与した。【①③④】	
				ウ 資源・エネルギー ・各国におけるエネルギー移行政策・計画の策定支援は、カーボン・ニュートラルとエネルギー安定供給の両立に向けた基盤整備として評価される。バングラデシュにおける計画策定の完了に加え、インドネシア、ラオス、カンボジアでの支援の進展、ならびに次世代脱炭素技術の導入可能性を踏まえた分析の実施は、持続可能な脱炭素化	

		タイ王国が掲げる Thailand4.0 のビジョンに資する案件。また、2015 年の日・タイ首脳による共同プレス声明や2017年の日・タイハイレベル合同委員会での約束に基づく協力として位置付けられる。さらに、プロジェクトには、日・タイ企業が参画し、スマート農業、i-Construction、自動運転等の先駆的分野で 8 つのパイロット事業を実施。共創×デジタル・トランスフォーメーション（DX：Digital Transformation）を推進するものとしても位置付けられる。	による負の影響を軽減し、事業の成果を高めるための効果的な対策の実現に期待する。	への具体的貢献を示すものである。【①②③】
		◎ 機構が改訂を支援したマスタープランが市議会で承認【②③】:イラク「持続可能な都市づくりに向けたエルビル都市開発マスタープラン更新プロジェクト」（技術協力プロジェクト）で改訂を支援したエルビル都市開発マスタープランがエルビル市議会で承認された。同マスタープランの実施により、公共交通の実施及び利用促進が図られ、人々の移動の改善と都市の低炭素化に貢献することが期待される。なお、本成果は、国連人間居住計画（UN-Habitat：United Nations Human Settlements Programme）とエジプト政府の共催により開催された第 12 回世界都市フォーラムにおいて、世界各国の様々な事例の中から優良事例として同成果を発信した。	（2）対応 都市・地域開発分野では、GIS ベースの土地利用情報プラットフォームを活用し、技術協力プロジェクトにおいて、土地利用計画に基づく開発許認可の導入や、都市計画情報等の市民やビジネスへの共有・発信を支援し、機構が策定に協力した都市整備マスタープランに沿った開発誘導と土地利用規制を促進できる環境づくりを行った。 運輸交通分野では、都市交通×保健の取組を促進するとともに、信号管制における AI 等新しい技術の適用に係る科学技術協力の開始など DX の推進にも積極的に取り組んだ。	エ 民間セクター開発 ・「インド国経営幹部育成を基盤とした日印共創ビジネス交流促進プラットフォーム構築プロジェクト」は、2024 年 6 月に CII との連携により、日本企業とインドのスタートアップを結びつける実践的な協業支援を通じて、日印間の経済連携強化に貢献している点が評価される。 また、2024 年 12 月のインド限定 CEO 商談会においても、70 社近いインド企業が応募するなど、関係機関と連携した日印交流促進の取組は着実な成果を上げている。【①②】
		◎ 機構の研修参加者が中南米で自律的に成果を展開する法人を設立【②③】: 1998 年から JICA 北海道（帯広）で日本の土地区画整理を学ぶ研修、及びその後コロンビアでの第三国研修に参加した研修員による知見共有ネットワークが発展し、「中南米都市・地域計画家協会（ALPU）」が設立された。上記研修に参加した研修員は、日本の都市計画における区画整理の概念と仕組みについて重要な知識を習得し、それらの知識を活用して、中南米地域における国や地方自治体の都市計画政策や法	資源・エネルギー分野では、ASEAN3 か国でエネルギー・トランジション MP 調査を進捗させた。また、次世代脱炭素技術の開発と社会実装のコア人材を育成するため、GX 分野の留学生受入と受入大学の開拓を行い、共創と革新の基盤づくりを行った。鉱物資源に関しては、「資源の絆」（長期研修）の卒業生と共に、数か国で鉱物開発（概査）を進めることで合意した。民間セクター開発分野において、開発途上国の社会課題解決に貢献するソーシャル・スタートアップが、開発途上国において継続的に創出されるために必要なエコシステム構築支援策について、ナイジェリアにおいて専門家派遣による技術協力を継続するとともに無償資金協力によるファンドを組成する案件形成を行い、閣議決定された。 農林水産・農村開発分野では、対応方針として、①国際的なサプライチェーンの寸断の影響の軽減のために、自然・社会条件が比較的似ている地域単位での資源循環や自立分散型の取組を行うことが挙げられる。また、②耐乾性、耐暑性の高い品種や栽培手法の導入、間断灌漑など新たな技術の導入などにより、自然災害や異常気象に対するレジリエンスを高めるための技術の強化などの効果的な対策の実現が挙げられる。	オ 農林水産業・農村開発 ・「ASEAN-JICA フードバリューチェーン開発支援プロジェクト」では、ASEAN 事務局および 4 つの専門 WG との協働により、域内のフードバリューチェーン振興に貢献している点が評価される。また、日 ASEAN 技術協力協定に基づく戦略的取組として、関係国からの支持を得ており、「みどり協力プラン」や FOIP の実現にも資するものである。【①②】 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ウ 資源・エネルギー 脱炭素社会の実現に向けては、エネルギーの安定供給や経済成長との両立が不可欠であり、エネルギー・トランジション政策の策定・更新や次世代脱炭素技術の実装支援が重要な課題である。複数国・地域にまたがる課題であるため、産官学を含む多様なパートナーとの戦略的な連携を通じた、包括的かつ実効性のある取組を期待する。
				エ 民間セクター開発 今後の ODA においては、国内外の民間資金の動員が一層重要であり、具体的な協力枠組みの構築が課題である。社会課題の解決に資するビジネスの創出を後押しするため、技術協力と資金協力を組み合わせた案件形成の取組を一層加速することを期待する。 ＜その他事項＞（有識者からの意見聴講等） ・本項目が JICA の自己評価にて S 評価とされたこと、また 7 つの定量指標のうち 6 つが目標値を 120%以上達成したことは、運輸・エネルギーインフラの整備や産業人材育成といった分野における JICA の力強い貢献を示すものであり、評価する。特に、シーレーン沿岸国の海上保安能力向上や、地域の連結性強化に資するインフラ整備など、日本の政策との連携や広域的なインパクトを企図した取り組みは注目に値する。 しかし、市民社会の立場からは、経済成長の「質」と「包摂性」について、より深い洞察と配慮を求めたい。大規模インフラ整備や産業振興が、マクロ経済指標の向上に繋がる一方で、その恩恵が地域社会の最も脆弱な層にまで届いているか、ジェンダー格差の是正に貢献しているか、そして自然環境への負荷を最小限に抑えられているか、といった点について、より厳格な検証が必要である。

	律への組み込みを推進しているが、設立された ALPU は、中南米地域における持続可能な都市の実現に向けて、各国の実績・強みを活かしながら、国を越えたネットワークとして機能しており、中南米地域の都市部の貧困層の居住問題等の社会問題解決に貢献していくことが期待される。 ◎ 地域活性化推進プロジェクトにより相互に学び合いを促進【①②⑤】：タイ「持続可能な地域活性化推進能力強化プロジェクト」（技術協力プロジェクト）は、東南アジア諸国を中心に、開発途上国の地方都市で過疎化・高齢化が顕在化しつつある中、過疎化・高齢化に直面している日本の地方創生アプローチを、自治体連携を通じて開発途上国へ紹介すると同時に、開発途上国の取組からも学び、相互に Win-Win となる関係を築くものであり、内閣府の「まち・ひと・しごと創生基本方針2021」、総務省の「地域における多文化共生推進プラン（改訂）（令和2年9月）」にも貢献するもの。 ◎ マスタープランの策定支援に対する感謝状を受領【①③④】：パプアニューギニア「ココボ・ラバウルにおけるインフラ開発計画策定プロジェクト」（開発計画調査型技術協力）が完了し、東ニューブリテン州政府・州局長より機構プロジェクトチームリーダーに対して感謝状が授与された。本プロジェクトは、周辺島嶼部の産業・物流・人的往来の拠点となっているココボ・ラバウル地域におけるインフラ開発計画を策定することにより、同地域の開発を促進するものであり、第10回太平洋・島サミット（PALM10）の共同行動計画で示された重点分野「質の高いインフラの向上」「質の高いインフラ及び調整的なインフラ」にも貢献するもの。 （2）SDGs 達成に向けた貢献 都市・地域開発分野においては、都市整備	例えば、【指標 1-8】「SHEP アプローチの恩恵を享受した小規模農家数」が目標を上回る 45,180 戸に達したことは素晴らしい成果だが、こうしたボトムアップ型の支援と、トップダウン型の巨大インフラ事業との間に、理念的な整合性や相乗効果が十分に確保されているか、という問いが残る。 今後の事業形成・評価においては、経済成長の成果を測る指標として、マクロな数値だけでなく、貧困層の所得向上率、女性の経済活動への参加率、地域住民による事業への参加・意思決定の度合いといった、分配と参加の側面を測る質的・量的指標をより重視することを強く求める。経済成長が、真に「誰一人取り残さない」形で達成されるために、JICA が開発の現場における市民社会の重要なパートナーとしての役割を一層強化することを期待する。 ・戦争状態が続くウクライナに拠点を開設し、極めて高いリスクの中で職員を派遣し、復興支援を力強く推進している点は特筆に値する。特に、現地で緊急性の高いヒートポンプの迅速な納入は、実効性の高い支援として高く評価する。 また、日本との関係が深い東南アジア地域において経済成長と脱炭素のバランスを目指す日本政府の重点施策である AZEC に基づき、ASEAN 域内の電力融通を可能とするパワーグリッド構想に向けた事業特定は、地域全体のエネルギー・トランジションに貢献するものであり、排出量の多い途上国のカーボンニュートラル実現に向けた政策的意義も大きいと考える。 ・イ 運輸・交通 ベトナム、フィリピン、インドネシア等における港湾整備や都市鉄道プロジェクトは、日本の戦略的開発協力の象徴として機能しており、地域の経済安定と安全保障に資する制度基盤強化に貢献している。 ・エ 民間セクター開発 PPP や NINJA 事業など、民間資本の動員と社会的インパクトの融合を目指す先行モデルが展開されている。一方で、現地制度との整合性や事業の透明性確保に向けた仕組みづくりは、引き続きの課題である。
--	---	--

	マスタープランの策定支援や、公共交通指向型都市開発（TOD：Transit Oriented Development）の計画策定、それらに必要な人材育成等の技術協力を行い、SDGs ターゲット 11.2（全ての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供）、ターゲット 11.3（全ての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化）に貢献し、SDGs ゴール 11「住み続けられるまちづくりを」の達成に貢献した。 （3）事業上の課題及び対応方針 近年、都市開発の中で、スマートシティ化がトレンドとして定着しているが、スマートシティの定義が主体や視点によって様々で定まっていない。機構では、「デジタル等新技術を用いて、都市課題に対する住民の声や関連するデータを収集すること、その声やデータを踏まえた都市課題解決のための施策の立案実施、評価すること等を含む、住民参加及び住民と協働したまちづくりの PDCA サイクルを短縮すること」で都市の改善を迅速に実現することをスマートシティ・アプローチと定義している。同定義を踏まえ、開発計画調査型技術協力や技術協力プロジェクトにおける、パイロットプロジェクト等による試行とその有効性の評価を踏まえ、カウンターパート予算によるスケールアップや持続的な事業の形成及び実施に向けた能力強化等の取組を強化することにより、技術主導によらない、都市の課題解決や人々の利便性や生活改善の早期実現を行い、中長期的な都市のあるべき姿の実現に向けた機運の醸成やまちづくりへの人々の一層の参加に寄与していく。 No.1 イ 運輸交通 （1）業務実績 ◎ 重要性が高まりつつあるシーレーン沿岸国の海上保安能力の向上に貢献 【①③】：基礎情報収集・確認調査「海上		
--	--	--	--

	保安分野協力戦略策定のための情報収集・確認調査」に係る支援委員会での議論を2024年度末で終了した。本調査では、インド洋から東南アジアにおけるシーレーン沿岸国の海上保安能力の現状と、本来有すべき能力とのギャップを分析し、必要な対応の内容・規模の検討・優先順位付に関する議論を行った。2024年3月に贈与契約（G/A：Grant Agreement）を署名したインドネシア向け無償資金協力「海上保安能力向上計画」や、2024年6月に借款契約（L/A：Loan Agreement）を調印した円借款「フィリピン沿岸警備隊海上安全対応能力強化事業（フェーズ3）」、2024年6月に開始した技術協力プロジェクト「インドネシア海上保安機構能力開発プロジェクト」の実施を含め、今後同議論の結果も踏まえ、必要な支援を実施していく予定。これらの協力は、自由で開かれたインド太平洋（FOIP：Free and Open Indo-Pacific）の実現に貢献するとともに、「海洋基本計画(2023年4月28日閣議決定)」が掲げる「国際的な連携の確保及び国際協力の推進」の具現化を図るものとして位置づけられる。 ◎ ベトナム・ホーチミン市の都市鉄道1号線の開業【①③】：ベトナム「ホーチミン市都市鉄道建設事業（ベントイン-スオイティエン間（1号線）」（円借款）において建設を支援した都市鉄道が2024年12月に開業した。開業式典には、同市党委書記や人民委員長も出席し、ベトナム国内及び日本国内でも大々的に報道され、式典の後の一般開放は開業を喜ぶ多くの市民で賑わった。ベトナム第一の商業都市であるホーチミン市は、人口増加や道路交通量の増加に伴い、交通渋滞や大気汚染の深刻化、交通事故の増加、都市サービスへのアクセスの困難などの課題を抱え、効率的な経済社会活動を阻害する要因となっていた。これら課題に対処するために、本事業は、同市において、市中心部のベントイ		
--	---	--	--

	ン駅から市北東部のスオイティエンターミナル駅まで合計 14 駅、総延長 19.7km の都市鉄道を整備するもの。ホーチミン初の都市鉄道であることに加え、多くの住宅や商業施設のある都心部を通る 2.5km（3 駅分）は地下を走り、ベトナム初の地下鉄である。また、同路線の鉄道システムには日本の標準規格が採用されており、安全装置を装備した日本の車両や信号システムや、駅では転落防止に役立つプラットフォームのスクリーンドアが導入され、バリアフリー（点字ブロックや掲示板・放送案内、車両内の車いす専用スペースなど）の工夫も盛り込まれている。機構は、ホーチミン市都市鉄道運営会社（HURC1）の設立から組織の能力強化の側面でも長年支援を実施しており、日本の鉄道管理のノウハウが活かされている。 ◎ ミクロネシア地域の連結性強化に貢献【①②】：2024 年 8 月にパラオ「ミナト橋架け替え計画」（無償資金協力）、同 7 月にマーシャル「アマタ・カブア国際空港旅客ターミナル改築計画（詳細設計）」（無償資金協力）、同 9 月にミクロネシア「ポンペイ港拡張計画」の G/A を締結した。これらの案件は 2024 年 7 月に行われた PALM10 の公約にある技術と連結性に貢献するものであり、これらインフラ整備を行うことにより、大洋州地域の連結性の強化に貢献するもの。ミクロネシア地域 4 か国を対象とした「SIDS 型道路・橋梁・重機アセットマネジメント体制構築」に係る技術協力が開始され、各国の道路維持管理能力向上を図るとともに、資機材確保や海面上昇対策といった地域共通課題について、各国が連携して取り組んでいく。 ◎ ブルンジ最大の港湾の建設により東南部アフリカ地域の連結性強化に貢献【①③④】：2014 年 5 月に G/A を署名し、2019 年に着工したブルンジ「ブジュンブラ港改修計画」（無償資金協力）の完		
--	---	--	--

	工式が、2024 年 10 月に行われた。ブジュンブラ港はアフリカ大陸のほぼ中央、タンガニーカ湖の北端に位置し、ブルンジ最大かつ同湖最大の港である。施設の多くは 1960 年以前に整備され老朽化しており、近年の周辺国の急速な経済発展に伴う取扱貨物量の増加に対応できないという課題に直面していた。本事業は、コンテナターミナルや船舶修理施設の建設と、排水路の移設を行うことで、こうした課題解決を図り、東南部アフリカ地域を含めた周辺国との貿易促進、輸出入貨物にかかる輸送コストの削減、湖上輸送の安全性の向上に寄与することを図るものである。途中、新型コロナウイルス感染症蔓延の影響等により 2 度工事が中断されたが、1990 年代の国内紛争からの復興、経済発展に向けて、ブルンジ政府をはじめとする関係者の不断の努力により完工に至った。完工式では、ブルンジ大統領から機構の協力に対する感謝の言葉と、両国の連携を深めていきたい旨が述べられた。 ◎ 中米を横断する道路のボトルネックを解消【①③】：2024 年 12 月に、中米全土を横断するパン・アメリカン・ハイウェイの一部を成すエルサルバドルのサンミゲルバイパスの開通式典が開催された。円借款「サンミゲル市バイパス建設事業」によって建設されたこのバイパス道路は、サンミゲル市の市街地の交通渋滞の緩和を図り地域経済の活性化に寄与するだけでなく、パン・アメリカン・ハイウェイのボトルネックを解消し、中米地域の連結性を強化するものである。 ◎ 「クラスター事業戦略」により地域・国を跨いで効果的・効率的な協力を推進【②③】：道路アセットマネジメントのクラスター事業戦略を策定した。クラスター事業戦略とは、機構が重点的に取り組む課題・事業領域について、国・地域を跨ぎ、データやセオリーなど定量的・定性的な根		
--	--	--	--

	拠（エビデンス）に基づいた開発協力のシナリオをまとめたもので、他の開発協力機関、NGO、大学・研究機関、地方自治体、民間企業等の外部機関との協働・共創を推進することにより、開発インパクトを増大させることを目的としたもの。道路アセットマネジメントのクラスター事業戦略に基づき、各国の状況をより効率的に情報収集するツールとして、新成熟度指標を開発した。同ツールを用いることにより、各国の道路アセットマネジメント状況の比較分析が可能となり、域内協力を含む適切な協力戦略策定による協力効果増大といった効果が期待される。また、同戦略に基づき、サモアを対象とした協力とトンガを対象とした協力の 2 つの協力を一つの契約で実施する広域契約を締結。複数案件の契約を一本化することで、業務効率、予算効率が大幅に向上するとともに、各国の課題に加えて、地域共通課題や、地域間連携も含む協力内容となり、成果の増大も期待される。また、土木学会との連携の下、機構で実施中のプロジェクトに、土木学会負担による有識者を派遣し、プロジェクトの効果増大に寄与した。 ◎ 国際的な問題となっている船舶解体の改善を支援することにより人権に配慮した労働環境整備やカーボン・ニュートラルにも貢献【①③】：役目を終えた老齢船の多くが労働コストの安い開発途上国で解体されており、一部の国では船舶解体に伴う死傷事故や環境汚染が絶えず、世界的な問題となっている。多くの船舶解体が実施されているインドやバングラデシュ等での環境汚染や労働災害が 1990 年代頃から国際問題化する中、問題解決に向けて日本の国土交通省がリードする形で 2009 年にシップリサイクル条約が採択された。2023 年 6 月に同条約を締結したバングラデシュに対し、2025 年 6 月の条約発効に向けて、シップリサイクル施設等の承認を担う政府部局の創設及び承認プロ		
--	---	--	--

	セスの確立等に取り組む「シップリサイクル産業能力向上プロジェクト」（技術協力プロジェクト）を開始した。シップリサイクル条約に適合したリサイクル施設において、同条約に適合した方法で船舶の解体が行われることにより、労働者の安全や衛生、環境への配慮が国際的に担保されることになる。これにより、人権配慮が推進されるとともに、脱炭素化船等への円滑な代替に向けた環境整備が進み、海上輸送のカーボン・ニュートラルの加速化にも繋がることも期待される。 ◎ 機構が策定を支援した鉄道マスタープランが高く評価【③④】：2024 年 6 月にタイ「バンコク首都圏都市鉄道新マスタープラン (M-MAP2) 策定能力向上プロジェクト」（開発計画調査型技術協力）が終了した。2010 年に策定されたバンコク首都圏鉄道マスタープラン (M-MAP) は、バンコク首都圏の各種都市鉄道事業の基礎となってきたが、需要予測の精度向上、駅・ルートや他交通モードとの連結性、都市鉄道と都市整備計画の統合促進等の課題への対応策や将来の新規路線の整備計画を含む新たなマスタープラン (M-MAP2) 策定の必要性が高まっていた。これを受け、機構は、2021 年 3 月から 2024 年 6 月までバンコク首都圏都市鉄道新マスタープラン (M-MAP2) 策定能力向上プロジェクトを実施し、バンコク首都圏において、タイ政府の新たな鉄道需要予測モデルに基づく需要予測及び M-MAP2 の策定を支援するとともに、タイ政府の鉄道マスタープラン策定能力強化を図った。本マスタープランが完成した際には、プロジェクト開始当時の運輸大臣（その後財務大臣に就任）から、日本の経験を踏まえた精度の高い需要予測に基づく計画となったと言及されるなど、タイ政府にも高く評価されている。今後は、タイ政府の取組を側面支援する形で、M-MAP2 の実践によるバンコク公共交通のネットワーク改善に継続		
--	--	--	--

	的に協力する予定。 ◎ 本邦企業・現地 NGO との共創により交通安全を推進【②】：タイにおいて交通安全データ取得に対する能力向上を行う取組「交通事故からいのちをまもる！安心安全なモビリティ社会をつくる、官民共創による道路交通安全ネットワーク」を実施。現地 NGO や本邦企業とも連携し、警察による交通事故データ収集能力向上を図るもの。本取組の結果、本邦企業が自己資金を提供して専門家派遣やセミナー開催費拠出を行うなど、機構の取組による成果が外部リソースも動員されて拡大されている。 ◎ 機構が支援する 3 つの事業が令和 5 年度土木学会賞を受賞【④】：土木技術の発展に顕著な貢献をなし、社会の発展に寄与したと認められる画期的なプロジェクトとして、機構が支援するバングラデシュ「クロスボーダー道路網整備事業」（円借款）におけるモドゥモティ橋建設工事、インドネシア「ジャカルタ都市高速鉄道事業」（円借款）における次世代軽量軌道交通システム建設工事、フィリピン「マニラ首都圏大量旅客輸送システム拡張事業」（円借款）における鉄道車両基地の建設マネジメントの先駆的な取組、の 3 件が令和 5 年度土木学会技術賞を受賞した。技術的な価値や社会的な貢献度、工期どおりに着実に完工させた点等が高く評価されたもの。 ○ タンザニアの交通安全の取組において、救急救命の活動をプロジェクトに含めることに合意した。 ○ 信号管制及び ITS（高度道路交通システム）において新しい技術を活用するための情報収集・確認調査を実施した。先進国や中進国におけるプローブデータ（携帯電話等の位置情報）を活用した交通制御		
--	---	--	--

	の事例を踏まえ、今後の協力事業での活用を目指す。 (2) SDGs 達成に向けた貢献 運輸交通分野においては、資金協力による運輸交通インフラの整備や改修、技術協力による都市交通や港湾開発といった運輸サブセクターにおける長期計画の策定、公共交通の推進や改善に向けた具体的な施策の実施、組織能力の強化や人材育等を通じて、SDGs ターゲット 9.1（持続可能かつ強靱なインフラ開発）、ターゲット 11.2（全ての人々に安全かつ安価で容易に利用できるアクセス提供）に貢献し、SDGs ゴール 9「強靱なインフラ構築、包摂的かつ持続的な産業化の促進及びイノベーションの推進」、SDGs ゴール 11「包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都市及び人間居住の実現」の達成に貢献した。 (3) 事業上の課題及び対応方針 SDGs の実現、質の高いインフラ、2050 カーボン・ニュートラル等を見据え、各セクターの課題に対して複合的に取り組む必要があることから、運輸交通×都市・地域開発×エネルギー、運輸交通×保健、運輸交通×ジェンダー主流化など、他セクター／パートナーと連携した課題の特定、案件形成を図ってきている。また、開発途上国の課題解決に有効な技術を展開するために、運輸交通を取り巻く変化を常に把握し、デジタル、AIなどを活用した DX の推進にも積極的に取り組む必要があることから、運輸交通インフラのアセットマネジメント、データ・AIを活用した信号制御システム開発、海上保安分野における MDA 対応能力強化などにおける展開を検討する。 さらに、運輸交通分野においては、大型のインフラ整備及びシステムの運営・維持管理において、他ドナーとの協調や民間の巻き込みが必要になる事業もあることから、他ドナーや国際機関との情報共有及び協		
--	---	--	--

	働を図るとともに、民間企業等の参入しやすい環境整備を検討する。 No.1 ウ 資源・エネルギー （1）業務実績 ◎ 脱炭素化に貢献する海洋温度差発電の導入を推進【①②④】：「マレーシアにおける革新的な海洋温度差発電（OTEC）の開発による低炭素社会のための持続可能なエネルギーシステムの構築」（科学技術協力）により、ハイブリッド海洋温度差発電プラントの試運転を完了。試運転の結果、今後、島嶼国での実用化の可能性があるという良好な結果を得た。本発電は、クリーンでかつ安定供給が可能な電源であるのみならず、発電の副産物として飲料水を製造することができ、気候変動に対する適応策ともなる革新的な技術。マレーシアでは、協力終了後も、日本・マレーシアが協力して引き続き同発電の研究を継続していく予定であるほか、サラワク州やサバ州にて社会実装のためのプラント建設が検討されている。なお、海洋温度差発電は、クリーンエネルギーとして脱炭素化の推進のため、2024 年 7 月に開催された PALM10 の共同行動計画でも「導入を検討する」として盛り込まれ、注目を集めている。 ◎ ASEAN 域内パワーグリッドの実現により脱炭素化を促進【①②③】：「ASEAN 域内パワーグリッドに係る基礎情報収集・確認調査」を実施中。ASEAN Center for Energy（ACE）との MOU に基づくものであり、ASEAN 域内で電力を融通し合うパワーグリッドの実現に向けて必要となる事業を特定の上、機構による支援も検討するもの。ASEAN の連結性強化を通じ、偏在する水力の効率的な活用方法の検討など、地域全体でのエネルギー・トランジションの実現に貢献するほか、本協力は、アジア・ゼロエミッション共同体（ AZEC ： Asia Zero Emission		
--	--	--	--

	Community) 首脳共同声明における地域間連携の拡大にも貢献するもの。 ◎ 各国のエネルギー・トランジション政策・計画の策定支援によりカーボン・ニュートラルの実現に貢献【①②③】：パリ協定採択以降、目指すべき目標が低炭素から脱炭素に変わり、短期的な再生可能エネルギー導入だけではなく、長期的な水力導入や次世代脱炭素技術の開発と実装が不可欠になった。このような中、エネルギー・トランジション政策・計画の策定が不可欠になっており、バングラデシュで策定を完了したほか、インドネシア、ラオス、カンボジアでエネルギー・トランジション政策・計画の策定支援を実施中。調査を通じ、再生可能エネルギーの導入のみならず、水素などの次世代技術の導入可能性も検討している。また、カーボン・ニュートラルとエネルギーの安定供給を最小費用で計画するための分析モデルやデータセットの開発に向けた情報収集・確認調査を実施。既存のエネルギー関連データを更新し、公表することにより、国単位のみならず、地域単位（ASEAN、中央アジア・コーカサス等）での分析に活用することにより、ロードマップの検討や計画策定の精度が高まることが期待される。 ◎ グリーン水素導入に向けた初の技術協力プロジェクトを開始【①②③④】：2025年3月にパラグアイにて「今後のグリーン水素経済に向けた資金メカニズム構築プロジェクト」（技術協力プロジェクト）を開始した。供給サイドと需要サイドで価格の開きがある水素分野において、公的資金を投下することで投資を促進することを目指し、係る資金メカニズムを設計するもの。水力発電で電力を完全自給しており、余剰分を他国に輸出しているパラグアイにおいて、グリーン水素製造及びグリーン水素による輸入燃料の代替によって、気候変動対策に大きく貢献するほか、同国		
--	--	--	--

	の貿易収支の改善、経済活性化にも貢献することが期待される。また、同国で国家グリーン水素戦略の策定を支援している米州開発銀行と連携してプロジェクトを実施することにより、同国家戦略を踏まえて技術協力プロジェクトの成果を上げることが期待されるほか、同国に関心を有する日本企業の参画可能性も検討する。 ◎ オファー型協力によりマダガスカルの経済強靱化を促進【①③】：マダガスカルでは、日本の商社が参画し、ニッケル・コバルトを産出するアンバトビープロジェクトが実施されている。ニッケル輸出港であり、同国への国際貨物取引の9割以上を取り扱うトアマシナ港を擁するトアマシナ都市圏の広域開発を推進すべく、オファー型協力の枠組みなどを通じて、水道、電力等社会経済インフラを整備する。今般、鉱業分野人材の育成についても協力を行うべく、「鉱物資源人材育成に係る基礎情報収集・確認調査」等を開始した。なお、長期研修プログラム「資源の絆プログラム」の帰国研修員がマダガスカル鉱山局長として活躍しており、これらの協力において重要な役割を果たしている。 ◎ 日本の大学が提唱する「スマートマイニング+」により鉱山の安全性向上に貢献【②③】：2024年12月に「スマートマイニング+による環境破壊を引き起こさない持続可能な環境調和的鉱山開発システムの構築」（科学技術協力）のR/Dを締結した。本事業は、北海道大学・川村教授が提唱し、生産性の向上のみならず、安全性や環境対策の向上にも焦点を当てた「スマートマイニング+」を実際の鉱山の操業に適用するもの。環境調和的鉱山操業を実現する上での世界初の試みであり、他の中央アジア諸国、資源国への将来的展開も期待されている。また、本事業の事前調査には、長期研修プログラム「資源の絆」にて日本に来日中のカザフスタン人も参		
--	--	--	--

	画し、カザフスタン側関係者と日本側関係者の橋渡しをすることにより、効果的・効率的な調査の実現に貢献した。 ◎ 次世代脱炭素技術の開発と社会実装の土台となるコア人材を育成する長期研修プログラムにより GX・共創と革新を推進するとともに国際頭脳循環に貢献 【①②】：共創と革新を促進するため長期研修プログラム「GX 人材育成プログラム」を実施。2024 年度は 9 名が修士課程や博士課程に入学した。同プログラムによる人材育成により開発途上国と日本の共同開発、共同利用に結びつけるべく、日本の受入大学・研究機関との関係を構築。2024 年度には国際大学により新たな GX 政策コースが立ち上げられたほか、核融合分野：核融合科学研究所（総研大学）、京都大学、大阪大学、九州大学、次世代原子力：東京科学大学、長岡技術科学大学、宇宙太陽光：京都大学等から長期研修員の受入れに賛同を得た。核融合分野ではコストリカ工科大学の関係者を招へいし、核融合科学研究所や量子科学技術研究開発機構等の研究者と面談し、今後の共同開発に向けた意見交換を実施した。また、宇宙太陽光では京都大学の研究者とフィリピンを訪問し、フィリピン宇宙庁（PhilSA）や大学と、人材育成や科学技術協力案件形成に向けた意見交換を行った。 ◎ 地域のパワープールの実現により電源安定化に貢献【②】：機構は、2024 年 8 月に「南部アフリカパワープール促進のための広域連携強化プロジェクト」（技術協力プロジェクト）及び「西部アフリカパワープール促進のための広域連携強化プロジェクト」（技術協力プロジェクト）を開始した。アフリカでは電力の不足及び石炭火力への依存脱却のため、再生可能エネルギーの導入が求められているが、そのためには各国を繋ぐ系統の強化を通じたパワープールの形成、安定的に電力供		
--	---	--	--

	給が可能な電源開発が求められている。本案件は南部アフリカパワープール（SAPP：Southern African Power Pool）及び西部アフリカパワープール（WAPP：West African Power Pool）を対象に、系統強化のための技術支援を行うもの。本事業は、TICAD8の「自由で開かれた国際経済システムの強化」に貢献するものであるほか、各パワープールの計画策定及びその実現に向けた協力をを行っている世界銀行、アフリカ大陸マスタープランを整備しているアフリカ連合開発庁（AUDA-NEPAD：African Union Development Agency）と協力することにより、域内電力融通量の増加、クリーンで安価な電力の安定的な利用促進を目指す。また、機構は、42GWの潜在的な水力発電能力を有するコンゴ民主共和国インガ地域において、「グランドインガ開発計画促進のための総合戦略策定に係る情報収集・確認調査」を開始した。本調査は、インガ開発計画実現後の社会開発を見据えたビジョン及び実現に向けたシナリオを作成することにより、インガの開発計画が推進されることを目指すもの。 ◎ 島嶼国の気候変動対策に大きく貢献する「久米島モデル」の導入を支援【①②④】：久米島モデルは、海洋温度差発電による環境負荷の小さい発電方法のみならず、産業や飲料水を提供することが特徴であり、島嶼国の気候変動緩和策及び適応策として貢献することが期待される。機構は、海洋深層水を利用して電気、産業（養殖、葉物野菜、化粧品等）、飲料水を提供する同モデルを他の島嶼国に拡大することを目指し、パラオで情報収集・確認調査を実施中。具体的には、大統領と面談し、開発の進め方（2025年度に養殖などのデモを実施するほか、無償資金協力により100kW以下の規模の施設を導入し、その後1MW規模を導入していく道筋等）についてのコンセンサスを得た。取水技術は、		
--	---	--	--

	商船三井が環境省の支援事業「地域共創・セクター横断型カーボン・ニュートラル技術開発・実証事業」にて久米島で実証中の新しい技術を活用予定。そのほかにも、パラオで海洋深層水利用ビジネス（養殖、葉物野菜、化粧品等）のデモンストレーションを行いながら、進出を検討する日本企業の巻き込みを図る予定。 ○ マラウイ「農村部におけるエネルギーの生産的利用に係る情報収集・確認調査」が 2024 年 11 月に終了。アフリカでは 6 億人が電気にアクセスができない中、無電化地域でエネルギーを利用可能な、ソーラーポンプ等の PUE（生産的エネルギー利用）機器の利用が注目されているが、本案件はマラウイにおける無電化地域におけるソーラーポンプの普及方法に係る調査を行ったもの。機構が過去に行った小規模農家向け市場志向型農業の振興（SHEP：Smallholder Horticulture Empowerment and Promotion）プロジェクトにて所得の向上した農民を対象に、販売業者への働きかけを通じたソーラーポンプの販売を行うことで、PUE 機器普及のための効率的アプローチを探る取組を行った。 ○ ジブチ地熱開発を進めるべくエネルギー大臣以下関係者を日本に招へいし、「ジブチ地熱開発試掘プロジェクト」の今後の進め方について協議を行った。 ○ モザンビーク及びマダガスカルでベリリウムの賦存量調査の実施につき調整中。実施に当たっては長期研修プログラム「資源の絆」の帰国研修員とも連携。 （2）SDGs 達成に向けた貢献 資源・エネルギー分野においては、エネルギー・トランジション・マスタープランの作成支援や次世代脱炭素技術の開発と社会実装の促進と人材育成、パワープール構		
--	---	--	--

	想の実現促進、トランジションに必要な鉱物資源のサプライチェーン構築に向けた人材育成や調査を通じ、SDGs7.1(2030年までに、安価かつ信頼できる現代的エネルギーサービスへの普遍的アクセスを確保する。)、ターゲット7.2(2030年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。)、ターゲット(7.a 2030年までに、再生可能エネルギー、エネルギー効率及び先進的かつ環境負荷の低い化石燃料技術などのクリーンエネルギーの研究及び技術へのアクセスを促進するための国際協力を強化し、エネルギー関連インフラとクリーンエネルギー技術への投資を促進する。)に貢献し、SDGs ゴール7「エネルギーをみんなに そしてクリーンに」の達成に貢献した。 (3) 事業上の課題及び対応方針 ほとんどの先進国が2050年までのカーボン・ニュートラルを宣言し、開発途上国では2060年から2070年までの年限付きで実現を目指す国が増えつつある。カーボン・ニュートラル社会を太陽光や風力、電気自動車などの今ある技術だけで実現することは困難であり、次世代脱炭素化技術の開発と導入は大きな鍵となっている。自国の経済成長を阻害するエネルギー・トランジションを受け入れることは開発途上国にとって困難。さらに、ロシアのウクライナ侵略後の資源価格高騰等の影響で、エネルギー安全保障の重要性が改めて浮き彫りになっている。これらを考えれば、カーボン・ニュートラルは、安価なエネルギーの安定供給と両立させなければ実現できない。このため、①エネルギー・トランジション政策・計画の策定・更新・実施と、②次世代脱炭素技術の開発・社会実装、③地域共同体内でのエネルギー安定供給、④カーボン・ニュートラル実現に必要な戦略物質の安定供給を国内外の様々なパートナーとともに促進するクラスター協力戦		
--	--	--	--

	略を定め、同戦略に取り組む。これら取組は国内外の様々なパートナーと共に進める必要があるが、産官学の様々な分野に跨るため、パートナーの探索を戦略的に行う必要がある。 No.1 エ 民間セクター開発 (1) 業務実績 ◎ 様々なリソースを巻き込みアフリカにおけるカイゼン・アプローチの普及を促進【①②③】: アフリカ・カイゼン・イニシアティブの年次会合をチュニジアにて実施。チュニジアのサベット・シブ産業・鉱山・エネルギー大臣、AUDA-NEPAD、国連工業開発機関（UNIDO : United Nations Industrial Development Organization）等の援助関係者等、アフリカ 24 か国から 186 名の関係者が対面で、27 か国 180 名がオンラインで参加した。クラスター事業戦略「アフリカ・カイゼン・イニシアティブ」に基づくものであり、機構が策定した戦略に他援助機関や民間企業等、多様なステークホルダーを巻き込み共創を推進することを目的としたもの。同戦略の一環として、アフリカ域内で継続的にカイゼン・アプローチを普及していくための中核拠点「Center of Excellence (CoE)」を整備・強化することとしており、年次会合後に Center of Excellence 候補国向けの能力強化研修を実施し、17 か国 59 名が参加した。また、CoE 候補国によるアフリカ域内へのカイゼンや Business Development Service (BDS) 研修実施を支援し、モーリシャス及び南アフリカからボツワナ（15 名参加）、チュニジアからモーリタニア（30 名参加）、カメルーンからフランス語圏 8 か国（オンライン研修、64 名参加）及びセネガル（9 名参加）、タンザニアからウガンダ（オンライン研修、10 名参加）にそれぞれ研修が行われた。さらに、他の援助機関からの予算による研修実施として、フランス開発庁（AFD）予算でカメルーン人コンサルタ		
--	---	--	--

	ントがコンゴ共和国で研修実施、国連世界食糧計画（WFP：United Nations World Food Programme）予算でリビアの民間企業をチュニジアに招へいし研修実施等が行われた。 ◎ ベンチャーキャピタルへの出資により東南アジア地域の新興企業の経営能力強化を推進【②③】：機構は、2024 年 9 月に「新興企業成長支援投資事業」（海外投融資）の出資契約に調印した。東南アジア地域の新興企業へ投資を行うファンドへの出資を通じて、新興企業の金融アクセス改善を図り、同地域の新興企業の発展・拡大に寄与するもの。また、同ファンドは、東南アジア地域における新興企業の組織内ジェンダー格差の課題に対して、投資先の企業における女性従業員数をモニタリングし、ジェンダー平等の促進に取り組んでおり、女性の活躍を促進するほか、同ファンドの投資先企業と日本企業のマッチングを促進することで、日本企業の海外展開を推進することも期待される。 ◎ 日印関係機関とともに、日印交流促進プラットフォームの形成を促進【①②】：機構は、2024 年 6 月に「インド国経営幹部育成を基盤とした日印共創ビジネス交流促進プラットフォーム構築プロジェクト」（技術協力プロジェクト）において、カウンターパート機関であるインド工業連盟（CII）と共にアクセラレーション・オープンイノベーションプログラム「ICONN・NINJA インドプログラム」を開始した。本プログラムは、革新的な技術やソリューションを持つインドのスタートアップが、日本の大企業（DENSO、NEC、Murata）との協業を目指すのが特徴である。日本の大企業 3 社が参画し、200 以上の応募者から選ばれた 8 社のスタートアップ（アグリテックやヘルスケア、IT 等）に対してメンタリング等の支援を実施した。本プロジェクトは日・イン		
--	--	--	--

	ド政府が推進する「日印産業競争力パートナーシップ (IJICP)」における取組の一つに位置付けられている。また、2024 年 12 月には、中小企業基盤整備機構主催「インド限定 CEO 商談会」にて、機構が支援する CII が海外協力機関となり、インド企業の参加勸奨等を行った。2 国間 CEO 商談会では過去最大となる 70 社近いインド企業が応募し、中小企業基盤整備機構との連携の下、商談予約数の多い 16 社が来日し対面で参加した（その他はオンライン参加）。 ◎ 日本での研修により日・バングラデシュ間の貿易協定の締結を促進【①③】：機構は、バングラデシュ「貿易協定締結支援」（国別研修）を実施した。バングラデシュの経済成長を持続的なものとするためには産業多角化、縫製業に依存する経済構造からの脱却が必要であり、かつ日系企業を含む外国直接投資をどれだけ呼び込めるかが鍵となる。これらの背景を踏まえ、国際的なルールに基づく貿易協定の締結が必要であり、貿易協定の知見とともに民間セクターの声を把握し、交渉に臨めるよう能力強化を行うもの。本協力は、日本政府及びバングラデシュ政府の間で開始された EPA 交渉にも貢献するほか、日・バングラデシュ間の経済的な繋がりを深めることにより FOIP にも貢献する。 ◎ 日本人材開発センターを通じた支援によりビジネス交流を促進【①②④】：2024 年にカンボジア日本人材開発センター（CJCC）は設立 20 周年を迎えた。これまで CJCC のビジネスコースを利用したカンボジア企業数は約 30,000 社に上り、文化交流事業と併せ、20 年にわたりカンボジアと日本の文化・ビジネス交流を支え、両国の友好関係の構築に貢献した。20 周年関連イベントにはカンボジア副首相兼教育青少年スポーツ大臣も出席し、これまでの CJCC の貢献に謝辞が述べられ		
--	---	--	--

	た。また、ベトナム日本人材開発センター（VJCC）が実施する現地企業幹部向けビジネスコース「経営塾」が 2024 年で開講 15 周年を迎えた。これまでの VJCC のビジネスコースの参加者は約 70,000 人に上り、経営塾同窓会組織は 700 社 1,000 名以上が在籍する一大コミュニティに成長。15 周年記念式典には（VJCC が属する）ベトナム貿易大学の学長も出席し、これまでの VJCC の日越ビジネス関係構築への貢献に謝辞が述べられた。 ◎ 技術協力を通じて収入機会の増加を実現するとともに住民の誇りを醸成 【③】：ペルー「ウトウクバンバ溪谷上流地域における文化的景観の持続的な開発促進プロジェクト」（技術協力プロジェクト）において、「エコミュージアム（屋根のない博物館）」に基づく住民主体の文化遺産保全・活用を通じた持続可能な観光開発を推進し、6 つの新たな観光ルートを開発。エンドライン調査では、観光客の受入れが始まったばかりにもかかわらず、コミュニティの調査回答者の約 80%が世帯収入の増加を実感していると回答したほか、約 90%が自身の文化に対して非常に誇りを感じると回答。また活動参加者の 67.5%が女性であり、女性の収入機会増加にも貢献。また、最終成果発表セミナーでは、観光客を見ると緊張して逃げてしまったと語るコミュニティの人々が、中央・州政府の高官や数多くの民間企業、メディアを前に機構事業での経験や観光ルートの魅力を堂々と発表、セミナー後、機構の協力の意義・成果が、全国紙「El Peruano」等において、大々的に取り上げられた。 （2）SDGs 達成に向けた貢献 民間セクター開発分野においては、アジアにおける投資促進と産業振興、アフリカ企業の競争力向上と従業員のディーセント・ワークへの貢献、イノベーション創出に向けたスタートアップ・エコシステム構築支		
--	---	--	--

	援、持続可能な観光開発を通じて、持続可能な開発目標（SDGs）、ゴール 8「働きがいも経済成長も」及びゴール 9「産業と技術革新の基盤をつくろう」の達成に貢献した。 （3）事業上の課題及び対応方針 開発途上国の民間セクターの成長に必要な国内・外の民間資金の動員を促進する仕組みが求められる中、ODA による開発協力の役割を整理・検討し、具体的な協力の枠組み・事業を形成できるかが課題となっている。そのため、開発途上国の社会課題解決に貢献するビジネスが継続的に創出されるために必要なエコシステム構築支援策について、技術協力及び資金協力を組み合わせた案件形成を進める。 No.1 オ 農林水産業・農村開発 （1）業務実績 ◎ 「農業・農村開発協力における気候変動対策の取組戦略」により事業の戦略性を強化【③】：農業分野は気象条件による影響を受けやすく、生産活動自体が温室効果ガスの発生源となっていることを踏まえ、農業・農村開発協力において気候変動への適応策の推進、及び温室効果ガス排出削減・吸収量の増進などの緩和策の検討を推進すべく、その具体的方針を明確にした「農業・農村開発協力における気候変動対策の取組戦略」を策定・公表した。今後さらに顕著になると予測される気候変動が農業・農村分野へ及ぼす影響及び事業が気候変動に及ぼす影響を明確にするとともに、機構として具体的な取組を推進するための方向性を示したもの。本戦略に基づいて事業の実施・案件形成を行うことにより、農業・農村開発の分野においてより効果的・効率的に気候変動対策を推進することが期待される。 ◎ 多くの援助機関との協働により アフリカ各国の稲作振興を推進【②】：機		
--	--	--	--

	構 と AGRA （ Alliance for Green Revolution for Africa） のイニシアティブの下、アフリカ 32 か国を対象に、19 の援助機関・地域経済共同体（RECs）と共にコメの生産量倍増を目指す「アフリカ稲作振興のための共同体（CARD：Coalition for African Rice Development）」を推進。対象国中 27 か国で第 2 次稲作開発戦略書（NRDS2）を作成したほか、同戦略を推進するための事業計画（コンセプトペーパー）、モニタリング枠組みの確立とベースラインデータの取得を多くの国で進めた。各国で形成されている NRDS-TF を中心とし、コメセクターに特化した総会を開催することにより、世界銀行、アフリカ開発銀行等、アフリカで稲作支援を行う多くの援助機関や RECs との協働・共創を促進することが期待される。 ◎ 科学技術協力で開発した高温耐性コムギの栽培が拡大【②③】:「スーダンおよびサブサハラ・アフリカの乾燥・高温農業生態系において持続的にコムギを生産するための革新的な気候変動耐性技術の開発プロジェクト」（科学技術協力）にて開発・普及を行った気候変動対策にも資する高温耐性コムギの導入が進み、スーダンにおける栽培面積の 30%使われるまでに至った。鳥取大学の研究を基に機構が支援する科学技術協力で展開したもの。2023 年 4 月に発生した武力衝突による本邦人員の退避後も遠隔にて活動を継続し、成果が現れたもの。今後実施される WFP との連携による無償資金協力でも本協力の成果が活用される予定であり、更なる展開が期待される。 ◎ 機構の支援によりルワンダコーヒーが国際市場に参入【③④】: ルワンダ「コーヒーバリューチェーン強化振興プロジェクト」（技術協力プロジェクト）により、ルワンダコーヒーの生産性や品質の向上とともに、国際市場への参入を支援。		
--	---	--	--

	その一環として、スペシャルティコーヒーの国際市場への参入と認知度向上を目指したルワンダ政府機関主催のナショナルコンペティション「ベスト・オブ・ルワンダ (BOR)」がプロジェクト支援の下開催された。同コンペティションに入賞した 19 の高品質スペシャルティコーヒーは、国際オンラインオークションを通じ国際市場へ参入。オークションでは、平均入札価格 25.65USD/kg (近年平均価格の 3 倍)、最高入札価格 71.87USD/kg という値が付き、全体で総量 6,600kg、総額 165,544USD が落札された。主催した国家農業輸出機構 (NAEB) から機構に感謝レターが送られるなど、本成果が非常に高く評価されており、継続に強い意欲が示されている。 ◎ ASEAN 地域でのフードバリューチェーン振興を通じ連結性を強化【①②】：ASEAN 共同体を対象とした「ASEAN-JICA フードバリューチェーン開発支援プロジェクト」(技術協力プロジェクト)の活動が本格化した。本プロジェクトは、ASEAN 事務局が調整機関となり、関連する 4 つの ASEAN セクトラル・ワーキンググループ (作物栽培、衛生と植物防疫のための措置、水産、農業協同組合)の加盟国メンバーと協力して、ASEAN 地域でのフードバリューチェーン振興に向けた体制・環境づくりの促進に寄与するもの。2019 年 5 月に締結された日・ASEAN 技術協力協定に基づいて実施する 2 件目の技術協力プロジェクトであり、2024 年 8 月に行われた日 ASEAN 農林大臣会合高級実務者会議では、本プロジェクトの進捗を報告し、各国から賛同を得た。また、日本政府が推進する「日 ASEAN みどり協力プラン」に位置づけられるほか、ASEAN 域内の連結性の強化を図り FOIP の実現にも貢献する。 ◎ クラスター事業戦略を通じて		
--	---	--	--

	様々なアクターとの共創を推進【②】：クラスター事業戦略「水産ブルーエコノミー振興」を策定。「JICA 食と農の協働プラットフォーム（JiPFA：JICA Platform for Food and Agriculture）」の水産分科会の場で JiPFA 会員（コンサルタント、民間企業等）を中心とした関係者に周知の上、意見交換を実施した。本クラスター事業戦略をプラットフォームとして、今後現場の活動を通じ有効性が実証された方策を「ツールボックス」に集約・類型化し、各国関係者が自国の状況にあったツールの選択・実践を進めていくことを後押ししていくことが期待される。また、クラスター事業戦略「持続可能な畜産振興～ワンヘルス推進に向けて～」を策定。JiPFA の畜産・家畜衛生分科会の場で、同様に周知、意見交換を実施。今後、日本の大学・研究機関等との共創を通じ、各国獣医・畜産当局の人材育成と畜産現場とのネットワーク強化を推進していくことが期待される。本クラスターの中心課題である家畜疾病の制御を推進する上では、国際的な家畜防疫の枠組みに沿った協力が求められるところ、国際獣疫事務局 (WOAH) との緊密な連携を図るべく、2024 年 7 月に WOAH 地域会合を初めて共催。国際連合食糧農業機関（FAO：Food and Agriculture Organization of the United Nations）とも協力の上、国際的な枠組みの下、獣医当局の人材育成と畜産現場とのネットワーク強化を実施していく。 ○ 本邦農業関連企業のアフリカ進出を支援するイニシアティブ (AFICAT) を推進。各国における展示会やケニア、タンザニアに設置している AFICAT 展示室には累計 31 社が参加したほか、AFICAT 重点国に係る情報交換会には累計 246 名の民間企業関係者が参加した。また、2024 年度累計で 36 社との個別面談を実施し、アフリカにおける農業・農業機械等に係る情報提供を行った。さらに、2024 年度民		
--	---	--	--

	連事業に 4 社応募（結果 4 社とも採択）するなど、本邦企業のアフリカ進出を具体的に推進している。 ○ コロナ禍の制限の残るインドにおいて、農業・森林分野の円借款が実施されている 8 州を対象に基礎情報収集調査にてオンライン研修を開始。最終的に、計 3 サイクル（3 年度）実施し、計 11 州 74 名の行政官からなる SHEP コア人材を育成した。 ○ 機構は、アフリカ連合が 2025 年 1 月に採択した、大陸横断的な農業開発プログラムである「包括的農業開発プログラム（CAADP）」の今後の 10 年間の方針を示す「カンパラ CAADP 宣言」及び「CAADP 戦略と行動計画：2026-2035 年（アフリカにおける強靱な農業食糧システムの構築）」について、アフリカ連合（AU：African Union）から指名され関連する技術部会に参加し、JICA アフリカ食料安全保障イニシアティブを踏まえ同部会の議論の取り纏めに貢献するとともに、開発パートナーグループによる共同声明にも参画した。 （2）SDGs 達成に向けた貢献 農家の所得向上と農村部の経済活性化を通じて農村部の貧困削減に貢献するとともに、食料の安定的生産・供給を通じて食料安全保障への貢献を図り、世界の貧困・飢餓人口が集中する農村部を対象に、「包括的なフードバリューチェーン（FVC）の構築」、「稲作振興」、「水産資源の管理・活用」、「畜産振興・家畜衛生強化」等の農業・関連産業の振興に取り組む。これらを通じて、SDGs Goal 1（貧困をなくそう）、Goal 2（飢餓をゼロ）、Goal 14（海の豊かさを守ろう）に貢献するとともに、SDGs Goal 5（ジェンダー平等を実現しよう）、Goal8（働きがいも経済成長も）、Goal 12（つくる責任 つかう責任）、Goal 13（気候変動		
--	---	--	--

		に具体的な対策を）にも貢献する。 （3）事業上の課題及び対応方針 農林水産業・農村開発分野に特徴的な課題は、他産業と共通する治安・政情不安等によるサプライチェーンの寸断による活動への負の影響に加え、人為的なコントロールが困難な自然災害や異常気象による負の影響を受けやすいことである（例：栽培や養殖によって食料になるまでには数か月から数年を要し、一般に工業製品の生産期間と比較して長い分、その間に受ける負の外的要因の影響が大きい）。もう一つの大きな課題として、地域ごとに自然条件や社会条件も大きく異なり、本分野はこれら条件に左右される度合いが高いため、事業ごとに必要な対応の幅が広いことがある。そのため、これらの課題による影響を軽減し、成果を高めることが事業上の課題である。 対応方針として、①国際的なサプライチェーンの寸断の影響や地域によって必要な取組が異なる複雑さの軽減のために、自然・社会条件が比較的似ている地域単位での資源循環や自立分散型の取組を行うことが挙げられる。また、②収量の増加や農家の収入向上といった成果が出るまでの長い期間にリスクが顕在化することを未然に防止するための技術の強化、例として灌漑設備の整備による水の省資源化、SHEP アプローチや FVC 構築等といった横断的な取組の実践、デジタル技術の活用によるリスク予見の精度向上による効果的な対策の実現が挙げられる。		
--	--	--	--	--

4. その他参考情報
特になし。

(別添) 中期目標、中期計画、年度計画			
	中期目標	中期計画	年度計画
	3. (1) 開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保（「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅） 中期目標・中期計画・年度計画は、JICA ウェブサイト（https://www.jica.go.jp/about/disc/chuki_nendo/index.html）を参照。	2. (1) ① 開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保（「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅）	1. (1) 開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保（「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅）

1. 当事務及び事業に関する基本情報				
No. 2	開発途上地域の人々の基礎的生活を支える人間中心の開発の推進（「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅）			
業務に関連する政策・施策	開発協力大綱、自由で開かれたインド太平洋（FOIP）、G7 広島サミット、日ウクライナ経済復興推進会議、TICAD8 チュニス宣言、持続可能な開発目標（SDGs）実施指針、成長戦略実行計画、グローバルヘルス戦略、アジア健康構想、アフリカ健康構想、健康・医療戦略、スポーツ・フォー・トゥモロー（SFT）	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人国際協力機構法第 13 条	
当該項目の重要度、困難度*	【重要度：高】 【困難度：高】新型コロナウイルス感染症への直接的な対応を含む、保健医療分野をはじめとする人間中心の開発の支援を、外交的動きも念頭に置きつつ迅速かつ的確な実施が求められるため。さらに、先進国を含む全世界の国々が新型コロナウイルス感染症への対応を模索する中、世界各国と連帯・協働して取り組む必要があることから、本項目は困難度を高とするのが妥当と考える。	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和 5 年度及び令和 6 年度度政策評価、 行政事業レビューシート番号： 予算事業 ID 001098	

* 重要度の設定理由は項目 No. 1 から No. 5 で同様のため、他項目では理由の記載を省略する。

2. 主要な経年データ															
② 主要なアウトプット（アウトカム）情報											②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）＊				
指標等	達成目標	基準値	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度				2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度
【指標 2-1】支払い可能な保健医療サービスの確保の恩恵 を 享 受 し た 人 数（SDGs Goa 1 3（特に 3.8）関連）	600 万人	120 万人	142 万人	154 万人	246 万人	万人	万人				支出額（百万円）＊＊	20,987	20,192	19,266	
【指標 2-3】開発途上国の栄養改善を推進する栄養コア人材（政策立案・決定者、普及員等）の育成数（SDGs Goa 1 2（2.1、2.2）、3（3.1、3.2）関連）	4,000 人	850 人 ¹	1,142 人	2,456 人	4,962 人	人	人								
【指標 2-5】学びの改善のための支援が裨益した子どもの人数（SDGs Goa 1 4（特に 4.1、4.5）関連）	1,000 万人	106 万 ²	84,200 人	570 万人	185 万人	人	人								

*項目 No.1～No.4 への支出額と項目 No.5 への支出額は重複するため、インプット情報は「日本の開発協力の重点課題」での記載に集約し、本表では参考値として各項目の支出額を記載する。以下、項目 No.5 まで同様。

**項目 No.1～No.4 に区分されない一部の支出額が項目 No.5 に含まれることから、No.1～4 の支出額合計と No.5 の支出額合計は合致しない。

¹ 各年度の目標値は、第 5 期中期計画期間中に漸増させ、中期目標期間全体の目標値 650 万人を達成する予定。

² 中期目標期間全体の目標値 1,000 万人に対し、2022 年度の目標値を 8 万人と設定しているが、指標の設定当初から年度ごとに目標値が増減する想定に基づき目標値を設定しており、2023 年度から 2026 年度に設定する目標値により中期目標期間全体の目標値 1,000 万人を達成する予定。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
(別添) 中期目標、中期計画、年度計画					
	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
		業務実績	自己評価		
	＜主な定量的指標＞ （定量的指標及び実績は 2. ②参照）	＜主要な業務実績＞ No. 2 ア 保健医療 （1）業務実績	＜評定と根拠＞ 評定：S 困難度が高いと設定されている中、評価指標の目標水準を大幅に上回る成果を上げていることに加え、以下 4. 業務実績のとおり、「独立行政法人の評価に関する指針」（平成 26 年 9 月 2 日総務大臣決定）及び「外務省所管独立行政法人の業務実績の基準について」（平成 27 年 3 月外務省）に掲げられた S 評価の根拠となる質的に顕著な実績が多数あることから、当該事業年度における中期計画の所期の目標を上回る顕著な成果が得られていると認められるため。	評定	S
	＜その他の指標＞ 【指標 2-2】新型コロナウイルス感染症等、公衆衛生上の危機発生に対応し得る保健医療体制の整備状況 （SDGs Goal 3 関連） 【指標 2-4】栄養改善に資する分野横断的又は複数の機関との連携による取組の促進状況（SDGs Goal 2（2.1、2.2）、3（3.1、3.2）関連） 【指標 2-6】開発途上地域において障害者の社会参加の促進状況（SDGs Goal 1（1.3、1.4、1.5）、8（8.5、8.8）、10（10.4）関連） 【指標 2-7】人々が関心に沿って属性に関わらずスポーツを楽しむことができる環境の整備状況（SDGs Goal3、4、5、10、16、17 関連）	◎ 保健システム研究に係る世界最大規模の国際会議を開催【①②③】：2024 年 11 月、機構は長崎大学などとの共催により「第 8 回保健システム研究グローバルシンポジウム」を長崎市で開催した。同シンポジウムは、保健政策・システム研究に特化した世界最大の会議であり、研究者の国際ネットワークである Health Systems Global（HSG）が主体となり、各開催地における共催機関との協力により 2 年ごとに開催されるもの。日本初開催となる今次会議には世界 113 か国・地域から 1,500 人を超える研究者や実務者が参加した。機構は開催地運営委員会の一員として、会議の日本招致や全体企画に貢献したほか、8 件のサテライトセッションを主催した。また、各種セッションやミニイベント、展示ブース等において、日本政府のグローバルヘルス戦略や G7 広島での首脳コミニケへ貢献する取組等を発信した。	＜課題と対応＞ （1）前年度評価時指摘事項 保健分野では、2022 年に日本政府が策定したグローバルヘルス戦略や 2023 年の G7 広島サミットで打ち出された施策、新型コロナウイルスの経験も踏まえ、将来の公衆衛生上の危機にも対応できる強じんな保健システム構築を支援し、UHC の達成を目指す取組を期待する。 栄養分野では、2025 年の IFNA 最終年に向けて、引き続きアフリカにおける栄養改善に向けた取組については重視すると共に、食糧確保を下支えする農業支援や母子栄養サービスの継続を維持するための支援を期待する。 その他、途切れのない子供の学習機会への支援や、社会保障・障害と開発分野プラットフォームを活用した様々な主体とのネットワーク構築、国際協力におけるスポーツの活用推進などを期待する。	＜評定に至った理由＞ 定量指標 3 項目すべてが 120%以上達成となっており、年度計画において予定されていた取組を着実に実施した。さらに、以下のとおり定性的に高い成果が得られており、かつ、重要度及び困難度が「高」とされている中、中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認め、「S」評価とする。	
		◎ 民間資金を動員する「グローバルヘルスのためのインパクト投資イニシアティブ」に貢献【①②】：日本が主導し、2023 年の G7 広島サミットにおいて承認され、同年 9 月の国連総会の機会に立ち上げられた「グローバルヘルスのためのインパクト投資イニシアティブ（通称：トリプル I）」に関し、機構は世界保健総会におけるサイドイベントへの登壇などを通じ、取組の好事例の紹介等を行った。その結果、WHO Foundation などがインパクト投資を通じた低中所得国の健康改善の目的で参加するなど、同イニシアティブ参加機関は 109 機関（2025 年 3 月末時点）まで増加するなど、国際的な関心も高まっている。同イ	（2）対応 保健分野では、2022 年に日本政府が策定したグローバルヘルス戦略や 2023 年の G7 広島サミットで打ち出された施策、新型コロナウイルスの経験に加え、気候変動など地球規模課題にも対応していく重要性が高まっていることを踏まえ、グローバル・アジェンダ「保健医療」を改訂し、平時からの公衆衛生危機に対する予防・備え・対応の強化や各国での保健システム強化を通じ、より強靱・公平・持続可能な UHC の実現を目	（定量的指標） 【指標 2-1】、【指標 2-3】、【指標 2-5】の 3 項目全てにおいて、達成度が目標値の 120%以上となっており、着実に目標を達成している。	
					（定性的実績） ア 保健医療 ・次のパンデミックに備えた感染症対策・検査拠点強化に向け、国際的なネットワークの拡充に貢献している点が評価される。また、2024 年 9 月の国内関係機関との三者合同セミナーや、2025 年 3 月のアフリカ CDC との連携強化に係るワークショップ・協議に加え、PREPARE プログラム等を通じた人材ネットワークの構築を着実に進めており、次のパンデミックに備えた感染症対策・検査拠点強化に向け、国際的なネットワークの拡充に貢献し、平時からの多層的な連携強化を着実に進めている。これは、機構主導の下、国内外の関係機関との連携を通じて発現した成果であり、高く評価される。【②】
				イ 栄養 ・インドネシアにおいて、プラボウォ新政権による国家公約に呼応し、学校給食制度の整備に向けた人材育成支援をタイムリーに実施し、現地政府との信頼関係構築と政策対話を促進した点は、我が国の対外協力として意義深い。本協力は、日本・インドネシア双方のメディアでも広く報道され、首脳会談の場でも言及されるなど、我が国の知見発信と連携強化に繋がる成果として評価される。【①②③】	
				ウ 教育 ・「みんなの学校」モデルの国レベルでの拡大は、地域社会全体で子どもの学習と成長を支える取組として評価される。マダガスカル政府および UNICEF との連携により、2025 年以降、対象校を約 3,000 校に拡大予定であり、TAFITA による質の高い技術支援が国際的にも高く評価されている。 機構主導の下、国際機関や相手国政府との連携を通じて外部の関与を得て実現された成果であり、高く評価される。【②③④】 ・ASEAN・インド・ベトナムにおける高等教育機関との連携により、国際共同研究や人材交流、留学促進等を通じて国際頭脳循環の促進に貢献した。SEED-Net や NEXUS 等の広域的取組に加え、IITH Japan Month や日越大学での人材育成・就職支援など、複数国にわたる人的連結性を強化する機構主導の成果であり、相手国政府・大学や国	

		ニシアティブの進展により、民間資金動員による持続的な資金調達や、グローバルヘルス分野の社会課題の解決が期待される。	指すことを新たな目的に設定して、こうした取組を推進することとした。	内外関係機関との連携により発現した成果である。【①②③】
		◎ 次のパンデミックに備えた感染症対策・検査拠点強化のためネットワーク強化に貢献【②】：今後、新興・再興感染症によるパンデミック等の健康危機が発生した際には一国で対応することは不可能であることから、平時より各国感染症拠点、地域機関等とのネットワーク・連携を強化しておく必要がある。機構は、以下の取組を通じ、それらに備えた連携強化を加速化した。	栄養分野においては、IFNA 最終年に向け、SADC と連携した南部アフリカ広域研修、食生活診断アプリの開発、ケニアやガーナ等での IFNA パイロット事業の実施、マダガスカルやナイジェリアにおける技術協力による教訓の抽出、栄養サミットの機会を捉えたサイドイベントなどの広報・発信を実施。他に、農業支援も、稲作、園芸作物、水産、畜産、フードバリューチェーン分野を中心とした支援を実施した。	
		・ アフリカ広域における健康危機への準備対応強化に向けて、機構は 2025 年 3 月にアフリカ疾病予防管理センター（アフリカ CDC）と共催で、ガーナ野口記念医学研究所、ケニア中央医学研究所（KEMRI）、ナイジェリア疾病予防センター（ナイジェリア CDC）、コンゴ民主共和国国立生物医学研究所（INRB）の参加を得て検査室の質向上やバイオセキュリティ・バイオセーフティに関する知見共有ワークショップを開催した。	途切れない学習機会の提供にあたっては、「誰ひとり取り残さないクラスター」の下、ジェンダー、障害、紛争等の要因により学習機会が制限される脆弱層と呼ばれる子どもたちへの支援として、モンゴルのインクルーシブ教育支援、パキスタンのノンフォーマル教育支援等の支援のほか、他の事業においてもジェンダー主流化、障害主流化を推進している。	
		・ 長期研修「健康危機対応能力強化に向けた感染症対策グローバルリーダー育成プログラム」（PREPARE プログラム）で長崎大学、北海道大学に留学中の研修員向けに、長期研修「ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC：Universal Health Coverage）プログラム」の研修員と合同でセミナーを開催し、長期研修員間のネットワーク強化を図った。	社会保障・障害と開発プラットフォームでは、年次会合（1 回）や勉強会（3 回）の開催、ニューズレターでの団体会員のご紹介等を通じて本分野の様々なステークホルダーとのネットワーク構築を進めている。	
		・ 日本国内の関係機関との連携強化のため、2024 年 9 月に国立国際医療研究センター（NCGM）の国際感染症センター、国立感染症研究所、機構の三者合同セミナー「薬剤耐性対策の国際展開」を開催し、ライブ参加は 120 名弱、登録自体はオンデマンド配信希望も含め 340 名超の参加を得た。	2025 年 2 月現在、団体会員 34 団体、個人会員 298 名の会員登録状況となっている。	
		2025 年 3 月には NCGM、国立感染		

	症研究所とアフリカ CDC を訪問し今後の連携に向けた協議を行った。 ◎ 地域の中核拠点となる ASEAN 感染症対策センター（ACPHEED）の設立・能力強化を支援【①③】：機構は、2025 年 1 月に ASEAN 感染症対策センター（ASEAN Centre for the Public Health Emergencies and Emerging Diseases、ACPHEED）の設立と能力強化を目的とした技術協力を開始した。同センターは、域内の中核拠点として、公衆衛生危機や新興感染症への準備・探知・対応を行うことが期待される。また、同センターへの支援は、2020 年 4 月に開催された新型コロナウイルス感染症に関する ASEAN+3 特別首脳会議において、安倍首相（当時）が表明したものであり、本支援を通じて日本政府のコミットメントの実現にも貢献する。 ◎ ウクライナにおける医療サービスの復旧・改善に貢献【①③】：ウクライナ「緊急復旧計画」（無償資金協力）において、国内避難民の流入により医療負荷が増大している地域の医療提供能力の強化や、戦時下において環境・生活習慣の変化・負荷により増大している疾病リスクに対応するため、画像診断機器（CT 及び MRI）をキーウ市及び地方中核都市の拠点病院 10 か所に整備した。また、同フェーズ 2（無償資金協力）において、外傷により神経・血管・組織の再建手術を要する患者の急増に対応するため手術用顕微鏡を 20 病院に整備した。さらに、戦禍の大きいハルキウ州において、医療従事者用の巡回診療車・ポータブル超音波診断装置の配備によるプライマリーヘルスケアの復旧を目的とするパイロット事業を実施したほか、国別研修を 3 分野（リハビリテーション、災害医療、薬剤耐性・感染予防管理）で開始した。加えて、ウクライナの周辺国への支援として、モルドバにおいて、バイオメディカルエンジニア等の研修モデルを構築		ビスの裨益者数が大幅に増加したことは素晴らしい成果だが、そのサービスが、最も貧しく社会的に疎外された人々、障害を持つ人々、遠隔地に住む人々など、最も支援を必要としている層に、尊厳を保ちながら質の高い形で届いているか、という点が重要である。今後の評価においては、裨益者の属性分析や、サービス利用者からのフィードバックを質的に評価する仕組みを強化し、「誰一人取り残さない」という原則が現場でいかに具現化されているかを可視化することを期待する。 第二に、現地市民社会の役割の強化である。保健や教育といった分野では、現地の NGO/CSO が地域に根差したきめ細やかなサービスを提供する重要な担い手である。JICA の事業が、こうした現地の担い手を単なる事業実施のパートナーとして活用するに留まらず、彼らの組織基盤や専門性を強化し、持続可能な形で地域社会に貢献できるようエンパワーメントしていく視点を、より明確に事業設計に組み込むべきである。これは、項目 No.8 で述べたパートナーシップの質の向上とも直結する課題である。 ・「人間中心の開発」の核心は、人々が自らの力で尊厳ある生活を築けるようにすることにある。その実現のため、JICA が引き続き量的拡大に努めるとともに、支援の質の深化と、現地市民社会との共創を一層推進していくことを強く期待する。 ・人的資本の育成を中核とした制度帰属型の支援が進展している。特にユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）における保健制度の強靱化は、中長期的な制度安定性の観点から極めて重要であり、今後の柱となるべき課題である。
--	--	--	---

	し、医療現場における医療機材の維持管理能力強化を図った。 ◎ ADB との協調融資を通じてフィリピンの UHC 実現に貢献【①②】: 機構は、2025 年 3 月にフィリピン「ユニバーサル・ヘルス・ケア・プログラム」(円借款) の L/A に調印した。本事業は、UHC 達成における優先順位の高い政策等の実行を支援するもの。また、日本政府はユニバーサル・ヘルス・ケア (UHC) の実現のため、2022 年～2025 年にかけて官民合わせて 75 億ドル規模の貢献を行う旨発表しており、本事業はその実現に寄与する。さらに、本事業では感染症検査、母子保健、非感染性疾病等に関する機構の技術協力を踏まえた政策アクションを設定しているが、それらのアクションの実施をアジア開発銀行 (ADB: Asian Development Bank) 等との協調融資により支援するものであり、日本の協力の成果が他援助機関の資金も活用してスケールアップされることが期待される。 ○ 母子手帳の推進も含めた母子保健分野の協力については、現在 16 か国で協力を実施中であり、2024 年度はシエラレオネ、ルワンダで新規に同分野での協力を開始した。また、グローバルレベルでは 5 月にフィリピンで開催された第 14 回母子手帳国際会議での経験共有、10 月にインドネシアで実施された母子健康手帳活用促進に係る 国際研修 (7 か国 21 名が参加)、11 月の保健システム研究グローバルシンポジウムにおける 3 件の母子保健関連イベントの実施を通じ、日本の経験の共有及び開発途上国の人材の育成を行った。 (2) SDGs 達成に向けた貢献 保健医療分野においては、引き続き公衆衛生上の危機に備える観点から感染症対策・検査拠点強化のためネットワーク化を行うとともに、母子健康手帳を活用した母子保健サービスの強化を複数国で開始する		
--	--	--	--

	ことなどを通じて、SDGs ターゲット 3.1（世界の妊産婦の死亡率を出生 10 万人当たり 70 人未満に削減する）、ターゲット 3.2（全ての国が新生児死亡率を出生 1,000 件中 12 件以下まで減らし、5 歳未満死亡率を出生 1,000 件中 25 件以下まで減らす）、ターゲット 3.3（エイズ、結核、マラリア及び顧みられない熱帯病といった伝染病を根絶するとともに肝炎、水系感染症及びその他の感染症に対処する）に貢献した。また、強靱な保健サービス提供体制及び保健財政の強化を通じターゲット 3.8（全ての人々に対する財政リスクからの保護、質の高い基礎的な保健サービスへのアクセス及び安全で効果的かつ質が高く安価な必須医薬品とワクチンへのアクセスを含む、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）を達成する）に貢献することで、SDGs ゴール 3「あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する」の達成に貢献した。 （3）事業上の課題及び対応方針 新型コロナウイルス感染症が世界的にはほぼ収束したことから、新たなパンデミックに備えつつ SDGs 達成に向けた活動を加速させる必要がある。2022 年の日本政府によるグローバルヘルス戦略の策定、新型コロナウイルスパンデミックの教訓に加え、気候変動など地球規模課題にも対応していく重要性が高まっていることを受けて改訂したグローバル・アジェンダ「保健医療」及びクラスター事業戦略「保健医療サービス提供強化～強靱・公平・持続可能な UHC の達成～」に基づき、平時からの公衆衛生危機に対する予防・備え・対応の強化や、各国での保健システム強化を通じ、より強靱・公平・持続可能な UHC の実現を目指す取組を推進していく。 No.2 イ 栄養 （1）業務実績 ◎ 技術協力を通じて子供の栄養状		
--	---	--	--

	態を改善【③④】: 2024 年 6 月、マダガスカル「食と栄養改善プロジェクト」(技術協力プロジェクト) を完了した。同プロジェクトでは、対象とする 3 県において 611 名の栄養コア人材(研修講師) を育成したほか、各家庭の食事の栄養状態を見える化した上で営農行動の変容を促す「フード・トラッキングツール」の開発・活用、各州の栄養不良の様態とマルチセクトラルな介入の量・質のギャップを見える化した「ギャップ分析」の実践等、様々な工夫も盛り込んだ活動の結果、プロジェクトを通じて離乳食の推奨頻度を満たす乳幼児の率が 55%から 89%に有意に増加したほか、豆類などの摂取が増え、食事の多様性が改善し、下痢の罹患率も 17%から 3%に大きく減少した。「ギャップ分析」については、国連機関、国際的な援助機関、財団、市民社会等が参加し、栄養分野での援助協調を推進する Scalling Up Nutrition Movement からも高く評価されている。 2024 年 12 月には、ナイジェリア「連邦首都区における栄養改善能力向上プロジェクト」(技術協力プロジェクト) を完了。首都の特別行政区域において、605 名の栄養コア人材を育成した。本プロジェクトでは、各家庭の食料在庫や現金の見える化から生活における行動変容を促す介入や、夫婦での研修参加の義務化、コミュニティ全体の意識変革を狙う社会的行動変容コミュニケーション (SBCC) の実践等の工夫を盛り込んだ。その結果、コミュニティ全体における食の多様性改善や不足しがちな栄養素を多く含む食品摂取頻度の増加が確認され、バランスの取れた食事の実現につながる成果が得られた。さらに「年間を通じた食料の確保」においても改善を認識する者の割合が増加し、食料の持続的な確保への貢献が確認された。 ◎ 栄養素ギャップに基づいて食料アクセス改善を支援するアプリを開発【①②③】: 食生活の栄養素ギャップを評価し、		
--	---	--	--

	それに基づいて栽培すべき作物や摂取すべき食物を推奨するモバイルアプリ（NFA アプリ）を開発した。同アプリは、TICAD6 で打ち出された「食と栄養のアフリカ・イニシアティブ（IFNA:Initiative for Food and Nutrition Security in Africa）」が提案する「栄養素ギャップに基づく食料アクセス改善アプローチ（NFA Approach: Nutrient-focused Food Access Improvement Approach）」を実現するため、栄養の知見の薄い農業普及員でも、簡易的な栄養評価をした上で、不足する栄養素を補う食料へのアクセスを改善する営農指導や栄養指導に結び付けることを助ける DX ツール。アフリカ連合開発庁（AUDA-NEPAD : African Union Development Agency）と共同で開発しており、ガーナ、セネガル、マラウイ、ザンビアでのユーザーテストを経て機能を改善、今後数か国で段階的に実証を行う予定。AUDA-NEPAD に加えて、在ローマ食料関連国連三機関（FAO、WFP、IFAD）や国際連合児童基金（UNICEF : United Nations Children’s Fund）、Scaling Up Nutrition からも関心が寄せられており、将来的にそれらの援助機関によって活用されることも期待される。 ◎ インドネシアへの学校給食の改善を支援【①③】: 2024 年 10 月に就任したプラボウォ新大統領の公約となっている無償栄養給食プログラムが 2025 年 1 月より開始されることを踏まえ、学校保健・栄養に携わる人材育成のため国別研修「食育を通じた子どもの健やかな成長促進」を 2024 年 9 月に実施、関係機関 8 機関から計 14 名を招へいし（インドネシア政府予算にて部分参加した 5 名を含む）、日本・インドネシア両国内で広く報道された。また、同協力を踏まえ 2025 年 1 月に行われた石破首相・プラボウォ大統領の首脳会談においても学校給食分野での協力につき言及された。		
--	--	--	--

	◎ パリ栄養サミット及びプレイベントにおける貢献【①②】：栄養サミットに向けたプレイベントとして、2025 年 2 月に、機構とロンドン大学衛生熱帯医学大学院・学校保健栄養コンソーシアムとの共催により、「子どもたちのより健康な 8,000 日のための質の高い学校給食と食育の実現に向けて」を開催。353 名が参加。ロンドン大学、国際機関である教育のためのグローバル・パートナーシップ（GPE）、インドネシア・エジプト等の開発途上国政府、日本の自治体から静岡県袋井市が登壇、多様なスピーカーにより、より良い給食・食育の提供を実施するための方策を議論した共創プログラムとなった。また、3 月には「健康的な食事の実現に向けた食料システムの役割は何か？」と題するプレイベントを開催。国際機関、開発途上国政府、民間企業など、31 か国より延べ 136 名が参加。農業や食料アクセスの改善を通じて健康的な食事の実現を目指す多様な取組を紹介したほか、AUDA-NEPAD、機構からは IFNA の 10 年を振り返った上で「栄養素ギャップに基づく食料アクセス改善アプローチ（NFA）」を紹介。それに対して FAO、国際植物資源遺伝研究所、マダガスカル政府、民間企業（Koko Plus Foundation）からも取組の紹介があり、農業セクターが食料アクセスの改善を通じて栄養改善に貢献できる点を共有し、パリ栄養サミットに向けて関係者間で議論することにより、関心を高めることとなった。また、3 月末のパリ栄養サミットでは、サイドイベント 3 件（日本政府主催、オランダ政府主催、Finance in Common Summit 関連）に機構の上級審議役が登壇し、国連機関、開発金融機関、アフリカ政府高官などと並んで、機構の栄養協力、栄養のモニタリングツール、栄養改善に向けたファイナンス協力につき発信した。 ○ JICA グローバル・アジェンダ「保		
--	---	--	--

	健医療・栄養改善」及び同アジェンダに紐づくクラスター戦略に多様なアクターを巻き込むため、保健医療・栄養改善に関する民間企業、研究機関、NGO、自治体等の国内パートナー約 180 名を集めた情報・意見交換を実施した。会の後半ではブレイクアウトルームにて各クラスター戦略に基づく実際の取組や目標・指標のモニタリング手法等について、関係者と活発に議論した。 (2) SDGs 達成に向けた貢献 栄養分野においては、プライマリヘルスケアを通じた栄養改善、特に妊産婦の栄養指導や貧血予防、新生児・乳児への微量栄養素補給、成長モニタリング、適切な母乳・補完食の推進に取り組む技術協力を通じ、ターゲット 2.2 (2030 年までにあらゆる形態の栄養不良を解消し、若年女子、妊婦・授乳婦及び高齢者の栄養ニーズへの対処を行う)、3.1 (2030 年までに、世界の妊産婦の死亡率を出生 10 万あたり 70 未満に削減する)、3.2 (すべての国が新生児死亡率を少なくとも出生 1,000 あたり 12 以下まで減らし、5 歳未満児死亡率を出生 1000 あたり 25 以下まで減らすことを目指し、2030 年までに、新生児及び 5 歳未満児の予防可能な死亡を根絶する)、に貢献したほか、非感染性疾患対策の技術協力を通じた健康診断、栄養カウンセリング、学校給食・食育の技術協力を通じた健康的な食習慣・環境推進を通じ、3.3 (2030 年までに、エイズ、結核、マラリア及び顧みられない熱帯病といった感染症を根絶するとともに肝炎、水系感染症及びその他の感染症に対処する)、3.4 (2030 年までに、非感染性疾患による早期死亡を予防や治療を通じて 3 分の 1 減少させ、精神保健及び福祉を促進する) に貢献した。 (3) 事業上の課題及び対応方針 2025 年の IFNA 最終年に向けて、IFNA の三本柱であるアドボカシー、行政官能力強		
--	--	--	--

	化、現場事業実施を加速している。外部コンサルタントを活用した IFNA 事業レビューでは、「栄養素ギャップに基づく食料アクセス改善アプローチ（NFA Approach）」などアプローチの開発などの成果は評価されたものの、運営委員である国際機関との連携は不十分との評価であったため、AUDA-NEPAD と共同での NFA アプリ開発、国連世界食糧計画（WFP：United Nations World Food Programme）カメルーンへの現場事業の委託など積極的に連携を進めた。また、2026 年以降の IFNA フォローアップ活動として、IFNA で開発・探求したアプローチをアフリカ各国や国際機関に発信するための広域研修や、それを踏まえた国際機関との連携について協議を進めている。引き続き、食アクセスに関してはアフリカを重視しつつ、アフリカ以外の地域も含め、食アクセス改善の支援や母子栄養サービスに係る支援を行っていく予定。 No.2 ウ 教育 （1）業務実績 ◎ 地域社会全体で子ども学習・成長を支える「みんなの学校」モデルが UNICEF との連携で拡大【②③④】：マダガスカル「住民参加による教育開発プロジェクト（通称:TAFITA）」(技術協力プロジェクト)で導入を支援した「みんなの学校」モデルがマダガスカル政府と UNICEF に評価され、2020 年～2023 年の期間を対象としていた UNICEF との連携協定を 2025 年 3 月に更新するに至った。これまで、TAFITA による技術的サポートの下、UNICEF が対象とする南部 8 県約 1,000 校の公立小学校でみんなの学校モデルを導入する連携支援を展開しており、今後は GPE の資金支援枠組及び UNICEF の独自資金により、2025 年からモデルの普及対象を約 3,000 校に拡大予定。TAFITA は、高い質と規模感をもって学習改善のスケールアップに成功した優良事例として、プロジェクト成果が国際的に高く評価され、アフリカ教育開発		
--	---	--	--

	連合(ADEA)とUNICEF共催のFoundational Learning 国際会合、国際 NGO である TaRLAfrica の設立 5 周年会合、仏語圏アフリカ国際学力調査を主宰する CONFEMEN の国際会合等に登壇し、成果を発表した。 ◎ 各国の高等教育機関への支援により国際頭脳循環に貢献【①②③】: アセアン工学系高等教育ネットワーク (SEED-Net) において、ASEAN の大学と本邦大学を巻き込んだ共同研究プロジェクトの推進、ASEAN 地域での地域学術会議などを展開。また、科学技術振興機構 (Japan Science and Technology Agency : JST) とともに NEXUS 若手人材交流プログラムの形成を行うとともに、京都大学とともに日 ASEAN 統合基金 (JAIF) を活用して ASEAN の共同研究を促進する STI コーディネータを養成するプログラムを形成した。自前予算のみならず他のリソースも活用し、ASEAN 域内及び日本との人的連結性強化にも貢献した。インド「インド工科大学ハイデラバード校 (IITH) キャンパスデザイン支援プロジェクト」(技術協力プロジェクト) では、日印間の学術連携や本邦留学促進を目的とした「IITH Japan Month」を開催。10 月に開催した「Academic Day」には日本側より 22 の大学・機関から 72 名が、IITH 側から 300 名以上の参加を得たほか、本イベントを契機に IITH と本邦大学間で 4 件の MOU が締結・更新されるなど、日印の学術連携を促進した。さらに、機構が長年支援してきている日越大学では、創立 10 周年を迎え、学部「日本学」第一期生が卒業。日本企業に就職する事例もあるなど、親日派の育成に貢献。これらの取組を通じ、国際頭脳循環の推進に大きく貢献している。 ◎ 支援の成果が法律に盛り込まれるなど高く評価【②③④】: モンゴル「障害児のための教育改善プロジェクト フェーズ 2」が終了。障害児が適切な診断と、		
--	---	--	--

	行政の支援を確実に受けられ、行政・コミュニティ・学校・家庭が一体となって、障害児が個別の指導計画に基づき適切な教育を受けられるための「発達支援・教育サービス」を幼稚園～中学生の児童を対象に全国展開し、1 万人超の障害児童が裨益した。支援中に公布された改正教育基本法、就学前及び一般教育法にインクルーシブ教育の条項が含まれるなど、同国の障害児支援・インクルーシブ教育推進に係る多数の法令整備や政策の策定に貢献するなど、モンゴル国政府、障害児当事者・保護者団体から高く評価された。また、他援助機関からも高い評価・関心が得られ、本プロジェクトで制作した研修動画が GPE の事業で活用され、Save the Children Japan には障害児指導マニュアル等を活用されたほか、UNICEF、ADB、Save the Children Japan が本事業の活動の一環で実施した研修に出資しコストシェアで研修を実施するなど、多岐にわたる連携・協働が行われた。さらに、本プロジェクトが日本による支援ということから、一部の対象校では日本への文化に繋がり、自主的に日本語を学ぶ教員や生徒も見受けられた。 ◎ 本邦企業とも連携し、ウクライナにおける教育環境の整備を支援【②③】：ロシアによる侵略の被害を受けているウクライナに対し、「緊急復旧計画（フェーズ 2）」（無償資金協力）において 100 万冊の教科書を提供したほか、「職業訓練分野における民間セクターとの連携に係る情報収集・確認調査」により、兵役に伴い生じた労働人口構造の変化に対して職業訓練校の能力強化を行うことで経済・産業を担う労働力の確保に寄与するため、現地で活動中の本邦企業（電動工具メーカー、パナソニック）と連携し、25 校の職業訓練校に対し、最新資機材の導入と技術指導を行った。また、戦時下における学習継続に必要なオンライン学習機材の大幅な不足を受け、横浜市の協力を得て、同市に本社		
--	---	--	--

	を置く大手家電量販店ノジマ社が回収した中古 PC を障害者就労支援 NPO 自立支援センターむく PC 工房と連携して再整備し、横浜市の姉妹都市オデーサ市へ供与予定。 ◎ 開発途上国の教育を支援する世界最大の基金「教育のためのグローバル・パートナーシップ(GPE)」の資金を獲得【②③】：開発途上国に対する教育協力に関する世界最大の基金 GPE（Global Partnership for Education）に関しては、これまで機構の支援の成果をトリガーとして、7 か国で 33 百万ドルの資金を獲得してきたが、2024 年 12 月、機構は GPE 資金プログラムごとに任命される資金運用機関（Grant Agent：GA）の資格認証を得た。これにより、GPE とのより緊密な連携の下、機構が主導する支援による成果の一層のスケールアップが期待できる。 ◎ 「誰一人取り残さない」インクルーシブ教育を推進【②③④】：機構は、「誰ひとり取り残さない」ことを目指すインクルーシブ教育を推進する協力を実施している。ジェンダー、障害、不就学、紛争影響、言語・社会・文化・地理的な隔たり等、様々な理由により教育を受ける機会が十分に保障されていない子どもを対象として、それら子ども一人ひとりの個別のニーズに応じた教育の機会提供を強化することを目指すもの。2025 年 1 月には、パキスタン「オルタナティブ教育推進プロジェクトフェーズ 2」(技術協力プロジェクト)が終了した。同プロジェクトにより、実施体制の強化、エビデンスに基づく政策形成を中心としたガバナンス支援、初等・前期中等教育、成人対象のカリキュラム・教科書・教材作成等を行い、公立学校に通えなくなった子ども・成人に対するノンフォーマル教育を大きく推進した。その結果、約 81,200 人の不就学児・青年へノンフォーマル教育を提供した。また、プロジェクト		
--	--	--	--

	の成果はパキスタン政府に高く評価されており、他援助機関が実施する事業でも本プロジェクトのカリキュラムが活用されている。なお、教育 YouTuber 葉一氏の協力を得て、本プロジェクトの成果を採り上げる動画を複数作成・公開し、2025 年 3 月末時点で 11.2 万回の再生回数を得るなど、インクルーシブ教育の対外発信にも貢献した。 ◎ エジプトで日本式教育が拡大【②③⑤】エジプト「特別活動を中心とした日本式教育モデル発展・普及プロジェクト」（技術協力プロジェクト）において導入を支援している日本式教育を採用したエジプト日本学校 (EJS) が新たに 4 校開校し、全国で 55 校となった。また、EJS 以外の公立校約 500 校にも広がっており、約 40 万人の子どもたちが日本式教育を実践している。学力だけでなく主体性、協調性、社会性などが身につく日本式教育はエル・シーシ大統領（当時）が注目し、日本に協力を要請し、2016 年 2 月に両国首脳間で「エジプト・日本教育パートナーシップ (EJEP)」が締結されている。本支援は、同合意に基づき日本式教育の導入を支援するもの。エジプトにおける日本式教育の導入支援は、日本国内でも関心が高く、NHK クローズアップ現代で取り上げられたことに加え、文部科学省の EDU-Port 事業や、民間企業や本邦大学関係者との連携等を実施している。 ◎ タブレット用学習アプリを開発し他国に展開【②③】：これまで開発を支援した算数教材を基に、タブレット等で学習できるアプリ「JICAL」を開発。オフラインでも利用可能で、十分なオンライン環境が整っていない地域でも自主学習できる設計とした。まずは、パプアニューギニアにおける試行導入を実施。その結果を踏まえ、ザンビアにおいて UNICEF と連携して導入を進めることとしており、2025 年		
--	--	--	--

	3 月より対象校へのオリエンテーションを開始した。 ◎ 技術協力の結果修了試験合格率が向上【③】：ブルキナファソ「学校とコミュニティ協働強化による教育の質改善プロジェクト」（技術協力プロジェクト）が終了。対象 4 地域 6 県の 8 割以上の学校運営委員会が機能的に活動し、基礎計算力向上・給食提供などの活動も実施された。これらの活動の結果、4 県において初等教育修了試験合格率が前年より平均 10 ～15%向上するなど、学習改善に貢献した。 ◎ 他援助機関や日本企業との協働・共創により成果を拡大【②③】：パプアニューギニアでは、過去に機構の技術協力で小学校 3 年生から 6 年生の算数・理科教科書を開発したが、その際に得た知見をもとに、パプアニューギニア政府は GPE の協力も得て、小学校 1 年生と 2 年生の算数教科書を開発した。同活動には、機構の技術協力にも参加した日本の民間企業「学校図書（株）」も参画し、日本の知見を活用することに繋がった。また、同社は民間連携事業を通じ、教科書に準じたワークブックを開発するとともに、販売促進を行っている。さらに、世界銀行が実施予定の教育プログラム借款においても、それら開発された教科書・教員用指導書等が活用される予定であり、支援の成果の面的な拡大が記載される。 ◎ 支援した大学と日本の産業界・本邦大学の連携強化により支援効果を日本社会に還元【①②⑤】：マレーシア日本国際工科院（MJIT）ジャパンリンケージオフィス強化プロジェクトにより、2024 年 5 月に Malaysia-Japan Linkage Office が開設。開設式と同時にマレーシア工科大学（UTM）の一部である MJIT とマレーシア		
--	--	--	--

	日本人商工会議所との共同でキャリアフェアも開催され、国内外の日系企業を中心に合計 18 社が参加し、来場者は 500 人を超え、日本と現地メディアを通じて内外に紹介された。2024 年 9 月には、東京大学にて UTM/MJIIT の同窓会（UTM-MJIIT Alumni Japan Chapter）の立ち上げイベントが開催され、マレーシアと日本の持続可能な連携がより強化された。Malaysia-Japan Linkage Office では、日本の産業界との連携（インターンシップ・就職等）、本邦大学との教育・研究面での連携（学術協定締結）を進めており、これまでの MJIIT の支援成果が本邦大学、日本社会（本邦大学、産業界）へも広く還元されている。2025 年 1 月にはこれまでの共同教育・共同研究の成果が評価され、高砂熱学工業との連携協定が更新された。また、プロジェクトの共同研究支援では新たな本邦大学研究者の参画拡大に繋がっている。 ○ 機構は、2024 年 9 月に教育協力ウィーク 2024 を開催。複合危機下の多様な課題（気候変動・災害・難民等）への教育協力の対応、企業や大学との共創、日本国内とのつながり、開発途上国からの学び、国際教育協力のキャリアパス等、幅広いテーマで計 28 の討議セッションを実施し、教育協力実務者、企業、大学生等、延べ 2,793 名の参加を得た。 （2）SDGs 達成に向けた貢献 基礎教育分野においては、教科書・教材開発を通じた学びの改善や、地域住民を巻き込み地域の教育課題を解決する学校運営委員会の設置・機能化を通じて学びの改善に取り組む技術協力を行ったほか、女子や障害者等への教育機会の拡大支援を通じて、SDGs ターゲット 4.1（質の高い初等教育修了）、ターゲット 4.5（ジェンダー格差・ぜい弱層への支援）、ターゲット 4.6（基本的な読み書き・算数能力向上）、ターゲット 4.c（質の高い教員の増加）に貢		
--	--	--	--

	献し、SDGs ゴール 4「すべての人々への、包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進 する」の達成に貢献した。 (3) 事業上の課題及び対応方針 基礎教育協力における課題の一つは、本邦企業等を含めた日本国内の多様な教育関係者との共創の強化である。より多くの子どもたちに質の高い教育の提供を行えるよう、JICA グローバル・アジェンダ及びクラスターの目標達成に向け特に国内関係者とは教育協力プラットフォーム活動の充実等を通じた知見の共有・ネットワーキングを図っていきたい。もう一つの課題は、日本の教育への還元である。機構の基礎教育協力は、日本の教育行政や学校現場等での知見・経験と、日本の教育関係者の協力により成り立っている。開発途上国への教育協力を通じて、こうした日本の知見を再評価する機会や、日本の教育関係者の協力による研修員受入や専門家派遣等を通じて、開発途上国と日本の教育関係者とが触れ合う機会を創出できている。そのほか外国にルーツを持つ子どもたちの学習支援の可能性等もある。これらの機会をより有効に活用し、日本の教育課題解決へ一定の貢献ができる可能性がある。日本の教育関係者と密に連携し、検討していきたい。 高等教育協力における課題の一つは、開発途上国大学と本邦大学間の国際頭脳循環の促進である。開発途上国の大学の能力強化や協力終了後の持続的発展の観点に加え、本邦大学の国際競争力や日本の科学技術力の維持向上の観点から、開発途上国の大学と本邦大学間で共同研究・共同教育等が持続的に実施されることを目指す。そのために国際頭脳循環を促進するエコシステムの構築が必要であり、機構内の各スキームとの連携に加え、外部資金活用や外部組織との連携を更に促進していきたい。		
--	--	--	--

	No.2 エ 社会保障・障害と開発 (1) 業務実績 ◎ 障害者就労支援が国の事業として制度化【②③】:「スリランカにおける障害者の就労支援促進プロジェクト」(技術協力プロジェクト)において、障害のある求職者と企業に対する就労支援サービスを提供するための体制構築を推進した結果、就労支援ユニットの設立及び事業化に係るコンセプトノートが 2024 年 10 月末に政府に承認され、労福連携体制による障害者就労支援が正式に国の事業として制度化された。 ◎ 障害者アーティストの生計向上を通じて DE&I を推進【②】:主に知的障害のあるアーティストのアート作品のライセンスビジネスを通じて障害のイメージ変容を目指す株式会社ヘラルボニーとの共創により、知的障害者に対する協力の可能性及びアートを切り口とした障害者の社会参加促進に関する協力の可能性を模索する取組「80 億人が異彩を放てる世界の実現を、アートから!」を実施。同社及び障害のあるアーティストとともに海外視察を行い、タイでは ESCAP (国連アジア太平洋経済社会委員会)で各国連機関やアジア太平洋障害者センターと協議を行ったほか、現地の障害当事者・関係者と交流・ワークショップ等を実施した。アフリカ(ガーナ・エチオピア)ではアフリカ障害フォーラム(地域組織)や各国障害者協会と協議を行ったほか、現地の学校や施設にて関係者との交流や障害当事者がより幸せに暮らせるような環境整備について意見交換を行った。また、同社により機構向けの研修を展開してもらうことにより、機構の DE&I (Diversity, Equity and Inclusion) が推進された。 ◎ 技術協力により大量の録音図書へのアクセスを確保【②③】:国内でアクセシブルな著作物を制作する技術がなく、		
--	---	--	--

	入手する方法がないエクアドルの現状に鑑み、海外のスペイン語の著作物が入手できるよう、エクアドル「アクセシブルな著作物制作・活用体制整備アドバイザー」（技術協力）において、国際プラットフォームへの参加を促進した。その結果、2024年9月に、アンバト技術大学図書館が、世界的所有権機関の下に設立されたアクセシブルブック・コンソーシアムにより、エクアドル初の権限機関として承認された。これにより、約7万タイトルのスペイン語の録音図書を無料でダウンロードできるようになった。 ◎ 日本の経験も踏まえて導入された失業保険制度の定着を促進【③】：インドネシアでは、経済発展に伴い労働者を守る保険制度が必要となっていたことから、機構は「労働政策アドバイザー」（技術協力）により保険制度の構築・導入を支援。2020年に雇用創出オムニバス法が制定され、失業保険制度が導入された。他方、新たな保険制度の定着に向け、同制度を所管する労働省では制度を運用する実務的なノウハウを必要としていたことから、同アドバイザーにより、日本のハローワークなど労働行政の知見を共有しながら失業保険の運営改善、ワンストップサービス（失業給付・就職支援・職業訓練）の導入に向けた協力を実施した。 ◎ 機構が実施する各事業における障害主流化を推進【③】：2022～2023年に実施した「JICA事業における障害主流化の促進に係る情報収集・課題分析業務」の結果を踏まえ、新規に立ち上げる案件に障害主流化の視点を入れていく方向で各事業部・海外拠点と調整を進め、課題ごとに障害主流化の視点を反映する具体的な手引きとなる「セクター別ガイドライン」の作成に着手した。また、職員の障害理解促進のための研修（障害平等研修）も英語及び日本語で実施したほか、日常的に介助が		
--	---	--	--

	必要な重度障害者の専門家・調査団渡航時／研修員受入時の介助者及び現地滞在にかかる費用や、障害当事者の業務・研修・生活等に必要な支援にかかる費用を実施経費に盛り込むこととした。 ○ 障害と開発分野の重点地域である中南米において、予算や本邦リソースの制約を踏まえ、最大限の開発効果を実現することを目的とし、域内での学び合いや現地職員の積極活用を推進。同域内で、社会保障・障害と開発に係る定例会合を年２回開催し、域内アクションプランの実施を促進している。 ○ 多様化する社会の課題に対応できる社会福祉制度の構築と、それを支える社会福祉人材の育成が急務である ASEAN 地域において、ASEAN ソーシャルワーク・社会福祉研修センター（ATCSW）の能力強化を通じて、当該センターが社会福祉人材強化のための先導的機関となり、ASEAN 域内の社会福祉人材の育成・能力が強化され、ひいては社会福祉サービスが向上されることを目指す技術協力プロジェクトの形成を進めている。 （2）SDGs 達成に向けた貢献 社会保障・障害と開発分野においては、社会保障政策の立案・実施を支える行政官等の育成や、障害者就労支援制度の構築、障害者と行政の対話のためのプラットフォームの設置、障害児及び家族の尊厳ある地域生活のためのレスパイトケアサービス普及に取り組む技術協力を通じて、障害者を取り残さない “No one Left Behind” の実現に貢献した。 （3）事業上の課題及び対応方針 事業及び組織面での障害の主流化を一層促進するため、昨年度実施した他の国際協力機関の障害主流化に係る方針や実績、障害主流化が図られた機構の事業の経緯や		
--	---	--	--

	関係者の役割の分析等に基づき、制度化を検討、具体的な取組を継続中。また、障害主流化の全体方針やセクター別ガイドラインについても策定を進めている。 社会保障及び障害と開発分野は、適時適切な国際協力人材の確保が容易ではない傾向にある。日本で社会保障の実務を担う地方自治体、社会福祉法人や NGO/NPO 等の人材の国際協力への参画を得るため、2023 年度に立ち上げた社会保障・障害と開発分野プラットフォームを活用しながら、本分野の様々な関係者とのネットワークを構築するとともに、会員の関心に沿ったテーマに関する勉強会等の開催を通じ国際協力への参画を促す機会を創出している。また、より実践的な人材育成を図る場として能力強化研修「障害と開発」等を引き続き実施する。 No. 2 オ スポーツと開発 (1) 業務実績 ◎ JICA 海外協力隊が指導する選手がパリオリンピック・パラリンピックでメダル獲得【③】: JICA 海外協力隊員が指導する 13 か国計 20 名の選手が、2024 年 7 月から 8 月にかけて行われたパリオリンピック・パラリンピックに出場した。中でも、インドからパラリンピックの視覚障害者柔道男子 60 キロ級に参加した選手が銅メダルを獲得したほか、パラグアイからオリンピックの柔道女子 48 キロ級に出場した選手が個人競技では同国史上最高位となる 7 位に入賞した。また、インドの選手の活躍には、モディ首相が SNS で賛辞を贈った。そして、これらの選手及び指導した隊員の活躍や機構の支援については、NHK、フジテレビ、朝日新聞、読売新聞など大手メディアを中心に、計 11 件掲載された。 ◎ スポーツ大会を通じて日本政府の公約に貢献【①②③】: 機構は、2024 年 9 月に、ウガンダ政府、国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR: United Nations High		
--	---	--	--

	Commissioner for Refugees)、ウガンダサッカー連盟との共催で難民とホストコミュニティの間の融和を図る女子サッカー大会「TICAD CUP 2024」を開催。難民居住区の難民と難民を受け入れているホストコミュニティの混成チームが 3 チームとウガンダサッカー連盟が招待した 3 チームの計 6 チームが参加した。本イベントは、第 2 回グローバル難民フォーラムで日本政府が宣言（プレッジ）した「10,000 人の難民及びホストコミュニティにスポーツの機会を提供する」に貢献するもの。また、本イベントは、女子・女性の活躍・エンパワメントの促進も目的としている。ウガンダは、若年妊娠や結婚による女性の学校退学率が高く、女性がスポーツをすることに否定的な意見を持つ文化もみられることから、女性が学校に通い続けること、そして性別にとらわれずにスポーツを楽しむことの重要性が強調されたほか、UNHCR の協力の下、ジェンダーに基づく暴力の防止や生理教育に関するワークショップが開催され、参加者が理解を深める機会となった。 ◎ 機構が支援する草の根技術協力によりカンボジアで新しい体育が定着【②③】: 2025 年 1 月にカンボジア「小学校から高等学校まで一貫した高い質で学ぶ「Physical Education for All」」（草の根技術協力）が終了した。同案件を実施する NPO 法人ハート・オブ・ゴールドは、2006 年から機構の支援により、カンボジアに体育を導入・普及する事業を実施しており、2019 年には、中学校における体育科の教育指導書が、教育・青年・スポーツ省により正式に認定され政府公認となり、同国教育省が独自予算で 15,000 冊の指導書を印刷し、全国の中学校で活用されている。2021 年からは、対象とする 3 都・州の小・中・高の全ての学校で新しい体育を学べるような取組を実施した。今後は、カンボジア教育省が自身で体育科教育を推進して		
--	---	--	--

	いくこととなった。また、2006 年から 18 年にわたる体育科教育支援の軌跡をまとめたプロジェクト・ヒストリー『未来ある子どもたちに「新しい体育」を—体育がつなげた仲間たちのカンボジア体育の変革』の出版記念セミナーを開催。カンボジアでの新しい体育科教育の普及を振り返り、事業からの知見等を共有するとともに、同国での学びを日本と世界に還元していく未来を見据えた議論を行うことにより、今後の体育科教育支援についても発信する機会となった。 ◎ スポーツを通じて多文化共生社会等を推進【①③⑤】：日本在住の外国人と地域住民の交流機会を提供し、多文化共生を促進するイベントを多数開催した。静岡県では、サッカーを通して地域で暮らす外国人をはじめとする多様なルーツの住民が集まる交流イベント「多文化 SHIZU カップ」を二度開催し、合計約 700 名が来場した。福井県では多文化共生を推進するためのサッカーイベント「Fukui World Cup 2024」に技能実習生も含む約 90 名が参加、熊本インターナショナルスポーツ大会バドミントンマッチには 200 名が参加するなど、地域住民と在留外国人の交流を促進した。また、東京及び千葉では、在留外国人に加え、障害者、高齢者、子ども等、様々なバックグラウンドを持った方が一緒に楽しむことができるユニバーサルスポーツフェスティバルを開催。合計約 100 名が参加し、参加者からは「障害のある方も、高齢の方もみんなでフラットな関係で楽しめる」「スポーツで人と人をつないで楽しみ、それが平和につながる」という声があった。 ◎ J リーグ・WE リーグ（日本女子プロサッカーリーグ）との連携により国際交流・多文化共生を促進【②⑤】：J リーグが社会連携活動の中から特に社会に幅広く共有したい活動を表彰する「2024 シャレ		
--	--	--	--

	ン！アウオーズ」にて、機構がサガン鳥栖と協力して実施する多文化共生の推進を目的としたサッカーイベント「Sagan World Cup」が「明治安田地元の元気賞」を受賞した。同イベントは、佐賀県に住む在留外国人も交え、サガン鳥栖のホームグラウンドにて開催するイベントであり、2022 年に開始。3 回目の実施となる 2024 年の大会には、日本を含む 25 か国から約 230 名が参加した。そのほかにも、J リーグや WE リーグ等のサッカークラブチームとは、コンサドーレ札幌と JICA 海外協力隊の連携活動や、ギラヴァンツ北九州の主催イベントにおける機構事業の紹介、鹿児島ユナイテッド FC と連携したイベントの開催、伊賀 FC くノ一三重と連携した国際交流親子サッカー教室等、様々な場面で連携し、地域における多文化共生を推進している。 ◎ 開発途上国における野球の普及により人材育成や非認知能力の向上を促進【②③】：機構は、慶應義塾大学覚書に基づき、2024 年 8 月からガーナに 10 名の JICA 海外協力隊を派遣した。同大学 SFC 研究所ベースボールラボの協力により、毎年夏休みの時期に、体育会野球部員を中心としたラボの関係者を派遣するもの。野球を通じて人材育成や非認知能力を高めることを目指す「ベースボーラーシップ教育」を実践するものであり、その効果の研究を長期間にわたって行うこととしている。活動期間の最後には、「甲子園大会」を実施。その活動はガーナ国内でもメディアに多く採り上げられた。また、読売ジャイアンツとの連携協定も締結しており、2024 年度は、ジンバブエに元選手のコーチ 2 名とスタッフ 1 名を派遣した。同取組は、読売ジャイアンツの公式サイトや SNS でも発信されている。そのほかにも、大学と連携した JICA 海外協力隊の派遣を実施しており、近畿大学と連携したペルーへの派遣、桜美林大学と連携したコスタリ		
--	---	--	--

	カへの派遣、福岡大学と連携したボリビアへの派遣等を実施している。 ◎ JICA 海外協力隊が指導した野球選手が日本のトライアウトに参加【②④】: JICA 海外協力隊が指導する開発途上国の若手野球選手を、沖縄で開催される野球のトライアウト「ジャパンウィンターリーグ (JWL)」に参加させる「世界の野球界に光を」プロジェクトを実施。2024 年度は、ホンジュラスから 1 名を受入れた。昨年度派遣したアルゼンチンの選手は、2024 年 7 月に北海道・旭川の独立リーグ球団に入団した (同年 10 月に契約満了により退団)。日本までの往復交通費や滞在費、食費、トライアウトへの参加費等は、同トライアウトを支援する本邦企業により負担されており、JICA 海外協力隊が指導する選手の可能性が高く評価されたもの。 ◎ 様々な事業を通じて多数の人々に裨益【①③】: 機構が実施する様々な「スポーツと開発」に係る事業の裨益者数を集計した結果、2023 年度は約 24.5 万人、2024 年度は 49.8 万人 (2025 年 5 月現在) に上った。全ての人が性別や年齢、文化、社会的・経済的地位、障害の有無などに関係なくスポーツを楽しむこと、及びそれを等しく選択できる平和な社会の実現を促進することを目的としたもので、日本のスポーツ庁・外務省等が推進する「スポーツ・フォー・トゥモロー」にも貢献するもの。 ○ 2024 年度から課題別研修「スポーツ行政／スポーツ振興」を新たに開始。モンゴル、グレナダ、ウガンダ、タンザニア、南スーダン、ブルキナファソ、ルワンダ、イエメンからスポーツに携わる行政官が参加し、スポーツ庁、日本スポーツ振興センター、日本スポーツ協会、日本体育大学、講道館、ジャイアンツアカデミー、WE リーグ、W リーグ (バスケットボール女子		
--	---	--	--

	日本リーグ）等の協力も得て実施し、スポーツ行政や振興の課題を解決する方法を見つけ、自国で実践できる知識を深めた。 ○ 「スポーツと開発」に係る効果分析、先行事例研究、ニーズ調査、リソース分析等を目的とした調査を実施。2024 年度はインド、ウガンダ、セネガル、インドネシアにて現地調査を実施した。また、インドにおいては現地調査の結果を踏まえて、インドのスポーツ行政官 2 名に対して本邦での研修を実施した。さらに、調査全体の結果についてまとめた報告書を作成した。 （2）事業上の課題及び対応方針 スポーツが国際協力における一つの有効なアプローチであるという認識がまだ十分に浸透しておらず、スポーツを活用した取組も未だに少ない現状であるため、セミナー等を通じて啓発を図る。さらに、これまでに実施したスポーツの効果分析調査やスポーツが開発に及ぼす効果についてその因果関係を実際の協力を例に論理的に整理する取組を通じてその有用性を明らかにし、広く説明していくことを通じて、国際協力におけるスポーツの活用促進を図っていく。		
--	---	--	--

4. その他参考情報
特になし。

(別添) 中期目標、中期計画、年度計画			
	中期目標	中期計画	年度計画
	中期目標：3. (2) 中 期 目 標 ・ 中 期 計 画 ・ 年 度 計 画 は、JICA ウェブサイト (https://www.jica.go.jp/about/disc/chuki_nendo/index.html) を参照。	中期計画：2. (1) ②	年度計画 1. (2) 開発途上地域の人々の基礎的生活を支える人間中心の開発の推進（「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
No. 3	普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現		
業務に関連する政策・施策	開発協力大綱、自由で開かれたインド太平洋（FOIP）、女性・平和・安全保障に関する行動計画、G7 広島サミット、日ウクライナ経済復興推進会議、日ASEAN 友好協力 50 周年特別首脳会議、第 2 回グローバル難民フォーラム、法制度整備支援に関する基本方針、「ビジネスと人権」に関する行動計画、サイバーセキュリティ分野における開発途上国に対する能力構築支援に係る基本方針、質の高いインフラ投資に関する G20 原則、国際女性会議 WAW！ 2022 東京宣言、TICAD8 チュニス宣言	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人国際協力機構法第 13 条
当該項目の重要度、困難度*	【重要度：高】 【困難度：高】権威主義的な体制が台頭する一方で民主主義への信頼が低下する傾向が見られ、紛争・暴動の増加によって女性等のぜい弱な立場にある人々へのより大きな負の影響が懸念される中、自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配など普遍的価値の共有を目指す本項目の重要性はさらに高まっている。本項目は、こうした世界の構造的変化を踏まえ、複雑化する課題に対して、社会経済活動全般のデジタル化が進むことにも留意しつつ、治安や紛争影響下での特殊な要因下で事業運営しつつ効果増大に取り組むものであり、困難度を高とするのが妥当と考える。	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和 5 年度及び令和 6 年度度政策評価、 行政事業レビューシート番号： 予算事業 ID 001098

* 重要度の設定理由は項目 No. 1 から No. 5 で同様のため、他項目では理由の記載を省略する。

2. 主要な経年データ															
① 主要なアウトプット（アウトカム）情報										②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）＊					
指標等	達成目標	基準値	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度				2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度
【指標 3-3】留学生事業を通じたガバナンスに関連するテーマでの学位取得者数（司法・行政分野における政策立案・決定者等）（SDGs Goal 16（特に 16.3、16.6、16.7、16.10）関連）	500 人	105 人 ³	112 人	144 人	114 人	人	人			支出額（百万円）**	4,230	6,064	6,390		
【指標 3-5】プロジェクト（技術協力、有償資金協力、無償資金協力）におけるジェンダー案件比率（SDGs Goal 5 関連）	40%	30% ⁴	39.6%	45.5%	41.0%	%	%								
【指標 3-6】研修・留学生事業における女性の割合（人数）（SDGs Goal 5 関連）	40%	38% ⁵	37.9%	34.7%	38.2%	%	%								
【指標 3-7】デジタル化の進	1,000 人	200 人	471 人	513 人	528 人	人	人								

³ 各年度の目標値は、コロナ禍の影響を踏まえ設定しており、中期目標期間全体で目標値 500 人を達成する予定。

⁴ 目標値は、2022 年度に 20%、その後各年度 5%ずつ増加させる見込み。

⁵ 目標値は、中期目標終了時点で 40%達成を目指し、2020 年度の 36%（研修）、35%（留学）から漸増させる見込み。

	展を支える各国のコア人材 （政策立案・決定者、実施に 関わる民間事業者等）の育 成数　（全 SDGs Goal）															

*項目 No.1～No.4 への支出額と項目 No.5 への支出額は重複するため、インプット情報は「日本の開発協力の重点課題」での記載に集約し、本表では参考値として各項目の支出額を記載する。以下、項目 No.5 まで同様。

**項目 No.1～No.4 に区分されない一部の支出額が項目 No.5 に含まれることから、No.1～4 の支出額合計と No.5 の支出額合計は合致しない

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
(別添) 中期目標、中期計画、年度計画						
	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
		業務実績	自己評価			
	＜主な定量的指標＞ （定量的指標及び実績は 2. ①参照）	＜主要な業務実績＞ No. 3 ア 平和と安定 （1）業務実績 ◎ カンボジアとの協働により地雷・不発弾対策を推進【①③④】： ・ 2024 年 11 月にカンボジアで開催された対人地雷禁止条約（通称オタワ条約）締約国会議において、機構の理事が本会議及びブレ・サイドイベントに参加。クラスター事業戦略と、カンボジアに対する長年の支援とカンボジア地雷対策センター（CMAC：Cambodian Mine Action Centre）と連携した南南協力について発信し、多くの関係者の賛同を得た。 ・ また、2024 年 5 月にジュネーブで開催された第 27 回国際地雷対策プログラム責任者会合では、CMAC とサイドイベントを共催し、カンボジアの地雷対策の進展とそれを支えた日本の協力の変遷を発表するとともに、CMAC とのパートナーシップによる地雷・不発弾対策のプラットフォーム形成の意義について発信し、参加者から高い評価及び賛同を得た。 ・ さらに、CMAC を通じた第三国協力を各国に展開。ウクライナに対しては、無償資金協力により供与した地雷除去機の運用・維持管理に係る研修をカンボジアで実施したほか、アフリカ地域においては、エチオピア・ザンビアにて、ナイジェリア、南スーダンの地雷対策機関に対するカンボジア CMAC の知見を共有するワークショップを、国連地雷対策サービス部（UNMAS）と共催で実施。ラオスにおいては、不発弾除去を支援する「UXO Lao の組織能力強化のための人材育成プロジェクト」（技術協力プロジェクト）の R/D を締結した。本プロジェクトは、石破首相による日・ラオス首脳会談でも言及されている。	＜評定と根拠＞ 評定：S 評価指標の目標水準を大幅に上回る成果を上げていることに加え、以下 4. 業務実績のとおり、「独立行政法人の評価に関する指針」（平成 26 年 9 月 2 日総務大臣決定）及び「外務省所管独立行政法人の業務実績の基準について」（平成 27 年 3 月外務省）に掲げられた S 評価の根拠となる質的な成果を満たしており、当該事業年度における中期計画の所期の目標を上回る顕著な成果が得られていると認められるため。 ＜課題と対応＞ （1）前年度評価時指摘事項 人道ニーズの増大や長期化する難民・避難民の課題を抱える国・地域に対し、HDP ネクサスを意識した中長期的な事業戦略の計画・実施や人道機関や民間企業、NGO との連携を含めた多様なアクターとの連携、難民を含む脆弱層の生計向上・自立化支援に資する長年の開発経験をいかした取組等を期待する。 財政・金融分野の技術協力において、日本の関係省庁や自治体との連携強化や、コンサルタント企業等の民間人材の開拓等を期待する。 ジェンダー平等の推進においては、国内外で紛争や災害が発生し、そのような状況においては特にジェンダー課題が深刻化する恐れがあることから、関連事業におけるジェンダー視点に立った取組を推進する。 目標値を達成できなかった【指標 3-6】研修・留学生事業における女性の割合については、その原因の分析・改善対策の検討を行い、今後の事業においてしかるべき成果をあげることを期待する。 デジタル分野では、国内外の民間企業等の様々なパートナーとの緊密な連携に期待する。 （2）対応 アフリカの角地域及び大湖地域においては、難民・避難民受入国への協力開始や、「人の移動」に係る調査実施を通じ、国連機関・国際機関や域内機関との接点拡大に務めた。また、2025 年の TICAD9 や万博の機会を見据え、ビジネスへの難民包摂の可能性を民間企業	評定	A	
	＜その他の指標＞ 【指標 3-1】暴力的紛争を発生・再発させない国・社会づくりの促進状況（SDGs Goal 16 関連） 【指標 3-2】国民の権利保障の促進に資する立法上、行政上、司法制度上の取組の進展状況（SDGs Goal 16（特に 16. 3、16. 6、16. 7、16. 10）関連） 【指標 3-4】歳入・歳出の両面における国家財政基盤強化、適切なマクロ経済運営及び金融システム強化、貿易円滑化のために必要な制度整備・能力強化に関する取組の進展状況（SDGs Goal 5（5. a）、8（8. 3、8. 10）、17（17. 1）関連） 【指標 3-8】開発効果の増大を目指したデジタル技術・データ活用の推進状況（全 SDGs Goal）		＜評定に至った理由＞ 定量指標 4 項目のうち、2 項目が 120%以上、2 項目は達成度が目標値の 100%以上となっており、全ての指標が 120%以上には至っていないことも含め「S」評価とするまでの顕著な成果を得たとは認められない。他方で、年度計画において予定されていた取組を着実に実施するとともに、以下のとおり定性的に高い成果が得られており、かつ、重要度及び困難度が「高」とされている中、中期計画における所期の目標を達成していると認め、「A」評価とする。 （定量的指標） 【指標 3-5】、【指標 3-7】の 2 項目において、達成度が目標値の 120%以上、【指標 3-3】、【指標 3-6】の 2 項目において、達成度が目標値の 100%以上となっており、着実に目標を達成している。 （定性的実績） ア 平和と安定 ・カンボジアにおける長年の協力を基盤に、同国地雷対策機関との連携を通じた南南協力を展開し、地雷・不発弾対策に係る国際的な枠組みにおいて日本の貢献とプレゼンスを強化した点は評価される。 本取組は、日本政府の地雷・不発弾対策への方針を具体化するものであり、機構の長期的関与と戦略的な連携により、関係国への波及効果を生み出した好例である。【①③④】 ・ミンダナオ和平プロセスにおいて、日本の支援により和平の流れを後押しした初期段階から 17 年にわたり関与を継続し、武力によらない対話と協働のモデルを支えてきた点は評価される。 本取組は、紛争当事者間の信頼醸成を通じて地域における平和構築の定着に貢献しており、機構の長期的な関与と関係構築の成果として位置づけられる。【③④】			
		ウ 公共財政・金融 ・世界税関機構（WCO）との連携により、アフリカ、太平洋島嶼国、中央アジア・コーカサス地域を対象にマスタートレーナーを育成し、貿易円滑化・税関近代化に資する人材基盤の構築を支援した点は、我が国の外交方針の具体化として評価される。本取組は、TICAD や PALM 等の国際会議でも取り上げられ、支援対象国からも高い評価を得ており、多国間の連携を通じて制度強化と政策波及に貢献した好事例である。【①②③④】				
		オ デジタル化の促進（DX） ・国連作業部会や日・米・フィリピン首脳会合に基づくセミナー等を通じて、我が国のサイバー分野における知見や取組を広く発信し、関係国・機関との協力体制を強化した点は評価に値する。 とりわけ、南南・三角協力を通じた開発途上国の能力強化				

	・ 加えて、「カンボジア地雷対策センター組織能力強化プロジェクトフェーズ 2」（技術協力プロジェクト）の R/D を締結した。同プロジェクトでは、CMAC が他の地雷被害国を支援していくための国際協力に係る体制強化、技術開発拠点としての体制強化等を行う予定であり、さらに CMAC が自身の知見・経験を第三国に展開していくことが期待される。 ◎ 難民支援のための日本政府の公約に貢献【①②③】：日本政府が共同議長となり 2023 年 12 月に行われた第 2 回グローバル難民フォーラムにおいて、日本政府が打ち出したプレッジ（貢献策）に関連し、人道・開発・平和の連携（HDP ネクサス）に係る取組の一つとして、ケニア、バングラデシュに避難民アドバイザーを派遣し難民受入れ国政府の政策支援を開始したほか、エチオピア北部の復興を支援する「北部紛争影響地域における復興支援プロジェクト」を開始した。また、アフリカの角・大湖地域においては、難民・避難民を含む「人の移動」に関わる国際的・地域的政策的枠組みや、各国の難民受入れ政策の制度・実態を踏まえ、国別及び地域的な協力の在り方を検討するため調査を実施。ザンビアにおいては、個別専門家派遣を通じ、パイロット事業地区においてコミュニティ参加型による土地配分や、市場志向型農業の導入等の支援を実施した結果、生計向上の成果が一部確認された。さらに、元難民の再定住区、難民居住区と、ホストコミュニティとの三者を包含したローカルエリアプラン（包括的地域開発を目的）の策定を 2 地区で支援した結果、同プランがザンビアの都市・地域計画法において郡開発計画の下部計画として定められ、郡政府、再定住局、難民局の三者による同文書の実施・モニタリング体制の設置に至った。そのほか、国連難民高等弁務官事務所（ UNHCR ： United Nations High Commissioner for Refugees）との連携に	とも連携しながら検討し、具体的な活動に向けて取り組んでいる。さらに、HDP ネクサスをテーマに、本邦 NGO との対話機会を拡充し、エチオピア北部地域やモザンビーク北部地域での事業・調査実施において、NGO との共創による活動を推進した。 財政・金融分野においては、日本の関係省庁や自治体及びコンサルタント企業等との協議の機会に、機構の支援内容の説明・共有を積極的に実施している。また、機構が実施する各種研修においても、即戦力となる人材の育成・確保に向けて努めている。 ジェンダー平等の推進においては、開発途上国政府や他援助機関と協働での WPS に関するセミナー（ケニア、フィリピン）の共催や紛争・災害影響下で特に深刻化する GBV の撤廃に向けた技術協力を開始するなど、紛争・災害影響下でのジェンダー視点の取組を推進した。 デジタル分野では、DX を推進する取組として、インド、バングラデシュ、エチオピア等において複数の民間企業との共創事業を実施した。	や、ASEAN 等との連携を通じたネットワーク形成は、我が国の政策方針に沿った実践的な成果として、国際社会におけるプレゼンス向上にもつながる意義ある取組である。【①③】 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> ア 平和と安定 ウクライナや中東情勢等、引き続き情勢を的確に捉えた柔軟な協力の展開を期待したい。難民・避難民支援においては、国際的枠組みの下で民間・NGO 等との連携拡充を通じた更なる取組の展開が期待される。加えて、地雷・不発弾対策では、カンボジアでの経験を活かした能力強化・技術開発の推進を通じ、対人地雷禁止条約推進への貢献が期待される。 ウ 公共財政・金融 財政・金融分野の技術協力を担う人材の確保が引き続き課題であり、研修・啓発活動や国際機関との連携による補完的な取組が進められている。今後は、関係省庁や民間企業等との連携拡大、国際機関との協働機会の具体化を通じて、対応力の一層の強化が期待される。 エ ジェンダー平等の推進 女性研修員の割合向上に向けては、引き続き先方政府機関・実施機関に対し、取組の趣旨や機構の方針への理解促進が不可欠であり、海外拠点を通じた継続的な働きかけを期待したい。 オ デジタル化の促進（DX） 開発途上国におけるデジタル化の進展を踏まえ、機構が有する各分野での実績や現地関係者との信頼関係・ネットワークを活かしつつ、国内外の多様な主体との連携のもとで、相手国と共に課題解決に取り組む形での協力が進められている。DX についてはオファー型協力の戦略分野として位置付けられる中、引き続き機構による積極的な貢献を期待したい。 <その他事項>（有識者からの意見聴取等） ・本項目における S 評定を支持する。定量指標の達成に加え、質的な成果として、ミンダナオ和平への継続的な貢献や、長年の支援を通じて築いたカンボジア地雷対策センター（CMAC）との信頼関係を基盤にウクライナへの支援を展開した事例 は、JICA ならではの息の長い協力の価値を示すものであり、高く評価する。 その上で、市民社会の立場から、「普遍的価値の共有」という理念を実践する上での重要な視点を提言したい。世界的に市民社会スペース（市民活動の自由な空間）が縮小する傾向にある中、民主主義、法の支配、人権といった普遍的価値は、それを現場で支える市民社会組織（CSO）や人権擁護者の存在なくしては成り立たない。 JICA の事業が、意図せずして現地の権威主義的な体制を強化したり、市民社会の活動を阻害したりすることのないよう、「人権に基づくアプローチ」を全ての事業に徹底することは当然の前提である。それに加え、今後はさらに一歩踏み込み、困難な状況下で活動する現地の CSO や人権擁護者を積極的に支援し、保護し、その活動基盤を
--	--	--	--

	より「シリア平和への架け橋・人材育成プログラム（JISR）」（長期研修）を実施するなど、上記日本政府のプレッジに貢献した。 ◎ 各国共通課題に対応するプラットフォームにより地域全体のレジリエントを強化【②】：機構は、2024 年 9 月に「サヘル諸国における地方行政人材開発を通じた平和と安定強化プロジェクト」（技術協力プロジェクト）を開始した。同プロジェクトは、国境を超えた共通課題（暴力的過激主義、難民・IDP（国内避難民）対応等）への対応に向け、サヘル地域 5 か国（ブルキナファソ、マリ、ニジェール、モーリタニア及びチャド）が協働するプラットフォームを立ち上げ、知見共有と協働を推進するもの。地方行政官の能力強化、公共サービスの提供（パイロット事業の実施）、及び広域での経験共有に係る支援を通じて、行政及びコミュニティの能力強化を図ることで、地域の危機対応能力（レジリエンス）強化を図る。 ◎ 受入先にも裨益する研修の実施により日本国内の課題解決にも貢献【②⑤】：アフガニスタンとの国境地域に位置し長年紛争の影響を受けてきたパキスタン併合地域の行政官に対して、日本の住民参加による開発計画、官民連携のまちづくり、多様な意見を取り入れる行政のあり方等を学ぶ国別研修を実施。訪問先の北海道芽室町側においても、団体・事業者間の繋がり強化や、世代間の繋がり、「国際的に注目される芽室」の町内 PR、さらに、研修への高校生の参加を通じ若い世代の国際的視野の醸成やまちづくりへの主体的参画等の環流に係る成果が確認された。また、パキスタンでは国別研修の成果も踏まえ、「ハイバル・パフトゥンハー州新併合地域の地方行政官能力強化プロジェクト」（技術協力プロジェクト）を実施中。同プロジェクトでは、部族制による統治から近		強化する戦略的な取り組みを、ガバナンス・平和構築分野の事業に明確に位置づけるべきである。これは、単に「害を与えない（Do No Harm）」という原則に留まらず、市民社会のレジリエンスを積極的に構築していくという、より能動的な姿勢である。このような取り組みは、近年 JICA も重視する「人道・開発・平和の連携（HDP ネクサス）」の考え方とも合致する。持続可能な平和の実現には、強靱な市民社会の存在が不可欠であり、その育成こそが、人道支援、開発協力、平和構築の 3 つの領域を結びつける要となる。JICA が、普遍的価値の擁護者として、現場で奮闘する市民社会の真のパートナーとなることを強く期待する。
--	---	--	--

	代的な行政制度への移行を支援し、同地域の行政官と住民の信頼関係の構築を目指しており、芽室町での研修の成果を踏まえ、住民に信頼される行政の仕組みや行政官の意識醸成に繋がる人材育成を実施している。 ◎ 日本の経験を踏まえ、トルコ南東部を震源とした地震後の心理社会的支援を促進【①⑤】：機構はトルコに対し「地震被災地域の心理社会的支援に係る情報収集・確認調査」により心理社会的支援（Mental Health and Psychosocial Support：MHPSS）を備えた防災教育プログラムの試行導入を行った。本プログラムは、2024 年 1 月のトルコ地震により被災した、シリア難民を含むトルコ国内の子どもたちを対象に、各地のユースセンターが、震災影響を受けた子どもたちへの適切な心理社会的支援を行いつつ、地域の防災ニーズに貢献することを目的として設計されたものであり、国際連合児童基金（UNICEF：United Nations Children’s Fund）、Save the Children 等の人道支援機関との連携により実施した。プログラムの試行を通じ、参加した子どもたち自身の心理社会面での回復や地域防災活動への積極参加を通じた Well Being の向上といった成果が確認されたほか、トルコ側関係機関が心理社会的支援の重要性を正しく理解し、今後の持続的な組織的な活動・仕組みづくりに向けた具体的な方向性を整理するに至った。また、同プログラムの一環として青年省の青少年プログラム担当者及び心理士を日本に招へいし、東日本大震災後のこころのケア活動を実施している東北の「みやぎ心のケアセンター」や石巻市子どもセンター「らいつ」、能登半島地震を経験し震災後の子どもの心理社会的課題への対応を行っている金沢大学や能登高校との間で知見を共有した。招へいを受け入れた日本側関係機関にとっても、トルコの活動自由度の高いユースセンタ		
--	--	--	--

	一の震災後の防災や心理社会面における役割を地域での防災活動に参照し得るメリットがあるなど、日本社会への還元にも資するものとなった。なお、本取組は第2回グローバル難民フォーラムにおける日本政府の公約にも貢献するもの。 ◎ 「武力に拠らない対話と協働を通じた和平モデル」であるミンダナオの和平プロセスの進捗を確認【③④】：2024年8月にバンサモロ包括和平合意10周年シンポジウムを開催。和平プロセスの始動を日本・機構が後押しした「成田会談（2011年）」、包括和平合意を署名した「ミンダナオ平和構築セミナー（2014年@広島）」等、17年に亘って着実に進めてきた和平プロセスの進捗を当時の紛争当事者間で改めて確認するとともに、機構の支援について、フィリピン政府和平・和解・統合担当大統領顧問から最大限の評価を得た。 ○ フィリピンで開催された WPS 国際会議においても、小規模農家向け市場志向型農業の振興（SHEP：Smallholder Horticulture Empowerment and Promotion）による生計向上の成果や、元戦闘員の家族を含む女性の活躍推進事例を発信した。 ○ 2025年10月のバンサモロ議会選挙後の本格的な自治政府としての機能強化を目指し、2025年2月より新たに公共財政管理分野の専門家を派遣し、自治政府・住民間の信頼醸成をつなぐ基礎的社会サービスの根幹となる健全かつ効果的な財政支出の促進を支援する。 （2）SDGs 達成に向けた貢献 平和と安定分野においては、地方行政機関を含めた政府機関の能力強化・制度構築と、脅威に対応・選択する力を強めるための人材育成、加えて、政府と住民・コミュニティ間の信頼醸成や紛争影響を受けた		
--	---	--	--

	様々な人々が共存する社会の信頼醸成を組み合わせ、紛争・暴力を発生・再発させない強靱な国・社会づくりに資する協力を通じて、SDGs ターゲット 16.6（透明性の高い公共機関の発展）、ターゲット 16.7（対応的、包摂的、参加型及び代表的な意思決定の確保）、ターゲット 16.a（暴力の防止とテロ・犯罪撲滅に関する能力構築と国家機能の強化）の達成に貢献した。 （3）事業上の課題及び対応方針 ウクライナやパレスチナ及びそれらの周辺国においては、地域情勢や国際情勢を見据え、複合的な紛争・復興ニーズに対し、適時の協力を推進していくことが必要となっている。2023 年の第 2 回グローバル難民フォーラムに於いて確認した、難民・避難民支援に関する国際的な協力の枠組みや多様なアクターとの連携推進については、日本政府と共に打ち出した貢献策の継続と強化を念頭に、特に民間企業や NGO との更なる連携を推進していく。 加えて、地雷・不発弾対策については、カンボジアでの長年の日本の開発協力経験を活かし、被害当事国の能力強化や技術開発を推進し、2025 年に日本政府が議長職を務める対人地雷禁止条約（オタワ条約）の推進にも貢献していく。 No.3 イ 法の支配・ガバナンス （1）業務実績 ◎ INTERPOL との連携により国際金融犯罪対策を推進 【②】：マネーロンダリング、テロ組織への資金供与、汚職、詐欺、サイバー犯罪等を含む金融犯罪は国境を越えて行われており、日本でもナイジェリア発の金融詐欺や国際ロマンス詐欺の被害事例は多数確認されている。機構は、国際刑事警察機構（INTERPOL）との連携により、ナイジェリア、ホンジュラス、グアテマラ等、アフリカ、中南米への国際金融犯罪対策支援を展開。事業を通じてネットワークが強化されたナイジェリア警察、日本		
--	--	--	--

	警察及び INTERPOL の連携により、日本人が被害にあった詐欺事件（5 件）に関係した疑いで 11 名が 2025 年 2 月に検挙された。 ◎ 機構コロンビア支所長及び現地職員が国家警察から特別功労勲章を受章 【③④】：コロンビアに対しては、1976 年以降、多数の警察・治安対策関連の課題別研修を実施し、コロンビア国家警察庁より約 80 名の本邦研修を実施してきた。今後は、地域警察モデルの構築を促進する支援を実施する予定。それらの成果が評価され、機構コロンビア支所長及び長年当該分野に携わってきた現地職員に対し、コロンビア政府から特別功労勲章が授与された。なお、コロンビア国会警察庁長官も本邦研修の参加者であり、今後の同国での展開に際し、中核となることが期待される。 ◎ 協力相手が制作したコンテンツ企画が NHK の国際コンクールで優秀賞を受賞 【③④】：南スーダンでは、南スーダン公共放送に対し、職員の人材育成や組織強化を支援してきている。それらの活動の一環で支援したドキュメンタリー映像企画が、NHK が主催する教育コンテンツの国際コンクール「日本賞」において、作品コンペにあたるコンテンツ企画部門の優秀賞を受賞した。受賞した企画「INTO THE LIGHT（光の中へ）」は、長い内戦の中で視力を失ったミュージシャンを主人公に、障害のある人々が直面している様々な問題と、その問題に音楽活動を通してどのように取り組んでいるかを描くものであり、映像を通じ、障害者の社会参加を推進する内容が高く評価された。 ◎ ガーナにおける児童労働の撤廃を支援 【①②③】：ガーナでは、カカオ産業や水産業を中心に、子ども全体の 21.8% に当たる 189 万人が児童労働に従事しており、その中でも 123 万人は危険有害労働		
--	--	--	--

	に従事していると指摘されている。そのような現状を受け、ガーナ政府は児童労働撤廃に向けた第3次国家計画を策定。同計画に基づき、機構は、「児童労働フリーゾーン」の認定システムの構築や実施体制強化等を支援する「児童労働フリーゾーンを通じた子どもの保護主流化プロジェクト」（技術協力プロジェクト）を開始した。「児童労働フリーゾーン」とは、児童労働撤廃に寄与する各種条件を、統一された基準（指標）として設定し、同条件を満たしたと認定された地域を意味する。ガーナ政府は、自治体単位で「児童労働フリーゾーン」を認定し、そのような地域を国全体に広げることで児童労働のない国を目指しており、同プロジェクトにより実施体制や連携体制の構築を支援するもの。 ◎ 日越共同声明で合意した 800 名の行政官の育成を支援【①③】：機構は、2024 年 10 月に、ベトナムの次世代リーダーを対象とした研修を実施。現地で実施したプログラムには約 150 名が、訪日研修には 45 名が参加した。本研修には、日本の人事院や自治体、国内協力機関等の協力を得て実施しており、ベトナムの将来を担う人材に対して、日本の行政システム等を紹介することで、知日派の育成を図るもの。また、ベトナム側の要望に応じて、AI や半導体に係る日本の政策・取組も紹介することで、ベトナム側の期待にも応え、高く評価されている。 ○ 日 ASEAN 友好協力 50 周年に貢献する司法機関研修や及び第 10 回太平洋・島サミット（PALM10）に対応した警察案件の形成、国際公法に係る支援の実施、「ビジネスと人権」の促進、地域警察強化（インドネシア、中米・アフリカ）、ウクライナ支援（公共放送局、法司法）等を着実に実施した。 ○ 公共人材育成に関し、ベトナムの		
--	---	--	--

	次期トップリーダーとなる第 13 期中央委員候補者向け研修の実施、バングラデシュ暫定政権内行政改革委員会に対する日本の経験を踏まえた行政・公務員制度改革についての打ち込み等を実施した。 (2) SDGs 達成に向けた貢献 法の支配・ガバナンス分野においては、技術協力を通して法令の整備・運用能力強化、治安機関等の法執行能力に係る能力強化、司法アクセスの改善、有権者教育、公共放送・メディアの機能強化、中央・地方行政の機能強化を行い、SDGs ゴール 16「持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する」の達成に貢献した。また、プラットフォームの運営・活性化や技術協力を通してカカオ産業における児童労働撲滅へもアプローチしており、SDGs ターゲット 8.7「2025 年までに児童兵士の募集と使用を含むあらゆる形態の児童労働を撲滅する」の達成に貢献した。 (3) 事業上の課題及び対応方針 開発協力を通じた普遍的価値の共有は、一朝一夕で成し得るものではなく、長期間を通じた協力を行いつつ関与と対話を続けている。こうした取組を通じ、副産物として信頼を醸成していくことの価値は、昨今の国際情勢の下では益々高まっていると認識。一方で、各国を取り巻く環境の変化に即し、支援の力点やアプローチを見直し、より対等なパートナーシップに昇華させていく必要もあるが、こちらも時間をかけた対話が必要であり、相手国や日本側関係者とともに取り組んでいく。 No. 3 ウ 公共財政・金融 (1) 業務実績 ◎ 効率的な通関を促進する支援を通じメコン地域の連結性強化に貢献【①		
--	--	--	--

	③】: 機構は 2024 年 8 月に「メコン地域連結性強化のための税関効率性プロジェクト」(技術協力プロジェクト)を開始した。本プロジェクトは、メコン地域(カンボジア、タイ、ラオス)において、国境通関の効率化、国際基準・地域枠組に即した通関手続きの改善、税関当局の人材育成能力強化を行うことにより、通関業務の迅速化及び対象国税関同士の連携向上を図り、同地域における連結性の強化及び貿易円滑化促進にも貢献する。日・ASEAN 包括的連結性イニシアティブで示された重点分野「交通インフラ整備」「サプライチェーン強靱化」に貢献する支援であり、連結性を標題に掲げた初の技術協力プロジェクトとなる。 ◎ 国際回廊における円滑な通関を促進することにより域内の経済活性化に貢献【①②③】: 2025 年 3 月に南部アフリカを対象とした「南北回廊における円滑な OSBP 運営管理能力強化プロジェクト」(技術協力プロジェクト)が終了した。本プロジェクトは、南北回廊沿いの主要国境でのワン・ストップ・ボーダー・ポスト(OSBP: One Stop Border Post)を推進し、OSBP 運用下での通関手続きを改善することで、国境通過にかかる人的・経済的コストの削減とそれに伴う投資の活性化を促進し、ひいては地域的な貿易円滑化に貢献することを目的としたものであり、南部アフリカにおいて初の 4 か国を跨ぐ広域プロジェクトであった。本プロジェクトの結果、通関手続きの効率化を支援したカズングラ国境(ザンビア・ボツワナ)及びチルンド国境(ザンビア・ジンバブエ)において越境に伴う所要時間に改善が見られた。また、本プロジェクトは、南部アフリカ地域における連結性強化や、自由で公正な国際経済システムの強化にも貢献した。 ◎ 世界税関機構(WCO: World Customs Organization)マスタートレーナ		
--	---	--	--

	一の育成により貿易円滑化・税関近代化に貢献【①②③④】: WCO との合同プロジェクトとして、各国の税関で指導的役割を担う教官を育成するプログラム「マスタートレーナープログラム」をアフリカ、太平洋島嶼国、中央アジア・コーカサス地域の計 37 か国を対象とし展開。2025 年 3 月末時点で 210 名がマスタートレーナーとして認定された。本プログラムは、日本政府の外交政策の一部として TICAD8、PALM10、「中央アジア＋日本」対話等の様々な国際会議で取り上げられており、パートナーの WCO や支援対象国からも高い評価を得ている。また、中央アジア・コーカサス地域では、本プログラムと連携する形での無償資金協力案件の形成に向け、協力準備調査を 3 か国（ジョージア・タジキスタン・カザフスタン）で実施している。 ◎ 開発途上国の持続可能な債務管理に貢献【①②③】: 開発途上国の長期的・安定的な資金調達を担保するため、ラオス及びトンガに中期債務管理戦略の作成を支援するための専門家を派遣。トンガでは同戦略の更新を完了した。開発途上国に外部資金を呼び込むためには、債務の持続性確保が不可欠であり、本支援を通じて「新しい資金動員」を進めることにも貢献する。また、偶発債務リスクの適切な管理に係る課題別研修を世界銀行マクロ経済・貿易・投資局（MTI）債務管理チームと協働で実施。2024 年度は 29 か国から延べ 33 名が参加した。さらに、2025 年度より中期債務管理戦略作成のための課題別研修を実施することも世銀同チームと合意しており、機構は、世界銀行との協働により、開発途上国の持続可能な債務管理に貢献していく。 ◎ 公共投資管理ガイドラインの改正支援によりスリランカの国家歳出の適正化に貢献【①③】: スリランカは財政破綻後、公共財政管理改革に着手。新たな公		
--	---	--	--

	共財政管理法が発布された。機構は適正な歳出管理の観点から同改革を支援するため、「効果的な公共投資管理のための能力強化プロジェクト」（技術協力プロジェクト）を通じ、新法に準拠する形で、公共投資管理プロセスの改定、運用に向けた能力強化等の支援を実施している。2023 年 3 月に日本政府により発表された「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）のための新たなプラン」においても「透明で公正な開発金融に向け、国際社会をリード（スリランカの債務再編）」が挙げられており、本活動はこれに資する。 ○ バングラデシュにて気候変動に対応した公共投資管理に係る組織的能力の強化や、パイロットセクターにおける気候変動に対応した効率的な公共投資管理を形成。また、サステナビリティに配慮した公共財政管理に関する支援の在り方を調査・研究するプロジェクト研究を開始した。 （2）SDGs 達成に向けた貢献 公共財政・金融分野においては、国民の生活が安定、向上する社会を目指し、資源の効率的な配分が行われるよう、財政・税関・金融に関する政策・制度の整備やこれを担う人材の育成を通じて、SDGs ターゲット 8. a（貿易増加に向けた支援拡大）、ターゲット 8.10（金融サービスへのアクセス改善）、SDGs17. 10（ルールに基づく開かれた多角的貿易体制）、17. 1（課税及び徴税能力向上のための資源動員強化）、ターゲット 17. 4（長期的な債務持続可能性の実現を支援及び債務リスク軽減に貢献し、SDGs ゴール 8「働きがいも経済成長も」及びSDGs ゴール 17「持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する」の達成に貢献した。 （3）事業上の課題及び対応方針		
--	--	--	--

	財政・金融分野の技術協力を担うことができる人材が希少であることが課題であり、各種研修や機構の事業紹介などの啓発活動を通じた人材リソースの確保や、IMF や世界銀行などの国際機関との連携により補完する可能性を追求している。これらの取組の結果、債務管理分野では支援実施を担う人材の確保が徐々に可能となっているケースはあるものの、未だ全ての国からの支援ニーズを満たすまでに至らず、更なる努力と工夫が求められている。さらに、日本の関係省庁や自治体との連携強化や、コンサルタント企業等の民間人材の開拓などを図ると共に、事業レベルでの幅広い国際機関との協力・連携の機会を見い出し、その実現に向けた提案・議論を行っている。 No. 3 エ ジェンダー平等の推進 (1) 業務実績 ◎ 開発途上国政府や他援助機関との協働により WPS を推進【①②】: 2024 年 10 月に国連女性機関 (UN Women) との共催により、ケニアにおいて、アフリカ 12 か国 190 名以上の参加を得て「WPS 推進に向けたアフリカ地域セミナー」を開催。同セミナーにおいて、日本での災害復興の経験も踏まえ、より革新的な取組として、①平時からのジェンダー平等への取組、②取組の質の向上の重要性、③民間を含む多様な機関との連携強化等、機構が WPS を推進する上で重要視している点や成果を上げた事例などを発信した。TICAD9 の開催に向け、アフリカ地域における WPS 推進に係る各国の現状や課題の共有を通じ、今後の取組強化に向けた教訓が抽出できたほか、参加者からは、これらの視点が WPS アジェンダの実施推進に向けた突破口ともなる可能性があると評価する声が多数寄せられた。また、10 月には、フィリピン政府及び国連等の機関により開催され、90 超の国から 700 人以上が参加した「WPS に関する国際会議 2024」の本会合において、		
--	---	--	--

	機構による各種インフラ事業におけるジェンダー主流化やジェンダーボンド発行等の取組、機構の WPS に係る取組等を発信し、注目を集めたほか、在フィリピン日本大使館との共催により実施したサイドイベントでもミンダナオ暫定自治区でのジェンダー課題の重要性や WPS 推進に貢献する新規技術協力の取組を発信し、フィリピン政府から高い評価を得た。 ◎ ジェンダーに基づく暴力（GBV：Gender-Based Violence）の撤廃を促進【①③】：2025 年 1 月に、パキスタンにおいて「ジェンダーに基づく暴力被害当事者の保護、自立・社会復帰促進プロジェクト」（技術協力プロジェクト）を開始。パンジャブ州の GBV に係るサービス・プロバイダーに対する被害者中心アプローチに基づいた定期研修の導入、GBV 被害当事者の中長期的な自立・社会復帰のためのトランジショナル・ホームの設置支援や女性保護センターの機能モデルの構築等を行うことにより、GBV 被害当事者の保護及び自立・社会復帰の促進に向けた同州の支援実施体制の強化を図るもの。また、南スーダンでは、2024 年 11 月に「ジェンダーに基づく暴力（GBV）被害当事者の経済的自立促進プロジェクト」（技術協力プロジェクト）を開始。中央エクアトリア州ジュバ市において、政府関係組織・市民社会団体・民間企業等の関係団体の能力強化、GBV 課題への効果的な対応方法の開発・改善、ガイドンスノートの改訂等を行うことにより、被害者中心アプローチに基づく取組の強化を図り、GBV 被害当事者や暴力に脆弱な女性の経済的な自立と社会復帰の促進に貢献するものであり、これらの事業を通じ、WPS アジェンダ「女性・平和・安全保障に関する第三次行動計画」のうち、特に「紛争下の性的暴力及びジェンダーに基づく暴力の対応と予防」に貢献した。 ◎ 民間企業・社会起業家との連携に		
--	--	--	--

	より女性のエンパワメントを促進【①②】: WPS＋イノベーションの先進的取組として、GBV の予防や被害当事者の自立・社会復帰に貢献する革新的なビジネスを生み出すことを目的に、2024 年 12 月にケニアにおいて GBV 撤廃に貢献するビジネスコンテストを実施。その結果、GBV 被害当事者の雇用促進や被害当事者の迅速な医療・心理社会的支援へのアクセスを可能とするデジタル技術活用などが評価され、上位入賞した。また、ケニアにおいてパナソニックと連携して、無電化地域に住む女性や少女たちに 100 台の環境に優しいソーラーランタンを供与した。これまで明かりのない生活を強いられた女性や少女たちが、ランタンによって安全に移動することができ、夜間の学習、経済、社会活動が可能になることが期待される。このような取組を通じ、女性や少女たちに自信や希望をもたらし、ジェンダーに基づく暴力(GBV)に立ち向かい、地域で積極的に声を上げ、行動する力になっていくことが副次的な効果として期待される。 ◎ 再利用可能な布ナプキンの販売網構築により「生理の貧困」を改善【②】: 世界で 5 億人の女性・女子は生理のための衛生用品や教育などに対して十分にアクセスできない「生理の貧困」に陥っている。その原因は経済的理由だけでなく、生理を語ることの家庭内や社会的タブーが影響を与えている。エチオピアにおいては、インフレ率の高騰によって使い捨てナプキンの価格が過去 3 年間で 75%増加し、特に経済的弱者である女子生徒や難民女性による生理用品へのアクセスを困難にさせている。健康かつ衛生的な生理習慣を維持できないことによる学習機会の喪失及び労働損失は社会課題となっており、6 割弱の女子生徒が不衛生かつ不健康な生理習慣を強いられている現状にある。この状況に対し、機構は、エチオピアで再利用可能な生理用布ナプキンのアクセス向上及		
--	---	--	--

	び「健康かつ衛生的な生理」に関する啓発活動を行うことにより、女子生徒の生理環境の改善に貢献する事業を実施。具体的には、生理用布ナプキンの国内生産を促進し、女子生徒に届けることを目的に、現地 NGO 及びスタートアップによる布ナプキンの製造・販売・広報を支援した。現地 NGO 及びスタートアップが輸入品に比べ、より安価な国内産ナプキンを製造できるようになることで、女性の就学・労働機会の向上にも繋がり、また再利用可能な布ナプキンの製造により、持続可能な月経衛生管理を目指すもの。 ○ 「ジェンダー平等推進のための介入手法に係る情報収集・確認調査」を実施し、インドチェンナイの環状道路建設案件でのパイロット活動等による検証を基にインフラ分野におけるジェンダー主流化の手法について取りまとめ、発信した。 ○ ジェンダー案件の成果発現状況のモニタリング方法の検討に向け、ジェンダー案件として分類されている実施中の技術協力に係る取組・成果発現状況についてのモニタリングを一部試行的に実施した。 ○ 2024 年 6 月にイタリアで行われた G7 に合わせて、2X チャレンジは新たな基準が追加・厳格化され、透明性と説明責任を高めた新基準に変更された。これら新基準に対応しつつ、2X Challenge 適合案件として 3 件を報告した。 (2) SDGs 達成に向けた貢献 ジェンダーに基づく暴力撤廃や女性の経済的エンパワメントを推進する技術協力や円借款事業、海外投融資事業等を通じて、ジェンダーに基づく暴力被害当事者の支援環境、女性の金融へのアクセス改善やビジネス環境の整備を図っており、SDGs のゴール 5「ジェンダー平等の実現」の達		
--	--	--	--

	成に貢献した。 (3) 事業上の課題及び対応方針 研修・留学生事業における女性の割合の向上を図る上では、研修員の候補者推薦を行う先方政府援助窓口機関・実施機関等の本取組の意義や機構の方針に関する理解向上が必須であり、継続的に先方政府高官面談時の機会なども捉えて海外拠点を通じて丁寧の説明を行うとともに、募集時点での女性割合（クオータの導入）についてもコース別での導入の可否を検討する。 No.3 オ デジタル化の促進（DX） (1) 業務実績 ◎ DX と GX の融合による好事例【①②③】：インドにおける森林に関連するデータの蓄積・交換・分析を促進するプラットフォーム「Forest Stack」の整備を推進する取組をインドのラジャスタン州にて実施。様々な機関が持つ衛星画像や公開森林関連データを連携し活用可能とすることで、森林局による森林管理の改善、大学等による研究の促進等を目指すもの。2つのパイロット事業を通じ、森林状態管理や森林保全計画立案を実施した結果、紙資料や個別に保管されたデータを手作業で繋ぎ合わせる方法から、統合的かつ効率的にデータ収集・分析を行うことが可能となった。本取組は、今後はインドの他州や他国への展開も期待される。また、同事例を国連気候変動枠組条約（UNFCCC：United Nations Framework Convention on Climate Change）第 29 回締約国会議（COP29）で行われたラウンドテーブル「Climate X Data Exchange: A New Frontier for Climate Action」で発信したところ、参加者からデジタル・トランスフォーメーション（DX：Digital Transformation）×GX の先駆的な好事例であるとの評価を得た。 ◎ サイバーセキュリティに係る国		
--	--	--	--

	際会議・セミナー等で機構の取組が高く評価【①③④】：2024 年 5 月に行われた国連オープン・エンド作業部会には、70 以上の国々からサイバーセキュリティ担当大臣や大使等が参加し、そのほか国際機関や 20 以上の大学・民間企業・関連団体関係者が参加する中、機構が日本代表として参加し、サイバーセキュリティに係るクラスター事業戦略や実施中プロジェクトから得られた知見・経験等を発信。開発途上国の自立性や持続可能性を高める南南・三角協力の好事例としてクロージング・リマークで取り上げられるなど、機構の取組が高く評価された。また、2024 年 4 月にアメリカ合衆国にて行われた日・米・フィリピン首脳会合において確認されたサイバー分野での三か国連携・協働に係る具体的なアクションとして、7 月に「日・米・フィリピン連携サイバーセキュリティセミナー」を実施した。本セミナーは、日経新聞に加え、現地メディアにも取り上げられ、好事例として広く発信された。さらに、日・ASEAN サイバーセキュリティ能力強化センター等を通じ、イギリス、スイス、カナダ、オランダ等との共同セミナー・研修を実施。日本政府が重視する ASEAN 地域のサイバーセキュリティ能力強化への貢献に加え、関係国の連携の強化に貢献した。 ◎ 日本・アメリカ合衆国・オーストラリアの共同事業をソフト面で支援【①③】：2021 年 12 月に発表された日本・アメリカ合衆国・オーストラリア政府による連携事業「東部ミクロネシア海底ケーブル事業」の一環として、ナウルに対し、海底ケーブルの保守運用を含む、情報通信基盤の運用能力を目指す公共 ICT（情報通信技術）インフラ管理能力向上を支援する技術協力プロジェクトを開始した。本プロジェクトにより、3 か国政府の共同事業をソフト面で後押しする。また、ナウルに加え、キリバスに対しても、早期に技術協力を開始すべく準備中。		
--	---	--	--

	◎ カンボジアでの「オファー型協力」を着実に展開【①③】：機構は、カンボジアの包括的なデジタル環境アセスメントを実施し、日本による協力可能性領域を整理、国内向けの説明会（ラウンドテーブル）を外務省と共に実施。カンボジア側に提供可能な協力領域を包括的に説明した。その結果、Digital Government Committee との協業、4G カバレッジ強化、教官育成事業へのデジタル活用については具体的協力まで発展。機構は、一部事業の実施に加え、カンボジア側関係者や本邦企業へのコンサルテーション等でも貢献した。 ◎ 広島 AI プロセスに立脚した AI 領域の協力の推進【①②】：外務省等の日本政府関係機関、アカデミア、国際機関との協議を通じて開発途上国に対する AI 協力戦略及び協力の方向性の検討を開始、本邦関係組織と連携した AI に関する研修を、日本、タイ、シンガポール島において複数回実施したほか、2025 年 2 月の広島 AI プロセス・フレンズグループ会合においても、グローバルサウス向けの協力戦略の発信を行い、日本政府が取り組む広島 AI プロセス推進に貢献した。 ○ エチオピア革新・技術省、Safaricom Ethiopia 社及び Safaricom Ethiopia 社に出資している住友商事株式会社との間で業務連携・協力に関する 4 者覚書に基づき事業を展開し、エチオピアのデジタル人材育成数を 1 万人まで拡大した。 ○ 本邦産官学の関係機関が連携し、宇宙・衛星技術と衛星データの利活用を推進する人材育成のプラットフォームを構築するとともに、中長期の視点から人的ネットワークの強化を図ることを目的として「宇宙国際頭脳循環プログラム」の 2025		
--	--	--	--

	年度開始を予定しており、2024 年度にはその準備委員会を 3 回開催した。 ○ パラグアイ宇宙庁（AEP）、機構、JAXA の三者で、「パラグアイにおける持続可能な開発のための宇宙開発能力の向上に関する協力覚書」を締結。日本・パラグアイ宇宙協力プログラムを立ち上げ、運営委員会を組織する等、開発途上国の宇宙機関等の能力向上に関する協力や事業を通じて宇宙技術・衛星データを様々な分野において利活用できるような支援を実施している。 （2）SDGs 達成に向けた貢献 デジタル化の促進においては、各セクターにおけるデジタル技術、データ活用を推進することで、全ての SDGs ターゲットの達成推進に貢献した。具体事例としては、インドにおける森林監理の強化ではゴール 15.2（持続可能な森林管理）に、サイバーセキュリティ分野の協力では、ゴール 9. a（持続可能かつレジリエントなインフラ開発）、ゴール 17.9（情報通信技術（ICT）をはじめとする実現技術の利用を強化）の達成に貢献した。 （3）事業上の課題及び対応方針 デジタル分野では日本の技術、知見を一方向で移転する協力ではなく、開発途上国におけるデジタル化の進展に応じて、機構の強みである過去の各分野での事業の成果、現地関係者との信頼関係・ネットワーク等を活かし、国内外の民間企業等の様々なパートナーと緊密に連携しながら、相手国と共にデジタル技術・データ活用を通じた課題解決の構想策定から実施まで取り組む。また、各種国際会議やイベント等での発信を積極的に行い、開発途上国との協力の経験が日本にも還元され、日本の知・技術の強化に資するような取組の推進を行う。		
--	---	--	--

4. その他参考情報
特になし。

(別添) 中期目標、中期計画、年度計画			
	中期目標	中期計画	年度計画
	中期目標：3. (3) 中期目標・中期計画・年度計画は、JICA ウェブサイト (https://www.jica.go.jp/about/disc/chuki_nendo/index.html) を参照。	中期計画：2. (1) ③	年度計画 1. (3) 普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
No. 4	地球規模課題への取組を通じた持続可能で強じんな国際社会の構築		
業務に関連する政策・施策	開発協力大綱、パリ協定、G7 広島サミット、仙台防災枠組、環境インフラ海外展開基本戦略、TICAD8 チュニス宣言、マリーン（MARINE）・イニシアティブ、熊本水イニシアティブ、インフラシステム海外展開戦略 2025 及び追補、インフラシステム海外展開戦略 2030、昆明・モントリオール生物多様性枠組、地球温暖化対策計画	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人国際協力機構法第 13 条
当該項目の重要度、困難度	【重要度：高】 【困難度：高】脱炭素社会やコベネフィット型等の気候変動対策・自然環境保全、新型コロナの感染予防等に資する水・環境、我が国の途上国支援の柱である防災・災害復興は、質・量・速度が同時に求められている。また、脱炭素社会の促進は、先進各国から強いコミットメントが示されているだけでなく、途上国でも喫緊な対応が必要な状況であることから、本項目は困難度を高とするのが妥当と考える。	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和 5 年度及び令和 6 年度度政策評価、 行政事業レビューシート番号：予算事業 ID 001098

2. 主要な経年データ															
	①主要なアウトプット（アウトカム）情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
	指標等	達成目標	基準値	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度			2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度
	【指標 4-1】気候変動対策に資する人材の育成数（SDGs Goal 1～9、11～13（13.1～13.3、13.a～13.b）、14、15 関連）	10,000 人	2,000 人	3,772 人	2,190 人	2,109 人	人	人		支出額（百万円）** ⁶	18,120	18,872	19,791		
	【指標 4-3】自然環境保全を担う行政官等の育成数（SDGs Goal 14、15 関連）	6,000 人	1,000 人 ₇	1,361 人	1,344 人	1,229 人	人	人							
	【指標 4-4】環境管理行政官の育成数（SDGs Goal 6（6.2、6.3）、11.6、12（12.4、12.5）、14.1 関連）	10,000 人	2,000 人	4,326 人	4,167 人	2,544 人	人	人							
	【指標 4-6】水供給に関する人材の育成数及び水供給によって増加した給水人口数***（SDGs Goal 6.1、6.4 関連）	育 成 人 材 数： 3.5 万人	7,000 人	14,837 人	10,662 人	9,547 人	人	人							
	【指標 4-7】防災インフラ及び重要インフラの所管組織（治水砂防官庁、各インフラ官庁）を支える行政官等	5,000 人	1,000 人	3,698 人	3,851 人	3,387 人	人	人							

⁶ 報告年度分の支出額は暫定値。

⁷ 各年度の目標値は、第 5 期中期計画期間後半に増加させ、中期目標期間全体の目標値 6,000 人を達成する予定。

	(政策・計画立案者等)の育成数 (SDGs Goal 1.5、9.1、11.5、13.1 関連)															
	【指標 4-8】事前防災投資事業実現のための戦略・計画・政策等の数 (SDGs Goal 1.5、9.1、11.5、13.1 関連)	20 件	3 件 ⁸	8 件	4 件	5 件	件	件								

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
(別添) 中期目標、中期計画、年度計画					
	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
		業務実績	自己評価		
	＜主な定量的指標＞ （定量的指標及び実績は 2. ①参照）	＜主要な業務実績＞ No. 4 ア 気候変動 （1）業務実績	＜評定と根拠＞ 評定：S 困難度が高いと設定されている中、評価指標の目標水準を大幅に上回る成果を上げていることに加え、以下 4. 業務実績のとおり、「独立行政法人の評価に関する指針」（平成 26 年 9 月 2 日総務大臣決定）及び「外務省所管独立行政法人の業務実績の基準について」（平成 27 年 3 月外務省）に掲げられた S 評価の根拠となる質的に顕著な実績が多数あることから、当該事業年度における中期計画の所期の目標を上回る顕著な成果が得られていると認められるため。	評定	S
	＜その他の指標＞ 【指標 4-2】開発途上国政府の気候変動対策の対応能力が向上し、気候変動対策を加味した途上国の開発計画の推進状況（SDGs Goal 1～9、11～13（13.1～13.3、13.a～13.b）、14、15 関連） 【指標 4-5】主体的かつ持続可能な水資源管理の強化、並びに水道事業体及び灌漑排水管理団体（水利組合）の運営・経営の改善状況（SDGs Goal 6.1、6.4、6.5 関連）	◎ 国連気候変動枠組条約（UNFCCC）第 29 回締約国会議（COP29）への貢献【①②】：国連気候変動枠組条約（UNFCCC：United Nations Framework Convention on Climate Change）第 29 回締約国会議（COP29）において、8 件のサイドイベントを主催。その他 16 件のサイドイベントに参加し、機構の気候変動対策アプローチ（開発とのシナジー・コベネフィットや、Climate Resilient Development 等）や各国での幅広い取組を対外発信し、他機関や開発途上国関係者との連携・共創を推進したほか、浅尾環境大臣が発表した「NDC 実施と透明性向上に向けた共同行動」において、ベトナム等での NDC 実施支援の協力事業が具体的な方策として盛り込まれた。 <			

⁸ 関連の事業計画を踏まえて各年度の目標値を設定し、中期目標期間全体で目標値 20 件を達成する予定。

		入国が債務返済を一時的に繰り延べることを可能とする、気候変動に強靱な債務条項（Climate Resilient Debt Clause：CRDC）を導入するパイロット・プログラムの開始を発表。本条項を盛り込むことにより、気候変動による自然災害の影響が大きい国にとっての借入リスクを軽減することが期待される。	スチック汚染対策に資する事業の案件形成と実施を引き続き積極的に進めることを期待する。 また、環境管理の観点では、新たに作成された「環境規制及び汚染対策の適正化を通じた健全な環境質の実現」に係るクラスター戦略に沿った案件形成期待する。 水資源・水供給分野においては、国際公約の達成を目指し、JICA グローバル・アジェンダに基づく協力の推進に加えて、保健、栄養、都市開発等の関連する分野とも協調した成果の拡大を期待する。 防災・災害復興分野では、引き続き防災投資促進に資する事業の実施を継続・強化していくことを期待する。	ウ 環境管理 ・ウクライナでのがれき処理支援を実施するほか、海洋プラスチック対策分野においては各種の調査や政策提言などを通じて関係各国との連携を促進した。【①②③】
		◎ JICA クリーン・シティ・イニシアティブ等を通じて日本政府が発表した地球温暖化対策計画に貢献【①②】：2025 年 2 月に閣議決定された地球温暖化対策計画の「海外における温室効果ガスの排出削減等の推進と国際的連携の確保、国際協力の推進」において、機構のサステナビリティ方針に則った気候変動対策の推進や、機構が開発途上国の都市レベルの環境管理・脱炭素を推進する JICA クリーン・シティ・イニシアティブ（JCCI：JICA Clean City Initiative）、衛星技術を使ってブラジル・アマゾンの熱帯林をモニタリングする「JICA-JAXA 熱帯林早期警戒システム」（JJ-FAST）等が、取組として明記された。	（2）対応 GCF 資金を活用した受託事業に関しては、GCF 事務局と密に連絡・調整を図りながら、実施中の 2 案件に加えて、新規事業（2 件、森林分野）の形成に取り組んでいる。また、GCF 事業の形成・実施促進のため、実施中・形成中の事業の経験を踏まえながら、マニュアル・ガイドラインを随時更新している。 昆明・モントリオール生物多様性枠組に資する事業に関しては、アマゾン熱帯林保全（ブラジル）、アジア地域森林保全（フィリピン、マレーシア、パプアニューギニア）、コンゴ盆地熱帯林保全（コンゴ民主共和国、カメルーン）等の案件形成に取り組むとともに、採択済み案件の着実な実施に取り組んだ。 また、プラスチック汚染条約の交渉動向を踏まえ、国際会議での情報発信や政策支援に加え、タイで実施中の科学技術協力事業「東南アジア海域における海洋プラスチック汚染研究の拠点形成」を通じて、科学的知見の蓄積を進め、政策提言に向けた基盤づくりに取り組んだ。 環境管理の観点では、「環境規制及び汚染対策の適正化を通じた健全な環境質の実現」に係るクラスター戦略に沿い、タイの PM2.5 対策やモンゴル・ウランバートルの工場排水管理の技術協力等、汚染対策に関する案件形成・実施を進めた。 水資源・水供給分野においては、ザンビアにおいて保健分野及び都市開発分野と連携した、感染症（コレラ）対策と未計画居住区対策に資する無償資金協力の調査に着手したほか、マラウイでは保健分野及び防災分野と連携した「水系感染症及び洪水に強靱な水・衛生	＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ア 気候変動 GCF 事業の迅速な形成・実施に向けて、事業提案内容の一層の質的向上や、GCF 事務局との連携を通じて、組織としての経験と知見を蓄積していくことを期待する。気候変動・GX についてはオファー型協力の戦略分野として位置付けられる中、引き続き機構による積極的な貢献を期待したい。
		○ タイの大気汚染（PM2.5）対策の技術協力等において、気候変動緩和策とのコベネフィットを推進した。		ウ 環境管理 現在行われているプラスチック汚染に関する法的拘束力のある国際文書（条約）の策定に向けた交渉において、途上国が本条約を実施するための支援のあり方について議論されていることも念頭に置きつつ、あり得べき規定内容を考慮に入れながら、プラスチック汚染対策に資する事業の案件形成と実施を引き続き積極的に進めることを期待する。
		○ NDC の策定や改定、国家温室効果ガスインベントリの作成や更新、長期低排出発展戦略の策定、気候変動適応計画の策定・実施等、各種取組の遂行に必要な能力強化及び事業の形成を支援した。		エ 水資源・水供給 熊本水イニシアティブや TICAD8 で表明された国際公約の達成に向け、保健・栄養・都市開発等の関連分野との連携により相乗効果を高めるとともに、人道・復興ニーズへの機動的対応に期待したい。
		○ UNFCCC の下に設置された資金メカニズムである「緑の気候基金（GCF:Green Climate Fund）」の受託事業については実施中の 2 案件に加え、新規案件の形成を進めている。引き続き事業の形成及び実施監理に取り組む。		オ 防災・災害復興 仙台防災枠組の 2030 年ターゲット達成に向けて、災害リスク削減に資する具体的な事業の実施を一層促進していくことが期待される。あわせて、防災担当省庁のみならず、インフラ担当省庁などの様々な主体による事前防災の取組・投資が重要であり、実施主体の事業実施能力の向上のほか、都市開発や防災教育などの分野横断的なアプローチや関係機関との連携強化を通じ、防災の主流化を着実に推進することを期待する。また、中小企業・SDGs ビジネス支援事業等を活用し、我が国の防災に関する知見・技術を活用し、途上国における災害リスク軽減の取組を効果的に実施することを期待する。
				＜その他事項＞（有識者からの意見聴講等） ・本項目が JICA の自己評価において S 評定とされたことを高く評価する。6 つの定量指標のうち 5 つが目標値を 120%以上達成し、気候変動、環境保全、防災といった地球規模の喫緊の課題に対し、JICA が多大な貢献を果たしたことが示されている。特に、プラスチック汚染条約策定に向けた政府間交渉への貢献や、「気候変動に強靱な債務条項」の導入といった、国際的なルール形成や金融メカニズムの革新に寄与する取り組みは、JICA の専門性と影響力の高さを示す好例である。 一方で、地球規模課題への取り組みの成否は、グローバルな政策論議だけでなく、ローカルな実践にこそかかっていることを強調したい。気候変動の最前線にいるのは、小規模農家や漁民、先住民族といった地域コミュニティであり、彼らの伝統的知識や

	(2) SDGs 達成に向けた貢献 気候変動分野においては、開発途上国の緩和計画・施策の実施促進、温室効果ガスインベントリ作成能力強化を含む透明性の枠組み強化に係る支援を通じたパリ協定の実施促進のための技術協力を行ったほか、小島嶼開発途上国である大洋州地域における研修拠点機能の強化、気候変動の影響に脆弱な開発途上国において気候変動に強靱な開発の実現を目指した取組を支援し、SDGs ゴール 13「気候変動およびその影響を軽減するための緊急対策を講じる」の達成に貢献した。 (3) 事業上の課題及び対応方針 GCF 資金を活用した受託事業の形成・実施を進めるに当たり、引き続き GCF の各種基準・制度・事業承諾プロセス等を踏まえた機構内のマニュアルの更新、案件の採択に向けたファンディング・プロポーザルの質の向上及び GCF 事務局との協議や調整等を通じて、機構に経験・知見を蓄積していくことで、迅速な事業形成・実施に努める。 No. 4 イ 自然環境保全 (1) 業務実績 ◎ 機構の支援の成果がラオスで公式ツールとして採用【②③④】: ラオス「効果的な REDD+資金活用に向けた持続的森林管理能力強化プロジェクト (F-REDD2)」（技術協力プロジェクト）にて開発及び改善を支援してきた PDMS (Provincial Deforestation Monitoring System) が、ラオス農林省令によりラオスの公式な森林モニタリングツールとして承認された。同ツールは先進的なリモートセンシング技術と衛星画像を活用して、森林減少をリアルタイムでモニタリングするためのシステムであり、地方の森林官が効果的かつ効率的に森林減少データを収集・分析し、違反者に対する対策を講じることを可能とするものである。世界銀行やドイツ、NGO 等の他ドナーも本ツールの有用性に	計画策定プロジェクト」を開始した。また、ネパール、タンザニア、マダガスカルの 3 か国においては、保健分野及び教育分野と連携し、学校と保健施設の手洗い設備やトイレの建設、衛生啓発を実施した。これらの関連分野との協調した取組を行い、成果の拡大を図った。 防災・災害復興分野では、防災投資促進に向けて、国際会議等での主催セッション等を通して機構の取組事例、その効果等を発信してきた。また、実施中の事業においても各種会議やセミナー等で防災投資の促進につながるべく発信を実施。引き続き事業及び会議・セミナー等を通して防災投資の促進につながるべく発信を継続していく。	現場での創意工夫こそが、レジリエンスの源泉である。JICA の事業が、こうしたローカルな主体、特に現地の環境 NGO や住民組織を真のパートナーとして位置づけ、彼らの声が事業の計画・実施・評価の全段階に反映される仕組みを強化することが不可欠である。例えば、【指標 4-7】「防災インフラ及び重要インフラの所管組織を支える行政官等の育成数」が目標の 3 倍を超える 3387 人に達したことは素晴らしいが、同時に、コミュニティベースの防災活動を担うリーダーがどれだけ育成されたか、という視点も同様に重要である。 地球規模課題への取り組みが、中央政府や大規模インフラ中心のアプローチに偏ることなく、地域社会のエンパワーメントと生態系の保全に根差した、真に持続可能なものとなるよう、市民社会との連携を一層深化させることを期待する。 ・太平洋島嶼国に対する「気候変動に強靱な債務条項」や、フィジー向け「災害復旧スタンドバイ借款」の導入は、災害発生時の資金ニーズに迅速に対応する仕組みとして、相手国政府からも高く評価されており、ODA の迅速性・機動性強化にも繋がる素晴らしい取組である。今後は、円借款契約においても、より大きな枠組みでの E/N 締結を通じて、個別ニーズに応じて機動的に資金供給が可能となるような仕組みも検討してはどうか。相手国政府や関係当事者からも期待は大きいと思われる。 ・グリーントランスフォーメーション (GX) 支援を通じて、日本の技術力と制度知見を活かしたカーボンニュートラル支援が進められており、二国間クレジット制度 (JCM) の活用は、JICA による制度的貢献の代表的事例と位置づけられる。 ・特にアジア諸国において、グリーン成長支援が進展し、JCM と連動した制度枠組み整備が今後の成否を左右する重要要素となっている。
--	--	--	---

	着目しており、F-REDD2 プロジェクトに導入要請支援があった結果、ラオス全国 18 県中 16 県で導入されている。また、機構はラオスの森林保全、気候変動対策に関する協力を長年展開してきた。2024 年 7 月、ラオスは世界銀行 FCPF（森林炭素パートナーシップ基金）から 1,600 万ドルの支払いを受けたが、支払条件となる排出削減の計測と報告のレポートは F-REDD2 の支援により作成されたものである。さらに、この炭素クレジットの高い質を示せる CORSIA の規格承認も得たが、これも F-REDD2 支援によるものである。加えて、ラオス政府による 2015～2018 年に森林保全・回復を通じた温室効果ガス排出削減達成に対する緑の気候基金（Green Climate Fund: GCF）からの成果払い資金獲得の支援を行っている。REDD+ 成果払いは、過去の森林保全・回復事業等の結果として削減・吸収された温室効果ガス排出量に応じて開発途上国に資金を提供するものである。 ◎ 科学技術協力の研究成果の社会実装を民間企業との共創により実現【②③】：マレーシア「オイルパーム農園の持続的土地利用と再生を目指したオイルパーム古木への高付加価値化技術の開発」（科学技術協力）では、パームバイオマス、特にパーム古木（OPT）の有効利用に関する研究を実施し、原料マルチ化プロセスによるペレットの製造を実現した。本事業で確立したパームバイオマスによる経済・環境循環モデルを導入した工場を日新商事がサラワク州で建設したほか、パナソニックが製造されたペレットを利用しボード材「PALM LOOP」を製造し家具材として利用するなど、本 SATREPS 案件の研究成果に基づき、民間企業の製造から販売までに至った共創が実現した。 ◎ リオ 3 条約の目標達成に向けた取組を発信【②③】：2024 年 5 月に機構と		
--	---	--	--

	毎日新聞社の共催、外務省、林野庁、宇宙航空研究開発機構（JAXA）、産業技術総合研究所、森林総合研究所、国際熱帯木材機関の後援により、公開シンポジウム「地球の肺を守ろう～世界三大熱帯林の現状及び課題、その保全策について理解を深める～」を開催した。2025 年にブラジル・ベレンで開催される気候変動枠組条約・COP30 を見据え、日本の同条約や生物多様性条約への貢献策としての機構の取組を発信した。また、地球の肺と呼ばれる 3 大熱帯林を有するブラジル、インドネシア、コンゴ民主共和国の関係者も登壇し、各国の熱帯林の現状、保全の取組や課題を紹介の上、リオ 3 条約の目標年次である 2030 に向けて更なる取組を推進していくための議論を展開した。本シンポジウムは、日本の有識者並びに企業関係者との関係者ネットワーク構築に寄与したほか、機構の公式 Youtube が 1 時間を超える動画として視聴数 1 位（3.9 万人）を記録するなど、高い広報効果も得られた。 ○ 2023 年に策定したサステナビリティ方針の下、国際潮流や他援助機関・民間の動向把握、一般社団法人海外コンサルタンツ協会（ECFA：Engineering and Consulting Firms Association）との合同勉強会等内外に向けた勉強会の開催等、生物多様性主流化を促進する取組を実施した。 ○ 「中部アフリカ森林イニシアティブ（CAFI：Central African Forest Initiative）」に関し、2024 年 1 月に受託金額を約 4MUSD から 9MUSD へと増額することが決定し、同追加資金のうち 3MUSD を受領。その後事業を推進し、2024 年 11 月の評価を経て適正な事業実施が認められ、2025 年 3 月に残り資金となる 2MUSD の支出が決定した。 （2）SDGs 達成に向けた貢献		
--	---	--	--

	自然環境保全分野においては、自然環境の減少・劣化の阻止、Nature-based Solutions（NbS:自然を活用した解決策）の一層の普及を通じて SDGs ターゲット 13.2（気候変動対策を政策、戦略及び計画に盛り込む）、14.2（海洋・沿岸の生態系を回復させる）、15.1（陸域・内陸淡水生態系及びそのサービスの保全・回復・持続可能な利用を確保する）に貢献し、SDGs ゴール 13「気候変動に具体的な対策を」、SDGs ゴール 14「海の豊かさを守ろう」、SDGs ゴール 15「陸の豊かさも守ろう」の達成に貢献した。 （3）事業上の課題及び対応方針 自然環境保全のためには広域の事象を捉える必要があり、衛星画像等のリモートセンシング技術活用や GIS 活用に長年取り組まれているが、引き続きその精度改善等、技術的改善の余地がある。引き続き本邦関係研究機関（JAXA、産業技術総合研究所、森林総研等）や本邦民間等と連携し、先進的技術の試行的導入による課題解決に取り組む。 No.4 ウ 環境管理 （1）業務実績 ◎ プラスチック汚染条約策定に向けた政府間交渉に貢献【①③】：プラスチック汚染に関する条約策定に向けた第4回政府間交渉委員会（INC4）において、日本政府が提出したナショナルステートメントに、廃棄物管理の支援手法として、機構が策定しているクラスター事業戦略（環境管理）で掲げる三段階アプローチが盛り込まれた。想定する社会の状況と変化の道筋を、第一段階（現状把握、問題構造の分析、環境情報の公開）、第二段階（汚染対策の検討と実施）、第三段階（汚染対策の実効性強化、環境汚染の事前予防、社会全体のグリーン化）に分け、段階的に充実・強化させていくアプローチであり、日本の経験や機構のこれまでの知見・経験を基に		
--	--	--	--

	したもの。そのほかにも、外務省依頼により、条約交渉の専門家作業部会同月タイ・バンコクで開催された「資金・技術支援等の実施手段に関する専門家会合」に機構職員が参加し、二国間協力の重要性等についてインプットを行うなど、日本政府の条約交渉を後押しした。 ◎ プラスチック汚染に関する世界初の研究成果【①②】：タイにおいて、九州大学、タイのチュラロンコン大学と実施している「東南アジア海域における海洋プラスチック汚染研究の拠点形成」（科学技術協力）において、世界で初めて造礁サンゴ礁の骨格に侵入した微細マイクロプラスチック片の検出に成功した。本協力は、海洋プラスチックに係る学術的センター（センターオブエクセレンス（COE））を設立し、同国チョンブリー県サタヒップ郡サマーサン地域において実施するプラスチック量などに係る調査結果に基づき、政府機関に対して政策提言などを行うもの。これらにより、東南アジア海域における海洋プラスチックの持続可能なモニタリング・管理枠組みを確立し、海洋プラスチック削減のための具体的な施策の提供に寄与するものであり、日本政府が主導した G20「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」の実現にも貢献する。 ◎ 安全ながれき処理を通じてウクライナの復興を支援【①②③】：ウクライナでは、2023 年にアスベストの使用が禁止されたばかりで、既存の住宅や建物の多くにアスベスト材が使用されている。戦争で倒壊した建物の撤去やがれきの分別作業は、作業現場のアスベスト対策が極めて重要であることから、ウクライナ「緊急復旧計画フェーズ 2」（無償資金協力）において、アスベスト対策として、作業員の防護服や現場で使用する散水機やアスベスト検出器等の資機材も併せて調達するとともに、ウクライナ国「緊急復旧・復興プ		
--	---	--	--

	ロジェクト」により作業手順書や安全対策マニュアルを整備した。また、アスベストの危険性に関する啓発セミナーを開催するとともに、日本政府の補正予算事業によりがれき処理を支援している国際連合開発計画（UNDP：United Nations Development Programme）と協働で、現場作業員向けトレーニングを実施した。 ◎ 使用済み自動車のリサイクルを促進【②③】：機構は、2024年8月にタイ「使用済み自動車（ELV）の適正管理に向けた包括的制度構築プロジェクト」（技術協力プロジェクト）を開始した。本プロジェクトは、タイにおいて使用済み自動車が適正に回収、リサイクル、処理、廃棄されるメカニズムと実施体制を策定するとともに、パイロットプロジェクトの実施により実現可能性を検証することにより、使用済み自動車の管理制度構築を支援するもの。本プロジェクトの実施に先立ち、新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO：New Energy and Industrial Technology Development Organization）と豊田通商傘下のグリーンメタルズ社による実証事業及び一般財団法人海外産業人材育成協会（AOTS：the Association for Overseas Technical Cooperation and Sustainable Partnerships）による事業が実施されており、本プロジェクトはそれらの事業の成果も受け継ぎ、使用済み自動車のリサイクルを促進する。 ◎ 日本人の退避後も遠隔指導で技術協力プロジェクトの活動を継続【②③】：スーダンでは、2023年4月に国軍（SAF）と準軍事組織（RSF）の武力衝突が発生して以降、事務所員が国外に退避した状況が続いている。「スーダンのきれいな街プロジェクト」（技術協力プロジェクト）では、日本人専門家による遠隔指導の下、カウンターパートが地域住民と共にゴミの収集改善、処分場の運営改善、車両のワークシ		
--	---	--	--

	ヨップ改善の活動を継続し、2024 年 9 月からは、住民からのゴミ収集料金の徴収も開始。パイロット地区での料金徴収率は 60%に達しており、他国の事例と比較しても高い数値となっている。 ○ 産官学連携、都市間連携、企業参画、資金動員の促進・強化を目的とし、2025 年 2 月に第 4 回 JCCI 国際セミナーを開催し、日本が推進する環境分野における重要課題（気候変動対策、プラスチック条約、循環経済等）について、環境省、地方自治体、国際機関、民間企業の協力も得て、現状の課題と取組を発信した。 ○ アフリカで初めて開催された国際廃棄物協議会（ISWA：International Solid Waste Association）の 2024 年総会及び展示会や、カイロで開催された都市問題を包括的に議論する国連人間居住計画（UN-Habitat：United Nations Human Settlements Programme）主催の国際会議（World Urban Forum 19）、気候変動 COP29 において、機構の取組・成果を発信するとともに、機構がアフリカ 24 か国、日本・環境省、横浜市、UN-Habitat、UNEP と協働で設立した「アフリカのきれいな街プラットフォーム（ACCP：African Clean Cities Platform）」（現在アフリカ 47 か国、190 都市加盟）へのパートナーシップ強化を促した。 ○ ベトナム「バリアブンタウ省での環境に配慮したモデル工業団地促進プロジェクト」では、ベトナム・バリアブンタウ省において、ベトナムでのエコ工業団地への転換を推進していくため、先方政策実施に沿ったガイドラインの策定、またその手法としてスマートメーター等の DX 技術を利用した環境管理技術の導入などの体制・能力強化を図り、低炭素への貢献と、再生可能エネルギー活用の投資にもつなげることを目指している。		
--	--	--	--

	(2) SDGs 達成に向けた貢献 環境管理分野においては、JCCI やアフリカのきれいな街プラットフォーム (ACCP) を通じて、都市の脱炭素・循環型社会の構築を多様な主体と連携して推進したほか、プラスチック条約交渉への支援、海洋プラスチックの学術調査、安全ながれき処理、使用済み自動車のリサイクル支援、遠隔による都市廃棄物管理支援など、幅広い分野での取組を実施した。これらを通じて、SDGs ターゲット 11.6 (都市の環境影響の軽減)、12.5 (廃棄物削減・再利用)、13.2 (気候変動政策の統合) 等に貢献し、ゴール 11、12、13、14 の達成に寄与した。 (3) 事業上の課題及び対応方針 環境管理分野では、クラスター事業戦略に基づき、制度・政策の整備やパイロット事業を通じた汚染対策の強化を進めた。一方、がれき処理や自動車リサイクルなど、近年新たに取組を開始した分野では、制度未整備や現地の対応体制の構築に課題がみられた。情勢が不安定な地域では専門家の活動にも制約があった。今後は、段階的な技術支援や遠隔指導のあり方をさらに工夫し、カウンターパートの能力強化も継続的に進めることで対応を図るとともに、コベネフィット型事業や DX 技術の活用を進め、成果の拡大と SDGs との相乗効果を目指す。 No.4 エ 水資源・水供給 (1) 業務実績 ◎ 国を超えた学び合いを促進【①②③④】： 2025 年 2 月に「第 3 回サブサハラ・アフリカ水道事業体幹部フォーラム」をウガンダ国家上下水道公社 (NWSC) とともに開催。11 か国から 19 の水道事業体や研修機関の幹部が参加したほか、アフリカ開発銀行等も参加した。クラスター事業戦略「水道事業体成長支援」の考え方に基づく学び合いの重要性や DX に関する取組を		
--	---	--	--

	機構から発表するとともに、参加者が自国の取り組みを発表し、グループディスカッション等を通じて好事例の共有や意識改革につながる学び合いを実施した。本フォーラムは、TICAD9 のプレイベントとして開催したほか、日本政府による「熊本水イニシアティブ」(2022 年 4 月)にも資する。また、本フォーラム及びその直前に開催されたアフリカ水衛生協会の国際会議・展示会には、横浜市及び本邦企業が参加。海外協力隊出身者がウガンダに創設したスタートアップ企業の SUNDA 社が展開している DX を活用した手押しポンプの従量制料金システムに対して、ルワンダの民間オペレーターの組合が強い関心を示し、ルワンダでの製品の展示に繋がるなど、ビジネスマッチングにより、本邦企業のアフリカ進出を後押しすることとなった。このほかにも、2023 年 3 月に開催した「第 2 回サブサハラ・アフリカ水道事業体幹部フォーラム」の参加者を繋ぐ「U2U Exchange」という会合や、ケニア、ルワンダ、マラウイの 3 か国による「無収水対策ベンチマーキングワークショップ」、2023 年 8 月に実施した「第 5 回アジア地域上水道事業幹部フォーラム」のフォローアップ会合等、国を超えた学び合いを促進する取組を実施した。 ◎ ウクライナにおいて破壊された水道施設の迅速な修復に貢献【①③】：ウクライナ「緊急復旧計画」(無償資金協力)、同「緊急復旧計画 (フェーズ 2)」(無償資金協力)によって調達された給水車 12 台、水道修理用モバイルワークショップ車輛 1 台、バックホーローダー 6 台、ダンプトラック 2 台、水質分析器 1 台、修理用管材の引き渡しを実施した。これらの資機材は被害の大きい前線に近い都市に対して供与され、攻撃によって破壊された水道施設の迅速な修復に活用されている。 ◎ 海水淡水化プラントにより 65 万人に安全な水を安定的に供給【③】：チュ		
--	--	--	--

	ニジア「スファックス海水淡水化施設整備事業」（円借款）で建設を支援していた海水淡水化プラントが供用を開始。チュニジア第2の都市スファックスで、日量10万m3の安全な水道水を生産するものであり、スファックス大都市圏の市民65万人が裨益。頻発する断水に悩まされてきた市民からは、「安心してシャワーを浴びることもできるようになった」などの声が寄せられている。また、同地域には、従来北部の水源を導水して供給してきていたが、海水淡水化プラントの完成により、導水量を3割以下に削減することができ、代わりに北部での給水量を増やすことにつながっているため、北部でも約50万人が裨益しており、裨益人口の合計は100万人を超える。乾燥地域に位置し、頻繁な干ばつが発生しているチュニジアにおいては、気候変動の影響により、地下水の塩水化や降雨の不安定化も顕在化しており、降雨量の変動とは関係なく安定的に供給可能な水源を提供する本施設は、気候変動適応策として大きな意義がある。 ◎ 史上最大規模のコレラのアウトブレイクに迅速に対応【③】：ザンビアでは2023年10月から史上最大規模と言われるコレラのアウトブレイクが発生し、半年余りで感染者約2万3千人、死亡者数約740人という被害があった。コレラの流行を食い止めるためには安全な水の供給が必要となることから、ザンビア「ルサカ郡総合病院運営管理能力強化プロジェクト」（技術協力プロジェクト）、同「感染症対策のためのラボサーベイランス強化プロジェクト」（技術協力プロジェクト）、同「下痢リスク可視化によるアフリカ都市周縁地域の参加型水・衛生計画と水・衛生統計」（科学技術協力）と連携の上、感染者が多数発生した首都ルサカの未計画居住区を対象に、給水施設を整備するための調査を開始した。隣国マラウイでも2023年にサイクロン「フレディ」がもたらした		
--	---	--	--

	洪水によって甚大な被害が発生する中、1 万人以上のコレラ感染者が発生。この事態に対応して、マラウイ「水系感染症及び洪水に強靱な水・衛生計画策定プロジェクト」（開発計画調査型技術協力）を迅速に開始し、ガイドラインの策定、優先プロジェクトとその実施計画の策定などに着手した。 ◎ 機構の支援を呼び水として他の開発パートナーの資金動員【②③④】：パキスタン第三の都市ファイサラバード市を対象に、JICA の支援により「ファイサラバード市上下水道・排水マスタープラン」を 2019 年 2 月に策定。2024 年 8 月に、本計画の内容と機構の主催により事業展開状況を説明するドナー会合を実施した結果、ドイツ復興金融公庫（KfW）が同マスタープランに基づく上水道分野での支援を決定した。そのほか、同マスタープランに基づき、フランス開発庁（AFD）が浄水場の建設に係る 106 百万ユーロの支援を、デンマーク国際開発庁（DANIDA）が下水処理場建設を、アジア開発銀行（ADB：Asian Development Bank）が下水処理場の建設支援を実施するなど、機構が策定を支援したマスタープランを呼び水として多数の開発資金の動員に繋がった。各援助機関からは、「機構支援のマスタープランがあったことで情報量が豊富であり、迅速に協力を決定することができた」と評価されている。また、ヨルダン南部のマアン県においても、機構の技術協力プロジェクトと無償資金協力が呼び水となり、欧州投資銀行（EIB）が 100 万ドルの支援を決定し、管路更新やメータ設置の支援を行うこととなった。 ◎ デジタル技術を活用して水道事業体の経営改善に貢献【③】：クラスター事業戦略「水道事業体成長支援」の達成をデジタル技術の活用によって迅速化するため、デジタル技術活用状況のアセスメン		
--	---	--	--

	ト方法、水道事業の運営や経営に必要なデジタルソリューションなどを整理した「水道事業体の発展段階を後押しするデジタル活用のための執務参考資料」を作成。その結果を踏まえて、2024 年度からバングラデシュのチョットグラム上下水道公社と、タンザニアのザンジバル水公社を対象に、概念実証（PoC）支援を実施した。チョットグラムでは、メータ検針アプリ、無収水削減ツール、水道事業経営ダッシュボードを導入し、試験運用を開始するとともに、デジタル化を進めるためのデータ戦略を策定。ザンジバルにおいては、水道事業全般に適用するデジタルプラットフォーム及び地下水源の塩水化対策・水資源管理のための GIS プラットフォームを導入。既にシステムは稼働し、パイロット地区において導入効果を検証中。ネパールでは、スマートメーター500 個をポカラ市に設置するとともに、料金請求・徴収を行うウェブアプリを構築し、デジタル技術を活用した確実な料金徴収を開始した。 ◎ ソーシャル・スタートアップとの連携により開発途上国の課題解決に貢献 【②③】：ウガンダでは、ウガンダ政府が JICA 海外協力隊の経験者が立ち上げた株式会社 SUNDA Technology Global が開発したデジタル技術を活用した手押しポンプ用の従量制料金徴収システムの導入を進めており、その拡大実証を支援。過去に無償資金協力にて整備した井戸群が所在するウガンダ・ムベンデ県において同社のプリペイドシステムを活用したハンドポンプ井戸の維持管理枠組みの開発効果を検証した。その結果、同社は 2024 年に 2 度、外部からの資金調達を実現した。タイでは、タイ首都圏水道公社（MWA）からの要望により、同公社が実施機関となって実施する第三国研修において、水道配管網の AI 解析を行う Fracta Japan 株式会社を招待し、老朽管解析の事例を紹介するなど、東南アジアへの展開を支援した。中南米地		
--	---	--	--

	域では、公募で選定され、生物多様性の主流化をミッションに掲げる株式会社 BIOME の初のグローバルサウス展開を支援。統合水資源管理分野の協力を展開しているボリビア・コチャバンバ県を対象として、生物多様性ホットスポットであるアンデス・アマゾン地域への事業展開を見据えた調査を 2024 年度に行った。同支援を通じ、同社は、100 万人のユーザーを持つ同社アプリの多言語対応グローバルアプリを開発する意思決定を行うなど、グローバル展開を大きく進める機会となった。 ◎ 技術協力の成果が水利組合法に採用【③】：2024 年 5 月にイラク「水利組合による持続的な灌漑用水管理プロジェクト（ステージ 2）」（技術協力プロジェクト）が終了。同プロジェクトは、対象地域における水利組合（Water Users Association: WUA）に対して、組織強化と持続的な灌漑施設管理を目的とした参加型灌漑事業計画の策定支援、及び同計画に基づいた活動の実施支援を行うものであり、WUA を通じて麦作にレーザー・ランドレベラーが導入され、節水栽培により増収する等の成果が得られるなど、WUA の重要性・有効性が示された。それらの成果を全国の灌漑地区へ普及すべく、プロジェクトの終盤には、大規模灌漑地区への WUA の推進を含む政策提言書が作成され、イラク政府に提出した結果、同提言の概要が WUA 法の改正時に反映された。 ◎ 手洗い施設の建設・啓発活動により感染症の拡大を予防【②③】：感染症の拡大を予防するためには、適切なタイミングと方法による手洗いが重要となるが、特に開発途上国では、設備が整っていないことが課題となっている。機構は、国際 NGO の WaterAid と協働し、ネパール、タンザニア、マダガスカルの 3 か国において、74 か所の学校、45 か所の保健施設を対象に、手洗い設備やトイレを建設したほか、石鹸		
--	---	--	--

	等を使用した適切な手洗いが慣習化するよう、300 人以上の学校教員、22,000 人以上の生徒に対して衛生啓発を実施した。その結果、エンドライン調査において、概ね90%以上の生徒やスタッフが、重要な場面での手洗いを励行していることが確認された。なお、WaterAid とは衛生啓発活動等で長年協力してきており、機構のこれまでの取組が評価され、WaterAid が施設の建設のため 115 万ドルの資金を負担することに繋がった ○ カンボジアでは「流域水資源利用プロジェクト」（技術協力プロジェクト）を通じて、利用者による水利調整実現を目指し流域管理委員会の設立を支援してきた。同成果を踏まえ、中央省庁、地方自治体、農家水利組合等の水利用者が主体となって取組を進めるために、先進的な取組である日本の事例を学び、基礎的能力向上を図るために国別研修「流域水資源利用」を実施した。 （2）SDGs 達成に向けた貢献 水資源・水供給分野においては、統合水資源管理の推進や、水供給施設の整備、給水サービスの改善や水道事業体の経営の改善のための能力強化等を通じて、主にSDGs ターゲット 6.1（安全な水の供給）、ターゲット 6.4（水利用の効率化）、ターゲット 6.5（統合水資源管理の推進）に貢献し、SDGs ゴール 6「すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する」の達成に貢献した。 （3）事業上の課題及び対応方針 日本政府が 2022 年 4 月に発表した「熊本水イニシアティブ」には、「今後 5 年間で約5千億円の支援を実施し、2030年のSDGs 目標達成、2050 年カーボン・ニュートラルの実現に向け、アジア太平洋地域をはじめとする世界の水関連の取組を加速化する」と書かれており、2022 年 8 月に開催	
--	--	--

	された TICAD8 でも「30 都市で上下水道整備・管理能力強化を支援」という日本の取組が発表された。これらの国際公約の達成を目指し、JICA グローバル・アジェンダに基づく協力を推進する。 その際には、地域の水問題を解決する実践的統合水資源管理の推進、及び自立的に資金調達を行って水道サービスの改善や拡張が行えるような「成長する水道事業体」の創出を目指し、保健、栄養、都市開発等の関連する分野とも協調して成果を拡大する。また、ウクライナ、パレスチナ等の人道的なニーズや復旧・復興ニーズにも機動的に対応する。 No.4 オ 防災・災害復興 (1) 業務実績 ◎ スタンドバイ借款により頻発化及び甚大化する自然災害の被害への迅速な対応を促進【①③】: 機構は、2024 年 10 月にフィジー「災害復旧スタンドバイ借款（フェーズ 2）」（円借款）の L/A に調印した。本事業は、災害リスクの高いフィジーにおいて、事前防災投資・防災主流化に係る政策アクションの実施を促進するとともに、災害発生後の復旧時に一時的に増大する資金ニーズに備えることにより、災害発生後の迅速な復旧を図り、もって当国の持続的な成長に寄与するもの。2016 年にフィジーを横断した大型サイクロン「ウィンストン」は総額約 6 億米ドル（当時の国家予算の約 36%）、被災人口約 54 万人（人口の約 6 割）の被害をもたらした。その後もサイクロンが頻繁に発生し、その被害の大きさも増幅している傾向にあることから、事前防災投資及び防災主流化に対する協力として、「防災の主流化促進プロジェクト」（技術協力プロジェクト）等多数の協力を実施している。これに加えて、本円借款事業により、災害発生時に必要となる資金ニーズに迅速に対応することが可能となる。これら一連の事業はオファー型協力として日本からフィジー政府に提案す		
--	---	--	--

	る形で実施している。 ◎ 日本の砂防技術により火山噴火の被害を防止【②③】：インドネシアでは火山噴火により多くの被害を受けてきており、1990 年から 2023 年までの間に死者 1 千人超、被災者約 70 万人、経済被害額約 5.6 億 US ドルに上る被害を受けてきている。機構は、2024 年 5 月に、インドネシア公共事業住宅大臣立ち合いの下、インドネシア水資源総局との間で火山砂防技術センターへの協力に係る覚書を締結した。同センターは、日本の協力のもと 1983 年に創設され、インドネシアにおける火山砂防技術者の養成及び砂防技術の開発を担っている。また、機構は、2024 年 12 月に砂防施設の修繕・整備や非構造物対策を実施することにより、火山噴火による被害からの復旧や災害リスクの削減を図る「火山防災セクター・ローン」（円借款）の L/A を調印した。インドネシア政府は、同センターを他国への技術普及を含む砂防分野の中核的研究・研修拠点に発展させたい考えであり、同支援及び有償勘定技術支援を通じ、覚書に基づき同構想を支援する。 ◎ 日本の経験を基にトルコ南東部を震源とする地震からの復興を支援【②③】：2023 年 2 月に発生したトルコ南東部を震源とする地震に対し、復旧・復興に係る支援を進めた。トルコ、カフラマンマラシュ自治体に対しては、復興計画の策定支援を行い、その復興計画の内容がカフラマンマラシュの自治体戦略計画に反映された。また、トルコの既存建築物の耐震化促進のため、日本で活用されている外付け工事による居ながら工法での耐震改修設計が、選定されたパイロット校舎にて実施された。今後、トルコ教育省により耐震改修工事が予定されている。さらに、2025 年 1 月は阪神・淡路大震災から 30 年目の節目であったことから、同年 2 月に関西国際大学教授、機構職員等がトルコを訪問し、日		
--	--	--	--

	本の地震防災に関する経験を発信したほか、本邦メディアをトルコに派遣した結果、日本国内で機構によるトルコへの協力概要が報道された。 ◎ スタンドバイ契約により自然災害後の被災状況の把握と復旧・復興支援策の検討を早期に実施【③】：機構は、2024年7月に「災害発生後の復興支援のための迅速な調査業務（スタンドバイ契約）」を、チーム派遣型で5社、単独型で7社56名と締結。自然災害の発生時に備え、あらかじめ調査団の派遣契約を締結しておくことで、発災後、被災国において Build Back Better（より良い復興）を実現し、災害に強い国・社会づくりの支援を早期に開始するための準備を整えた。2024年12月17日にバヌアツで発生した地震災害に対しては、チーム派遣型で締結済みの5社からの簡易プロポーザルの評価を経て、発災後10日で契約を締結。2025年1月5日に現地調査を開始し、発災後約1か月半で先方政府に対し被災状況の調査結果を報告するとともに、日本政府との間で復旧・復興支援策の具体的検討を開始した。スタンドバイ契約では、洪水、土砂災害、地震、海岸災害、火山災害に対応すべく、各種専門性を有したコンサルタントとの契約を締結しており、今後も復旧・復興支援の迅速な検討・立ち上げに対応することが可能となっている。 ◎ 継続した支援により事前防災投資を推進【③】：パキстанは洪水、土砂災害、地震等の自然災害の多発国である。特に、洪水による経済被害への損失は顕著であり、直近の2022年のモンスーンによる大規模な洪水では、被災者3,300万人以上、死者数1,700万人以上、被害家屋約200万棟、道路・灌漑施設等のインフラ損壊など合計152億ドルに及ぶ被害が生じた。機構は、洪水発生前から長年にわたり、個別専門家や技術協力などを通じて洪水		
--	--	--	--

	リスク削減に資する協力を実施してきたことから、洪水直後の災害後のニーズ調査に参画。その後、パキスタン側の方針にも整合させる形で、特に洪水による経済損失が大きいインダス川流域に着目した支援方針を Big Picture として定め、事前防災投資に資する協力を展開。具体的には、「災害対応技術協力」の第一号案件である「2022 年洪水を踏まえた効果的な堤防管理のための能力強化プロジェクト」（技術協力プロジェクト）により、インダス川に設置されている堤防の維持管理に関する体制・能力強化を支援しているほか、2024 年 12 月には、インダス川上流における水文観測機器・データモニタリングシステムの整備や流域の護岸施設の強度を向上する無償資金協力「インダス川流域における洪水管理強化計画」に係る G/A を締結した。さらに、「サッカル市における気象レーダー設置計画」（無償資金協力）、「ムルタン市気象レーダー整備計画」（無償資金協力）及び「気象予報能力強化プロジェクト」（技術協力プロジェクト）も実施している。加えて、過去の浸水被害を踏まえ、床高に設計された災害に強い学校づくりを支援する無償資金協力「シンド州洪水被災地域における教育施設改修計画」も実施中。これら一連の協力により、事前防災投資に大きく貢献している。 （2）SDGs 達成に向けた貢献 防災分野は、SDGs の複数ターゲットに貢献する横断的事項であり、仙台防災枠組の 4 つの優先行動を踏まえた協力を展開した。具体的には災害リスクの理解を通じた防災教育や防災訓練を通して災害の負のスパイラルを予防することにより、SDGs ターゲット 1（貧困をなくそう）に貢献。また、災害に強いインフラの整備、災害リスクを削減するインフラの整備を通してターゲット 1.5（災害脆弱性の軽減）、ターゲット 11（住み続けられるまちづくりを）に貢献した。また、ターゲット 13（気		
--	---	--	--

		候変動に具体的な対策を) について、気象観測能力の強化等に取り組み達成に貢献した。 (3) 事業上の課題及び対応方針 仙台防災枠組の達成まで残り 10 年となった。2020 年のターゲットに向けて防災計画策定を支援してきたが、防災計画に基づく災害リスク削減に向けた事業の実施に困難が生じている。今後は具体的な事業の実施促進をより強化し、2030 年のターゲット達成に向けて、引き続き防災投資の促進に係る事業の実施を継続・強化する。また、実施能力の強化、関係機関の連携強化を通じた防災の主流化に力を入れて取り組んでいく。		
--	--	--	--	--

4. その他参考情報
特になし。

(別添) 中期目標、中期計画、年度計画			
	中期目標	中期計画	年度計画
	中期目標：3. (4) 中期目標・中期計画・年度計画は、JICA ウェブサイト (https://www.jica.go.jp/about/disc/chuki_nendo/index.html) を参照。	中期計画：2. (1) ④	年度計画 1. (4) 地球規模課題への取組を通じた持続可能で強じんな国際社会の構築